

# 官報

號外 昭和十五年二月九日

## ○第七十五回 衆議院議事速記録第九號

昭和十五年二月八日(木曜日)  
午後一時二十五分開議

議事日程 第八號  
昭和十五年二月八日  
午後一時開議

第一 昭和十五年度一般會計歳出ノ財

源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律  
案(政府提出) 第一讀會

第二 昭和十二年法律第八十四號中改  
正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)  
(政府提出) 第一讀會

第三 職員健康保険特別會計法案(政  
府提出) 第一讀會

第四 作業會計法中改正法律案(政府  
提出) 第一讀會

第五 造幣局東京出張所ノ廳舍、工場  
其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營  
擴張ニ要スル經費ニ關スル法律案  
(政府提出) 第一讀會

第六 昭和十三年法律第五十三號中改  
正法律案(印刷局据置運轉資本補足  
ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

第七 所得稅法改正法律案(政府提出)  
(政府提出) 第一讀會

第八 法人稅法案(政府提出) 第一讀會

第九 特別法人稅法案(政府提出) 第一讀會

第十 配當利子特別稅法案(政府提出)  
(政府提出) 第一讀會

第十一 外貨債特別稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第十二 相續稅法中改正法律案(政府  
提出) 第一讀會

第十三 建築稅法案(政府提出) 第一讀會  
第十四 鑄區稅法案(政府提出) 第一讀會  
第十五 臨時利得稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第十六 營業稅法案(政府提出) 第一讀會  
第十七 地租法中改正法律案(政府提  
出) 第一讀會

第十八 酒稅法案(政府提出) 第一讀會  
第十九 清涼飲料稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第二十 砂糖消費稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第二十一 織物消費稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第二十二 捉發油稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第二十三 物品稅法案(政府提出)  
(政府提出) 第一讀會

第二十四 遊興飲食稅法案(政府提出)  
(政府提出) 第一讀會

第二十五 取引所稅法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第二十六 通行稅法案(政府提出)  
(政府提出) 第一讀會

第二十七 入場稅法案(政府提出)  
(政府提出) 第一讀會

第二十八 印紙稅法中改正法律案(政  
府提出) 第一讀會

第二十九 骨牌稅法中改正法律案(政  
府提出) 第一讀會

第三十 狩獵法中改正法律案(政府提  
出) 第一讀會

第三十一 明治四十四年法律第四十五  
號中改正法律案(砂糖消費稅織物消  
費稅等ノ徵收ニ關スル件)(政府提出)  
第一讀會

第三十二 大正九年法律第五十一號中  
改正法律案(内地臺灣又ハ樺太ヨリ  
朝鮮ニ移出スル物品ノ內國稅免除ニ  
關スル件)(政府提出) 第一讀會

第三十三 支那事變特別稅法及臨時租  
稅增徵法廢止法律案(政府提出) 第一  
讀會

第三十四 營業收益稅法廢止法律案  
(政府提出) 第一讀會

第三十五 資本利子稅法廢止法律案  
(政府提出) 第一讀會

第三十六 法人資本稅法廢止法律案  
(政府提出) 第一讀會

第三十七 臨時租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第三十八 法人資本稅法廢止法律案  
(政府提出) 第一讀會

第三十九 資本利子稅法廢止法律案  
(政府提出) 第一讀會

第四十 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十一 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十二 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十三 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十四 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十五 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十六 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

第四十七 临时租稅措置法中改正法律  
案(政府提出) 第一讀會

提出者

岡本實太郎君	牧野賤男君
牧野良三君	名川侃市君
世耕弘一君	津原武君
清瀬一郎君	

檢察廳法案

提出者

野田文一郎君	作田高太郎君
今成留之助君	池田清秋君
眞鍋勝君	南雲正朔君
高橋義次君	手代木隆吉君
西田郁平君	中山福藏君
村松久義君	菊池良一君
内藤剛正君	松永東君
森田重次郎君	田村秀吉君
岡本實太郎君	牧野良三君
服部英明君	世耕弘一君
牧野賤男君	原玉重君
津原武君	清瀬一郎君

提出者



第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保

有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運

用スルコトヲ得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫

算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之

ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第二條第四項ヲ左ノ如ク改ム

海軍燃料廠据置運轉資本ハ六百萬圓ト

シ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

造幣局東京出張所ノ廳舍、工場其ノ他

ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要

スル經費ニ關スル法律案

造幣局東京出張所ノ廳舍、工場其ノ他

建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル

經費ニ充用スル爲造幣局資金ノ内三百萬

圓ヲ限リ昭和十五年度及昭和十六年度ニ

瓦リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入ルベキ金額ノ毎年

度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ

翌年度ニ繰越し使用スルコトヲ得

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附則  
昭和十三年法律第五十三號中改正法律案  
昭和十三年法律第五十三號中左ノ通改正ス  
第一條第一項但書中「四百萬圓」ヲ「七百萬圓」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附則  
昭和十三年法律第五十三號中改正法律案  
昭和十三年法律第五十三號中左ノ通改正ス  
第一條第一項但書中「四百萬圓」ヲ「七百萬圓」ニ改ム

(國務大臣櫻内幸雄君登壇)

○國務大臣櫻内幸雄君 只今議題トナリ

マシタ昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ

充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外五件ニ

付提出ノ理由ヲ説明致シマス

先づ昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ

充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ニ付テ説

明致シマス、昭和十五年度一般會計歲出ノ

財源ト致シマシテ、現行ノ震災善後公債法及

ビ道路公債法ニ依ル公債ヲ發行致シマスル

外、歲入ノ不足ヲ補填スル爲十六億五千五

百萬圓ノ公債ノ發行ヲ要スルノアリマス

ガ、是ガ爲ニハ別ニ起債ノ權能ヲ得ルコト

ガ必要デアリマス、尙ホ從來ノ例ニ依レバ、

昭和十五年度歲出豫算中若干ノ金額ハ翌年

度ヘ繰越サルル結果ニナルデアラウト存ゼ

ラレマスル所、其ノ繰越額ノ財源タル公債

ハ、必ズシモ之ヲ昭和十五年度内ニ於テ發

行スルノ必要ハアリマセヌノデ、之ヲ其ノ

翌年度ニ於テ發行シ得ルコトスルノヲ適

當ト認メマシテ、本法律案ヲ提出致シマシ

タ次第デアリマス

次ニ昭和十二年法律第八十四號中改正法

案ニ付テ説明致シマス、支那事變ニ關ス

ル經費ニ付キマシテハ、第七十一回、第七

十二回、第七十三回及び第七十四回ノ各帝

國議會ノ協賛ヲ經マシテ、其ノ財源ニ充ツ

ル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル權能ヲ得テ居ル

ノデアリマスガ、事態ノ推移ニ伴ヒマシテ更ニ

シテ、造幣局ノ現在ノ設備能力ニ依リマ

スル經費ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説

明致シマス、補助貨幣ノ需要増加ニ伴ヒマ

シテ、造幣局ノ現在ノ設備能力ニ依リマ

スル經費ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説

明致シマス、職員健康保險法ニ基キマシテ、

マシテ、

據置運轉資本ニ不足ヲ生ジマシタ場合ニ、一時補足シ得ルコトスルノ必要

ガアリマスル爲、本法律案ヲ提出致シマシ

タ次第デアリマス

以上説明致シマシタ各法律案ニ付キマシ

テハ、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレ

ンコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 各案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○服部崎市君 日程第一乃至第六ノ六案ハ、一括シテ議長指名二十七名ノ委員ニ併

ニ相成リマスノ例ニ依レバ、

ト相成リマスノ例ニ依レバ、

ニ増額致シマシテ、漸次一般會計ヨリ之ヲ

繰入ルルコトトスルノ必要ガアリマスル

ト相成リマスノ例ニ依レバ、

程第二十九、骨牌稅法中改正法律案、日程第三十、狩獵法中改正法律案、日程第三十一、明治四十四年法律第四十五號中改正法律案、日程第三十二、大正九年法律第五十號中改正法律案、日程第三十三、支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律案、日程第三十四、營業收益稅法廢止法律案、日程第三十五、資本利子稅法廢止法律案、日程第三十六、法人資本稅法廢止法律案、日程第三十七、臨時租稅措置法中改正法律案右三十一案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——櫻内大臣
---

第七 所得稅改正法律案(政府提出) 第一讀會 第八 法人稅法案(政府提出) 第一讀會 第九 特別法人稅法案(政府提出) 第一讀會 第十 配當利子特別稅法案(政府提出) 第一讀會 第十一 外貨債特別稅法中改正法律案(政府提出) 第十二 相續稅法中改正法律案(政府提出) 第十三 建築稅法案(政府提出) 第一讀會 第十四 鑄區稅法案(政府提出) 第一讀會 第十五 臨時利得稅法中改正法律案(政府提出) 第十六 營業稅法案(政府提出) 第一讀會 第十七 地租法中改正法律案(政府提出) 第十八 酒稅法案(政府提出) 第一讀會 第十九 清涼飲料稅法中改正法律案(政府提出) 第二十 砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)
--

第三十一 狩獵法中改正法律案(政府提出) 第一讀會 第三十二 大正九年法律第五十一號中改正法律案(內地臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出斯ル物品ノ内國稅免除ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會 第三十三 支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律案(政府提出) 第一讀會 第三十四 營業收益稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會 第三十五 資本利子稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會 第三十六 法人資本稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會 第三條 法人左ノ各號ノニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ム 一 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハノトキ ノ支拂ヲ受クルトキ 二 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハノトキ ノ支拂ヲ受クルトキ 三 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハノトキ ノ支拂ヲ受クルトキ 四 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハノトキ ノ支拂ヲ受クルトキ 五 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハノトキ ノ支拂ヲ受クルトキ 六 本法ニ於テ合同運用信託トハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ共同セザル多數ノ委託者ノ信託財產ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ 第八條 左ノ金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做シ本法ヲ適用ス 一 株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社若ハ出資ノ減少ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額ガ其ノ株式ノ拂达濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額又ハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ム 二 法人解散シタル場合ニ於テ殘餘財產ノ分配トシテ株主又ハ社員ノ受クル金額ガ其ノ株式ノ拂达濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其
---

二 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ヲ受クルトキ 第四條 北海道、府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セズ 第五條 命令ヲ以テ指定スル重要物產ノ製造採掘又ハ採取ヲ業トスル個人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生ズル所得ニ付所得稅ヲ免除ス 第六條 信託財產ニ付生ズル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スペキ受益者が信託財產ヲ有スルモノト看做シテ所得稅ヲ賦課ス但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相續人ヲ以テ受益者ト看做ス公益信託ノ信託財產ニ付生ズル所得ニハ所得稅ヲ課セズ 第七條 本法ニ於テ合同運用信託トハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ共同セザル多數ノ委託者ノ信託財產ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ 第八條 左ノ金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做シ本法ヲ適用ス 一 株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社若ハ出資ノ減少ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額ガ其ノ株式ノ拂达濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額又ハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ム 二 法人解散シタル場合ニ於テ殘餘財產ノ分配トシテ株主又ハ社員ノ受クル金額ガ其ノ株式ノ拂达濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其
---



ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ  
以テ利子ノ支拂ヲ受クル者ト看做ス

トキハ分類所得税ノ課セズ  
戸主及其ノ同居家族ノ不動産所得ハ之ヲ令算ノ其ノ總額ニ計前項、現主ヲ窺

用ズ戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ不動産所得ニ付亦同ジ

第十五條 乙種ノ配當利子所得ハ百圓ニ  
満タザルトキハ分類所得稅ヲ課セズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テ  
ヲ準用ス

ノ定ムル所ニ依リ年六百圓ノ割合ニ依  
リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル

金額ヲ其ノ給與ヨリ控除ス  
同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質

チ有スル給興ト其ノ他ノ給興トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先ヅ賞與及賞異ノ性質ヲ有スレ給興以外、

給與ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質

ヲ有スル給與ニ及ブ  
二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ

受クル者ニ付テハ前二項ノ規定ニ依ル  
控除ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

ヨリ左ノ金額ヲ控除ス  
付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得

二 事業所得ニ付テハ四百圓  
乙種ノ勤勞所得ニ付テハ六百圓

事業所得ト乙種ノ勤労所得トヲ有スル者ノ事業所得ニ付テハ前項第一号ノ規定ニ依ル空余、乙種<sup>勤労</sup>所得ノ一項

勤勞所得方六百圓ニ満タザルトキハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ四百圓ト乙種ノ勤

勞所得ノ三分ノ二ニ相當スル金額トノ  
差額ヲ事業所得ヨリ控除ス

第十八條 前年中ニ甲種ノ勤勞所得ニ付

第三 事業所得	百分ノ八・五	百分ノ七・五	乙種	三 其ノ他	
第五 山林ノ所得	千六百圓以下ノ金額	百分ノ五	第四 勤勞所得	百分ノ六	
第六 退職所得	千六百圓ヲ超ユル金額	百分ノ七・五	第三 事業所得	百分ノ十	
第七 各級ノ所得	所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	百分ノ十	第二 勤勞所得	百分ノ九	
第八 第二十二條	第一項ノ規定ニ該當セザル個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル	百分ノ九	第一 不動產所得	百分ノ九	
第九 第二十一條	分類所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス	百分ノ九	第二 配當利子所得	百分ノ九	
第十 第二十條	山林ノ所得ニ付テハ其ノ所得ヨリ四百圓ヲ控除ス	百分ノ九	第十一 第十九條	同居ノ戸主及其ノ家族中二人以上ノ者ガ事業所得ヲ併セ有スルトキハ其ノ所得ニ付テハ命令ノ定ムル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ戸主ト別居スル二人以上以ノ同居家族ノ事業所得ニ付亦同上ノ規定ニ依リ其ノ事業所得ヨリ控除スペキ金額ハ總額ニ於テ四百圓又ハ數人ノ所得ヨリ之ヲ控除ス	百分ノ九
第十二 第十八條	前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依リ控除スペキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅義務者ノ一人又ハ數人ノ所得ヨリ之ヲ控除ス	百分ノ九	第十三 第十七條	山林ノ所得ニ付テハ其ノ所得ヨリ四百圓ヲ控除ス	百分ノ九
第十四 第十六條	事業所得ニ付テハ四百圓ト第十六條第一項ノ規定ニ依リ控除シタル金額ノ三分ノ二ニ相當スル金額トノ差額	百分ノ九	第十五 第十六條	事業所得ニ付テハ四百圓ト第十六條第一項ノ規定ニ依リ控除シタル金額トノ差額	百分ノ九
第十六 第五	甲種	百分ノ八・五	第十七 第四	勤勞所得	百分ノ六
第十七 第三	事業所得	百分ノ十	第十八 第二	不動產所得	百分ノ九
第十八 第一	國債ノ利子	百分ノ四	第十九 第一	不動產所得	百分ノ九
第十九 第二	國債以外ノ公債ノ利子	百分ノ九	第二十 第二十一條	分類所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス	百分ノ九
第二十一 第二	配當利子所得	百分ノ十	第二十二 第二十二條	第一項ノ規定ニ該當セザル個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル	百分ノ九

事務所ヲ有セザル法人ノ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス	一 國債ノ利子 百分ノ九
二 國債以外ノ公債ノ利子 百分ノ十四	四 其ノ他 百分ノ十五
三 前條第二項ニ規定スル預金ノ分配利子及百分ノ十	第一條ノ規定ニ該當セザル個人ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益又ハ剩餘金ノ處分タル賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ對スル分類所得稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス
四 前條第二項ニ規定スル預金ノ分配利子及百分ノ十四	第一二三條 信託會社ガ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財產ニ付納付シタル甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該合同運用信託ノ利益ニ對スル分類所得稅額ヨリ之ヲ控除ス
五 第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日ノ現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス	前項ノ場合ニ於テ控除スベキ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ハ甲種ノ配當利子所得ノ計算上當該合同運用信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

スル分類所得税ニ及ブ  
二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤労所得ヲ  
受クル者ニ付テハ前二項ノ規定ニ依ル  
控除ハ命令ノ定ムル所ニ依ル  
第一項ノ扶養家族ガ前年中ニ甲種ノ勤  
勞所得ヲ有シ又ハ其ノ年分ノ事業所  
得乙種ノ勤労所得若ハ山林ノ所得ヲ  
有スル場合ニ於テ第十六條第一項、第  
十七條、第十八條又ハ第二十條第一項、第  
二十一條又ハ第二十二條第一項、第  
二十二條、第十三條又ハ第二十條第一項、第  
二十一條又ハ第二十二條第一項ノ規  
定ニ依リ此等ノ所得ヨリ控除スル  
金額ガ總額ニ於テ百五十圓ヲ超ユルト  
キハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規  
定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ  
第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一  
項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ  
扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル  
控除ハ之ヲ爲サズ  
第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一  
項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ  
扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル  
控除ハ之ヲ爲サズ  
第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一  
項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ  
扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル  
控除ハ之ヲ爲サズ

令ノ定ムル所ニ依リ納稅義務者ノ一人  
又ハ數人ノ分類所得税額ヨリ之ヲ控除  
ス  
第一項ノ所得ヲ有スル者綜合所得税ノ  
賦課ヲ受クル者ナルトキハ同項ノ規定  
ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ  
第一項ノ扶養家族トハ當該所得ヲ有スル者  
ノ戶主及家族中年齢十八歳未滿若ハ六  
十歳以上又ハ不具廢疾ノ者ヲ謂フ  
前項ニ規定スル不具廢疾者ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム  
第二十七條 第二十四條及第二十五條ノ  
規定ハ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者  
ニハ之ヲ適用セズ  
第三章 総合所得税  
第二十八條 総合所得税ハ個人ノ總所得  
ニ付テ之ヲ賦課ス但シ第一條ノ規定ニ該  
當セザル個人ニ在リテハ本法施行地ニ  
於ケル資産又ハ事業ヨリ生ズル所得ニ  
付テノミ総合所得税ヲ賦課ス  
第二十九條 左ノ各號ニ該當スル所得ニ  
付テハ綜合所得税ヲ課セズ  
一 第十一條第一項第一號乃至第五號  
及第七號ノ所得  
二 第三十條第一項第八號ノ所得中營  
利ヲ目的トスル繼續の行為ヨリ生ジ  
タルニ非ザル一時ノ所得  
三 一時恩給及退職給與並ニ此等ノ性  
質ヲ有スル給與  
ノ貸付ニ因ル所得ハ前年中ノ總收入  
金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル  
第一項ノ扶養家族ニ付前條第一項ノ規  
定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家  
族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ  
ヲ準用ス  
第一項ノ扶養家族ニ付第一項ノ規定ヲ  
合算シ其ノ總額ニ付第一項ノ規定ヲ  
定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家  
族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ  
之ヲ爲サズ

戶主及其ノ同居家族ノ分類所得税ハ之  
ヲ合算シ其ノ總額ニ付第一項ノ規定ヲ  
適用ス戸主別居スル二人以上ノ同居  
家族ノ分類所得税ニ付亦同ジ  
前項ノ場合ニ於テ控除スペキ金額八命  
二 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公  
債、社債、銀行預金及第二十一條第  
二項ニ規定スル預金ノ利子並ニ命令

ヲ以テ定ムル合同運用信託ノ利益ハ  
前年中ノ収入金額（無記名ノ公債及  
社債ノ利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル  
金額）ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタ  
ル金額  
三 前號以外ノ公債、社債及預金ノ利  
子並ニ合同運用信託ノ利益ハ前年中  
ノ収入金額（無記名ノ公債及社債ノ  
利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）  
ノ收入金額ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要  
シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額  
五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配  
當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日  
ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額  
(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ  
受ケタル金額)ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ  
要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額  
六 山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額  
ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額  
受ケタル金額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス  
前條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付  
テ之ヲ準用ス  
第八條ニ規定スル利益ノ配當、山林ノ  
所得及其ノ他ノ所得ハ各ノ區分シ其  
ノ各所得ニ付前項ノ規定ヲ適用ス  
前條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付  
テ之ヲ準用ス  
第三十三條 総合所得税ハ總所得金額ヲ  
左ノ各級ニ區分シ第八條ニ規定スル  
シテ之ヲ賦課ス但シ第八條ニ規定スル  
利益ノ配當及山林ノ所得ハ各他ノ所得  
ト之ヲ區分シ第八條ニ規定スル利益ノ  
配當ニ付テハ其ノ所得金額ニ對シ本項  
ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ以  
テ其ノ税率トシ山林ノ所得ニ付テハ其  
ノ所得ヲ五分シタル金額中千圓ヲ超エ  
五千圓以下ノ金額ニ對シテハ百分ノ五  
ノ税率ヲ、五千圓ヲ超ユル金額ニ對シ  
テハ本項ノ税率ヲ適用シテ算出シタル  
金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ税率  
トス  
五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十  
八千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十五  
一萬二千圓ヲ超ユル  
金額  
二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五  
三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十



市區町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキ  
ハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公  
示スベシ

第四十六條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之  
ヲ行フ

投票ハ所得調査委員及補缺員ノ各選舉  
ニ付一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ  
投票所ニ到リ被選舉人各一人ノ氏名ヲ  
各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之  
ヲ選舉人ニ交付ス

第四十七條 市區町村長ハ投票ヲ調査シ  
直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スベシ

第四十八條 稅務署長前條ノ報告ヲ受ケ  
タルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スベ  
シ

第四十九條 投票、開票及選舉會ニハ立  
會人ヲ立會ハシムベシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ  
定ム

第五十條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ  
當選人トス投票ノ數同ジキトキハ年齢  
多キ者ヲ取り年齢同ジキトキハ抽籤ヲ  
以テ之ヲ定ム

所得調査委員ニ當選シタル者同時ニ補  
舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ  
氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村  
長ニ通知スベシ

第五十一條 所得調査委員及補缺員ノ選  
舉員ニ當選スルモ補缺員タルコトヲ得  
ズ

市區町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキ  
ハ當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第五十二條 所得調査委員又ハ補缺員ニ  
當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之

第五十三條 所得調査委員及補缺員ノ任  
期ハ選舉期日ノ屬ヘル月ヨリ四年トス  
選舉區域ノ變更ニ因リ其ノ區域内ニ於  
ケル第三十六條第一項ノ所得ニ付其ノ  
年所得金額ノ決定ヲ受ケタル者及個人  
ノ營業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受  
ケタル者ノ合計數ニ五分ノ一以上ノ增  
減ヲ來シタル場合ニ於テハ所得調査委  
員及補缺員ノ任期ハ選舉區域ノ變更ア  
リタル月ヲ以テ終了スルモノトス但シ  
其ノ選舉區域ノ變更ノ月ガ一月又ハ二  
月ナルトキハ三月、四月乃至八月ナル  
トキハ九月、十二月ナルトキハ翌年三  
月ヲ以テ終了スルモノトス  
第四十三條第二項ノ規定ハ其ノ年分ノ  
所得金額及純益金額ノ決定前選舉區域  
ノ變更アリタル場合ニ付之ヲ準用ス  
第五十四條 所得調査委員及補缺員ノ改  
選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於  
テ之ヲ行フ  
第五十五條 所得調査委員ニ缺員ヲ生ジ  
タルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補缺  
員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同ジキ  
トキハ年齡多キ者ヲ取り年齡同ジキト  
キハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
所得調査委員ニ缺員ヲ生ジ之ヲ補充ス  
ベキ補缺員ナキトキハ所得調査委員ノ  
補缺選舉ヲ行フ  
第五十六條 前條ノ規定ニ依リ所得調査  
委員又ハ補缺員ト爲リタル者ハ前任者  
ノ殘任期間ニ在ス  
選舉區域ノ變更ニ因リ新ニ選舉セラレ  
タル所得調査委員及補缺員ノ任期ハ選  
舉區域變更前ニ於ケル所得調査委員及  
補缺員ノ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年  
ヲ以テ終了ス  
第五十七條 所得調査委員又ハ補缺員第  
四十三條第一項各號ノ一ニ該當スルニ  
至リタルトキ、第三十六條第一項ノ所

得ニ對スル所得稅若ハ營業稅ノ何レニ付テモ納稅義務有セザルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉區域内ニ居住セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ  
第五十九條 所得調查委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク  
第六十條 所得調查委員會ハ每年開會ノ始ニ於テ所得調查委員中ヨリ會長ヲ選舉スベシ  
第六十一條 稅務署長ハ毎年第三十六條第一項ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スベシ  
前項ノ規定ハ第二十五條ノ規定ニ依ル控除ニ因リ徵收稅額ナシト認ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ  
前二項ノ規定ハ第三十六條第二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
第六十二條 所得調查委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ  
議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十三條 所得調查委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ズ  
第六十四條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調查委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
第六十五條 所得調查委員ニハ手當及旅費ヲ給ス  
第六十六條 所得調查委員ハ自己ノ所屬スル所得調查委員會ノ調査ニ依リ決定セラレタル課稅標準額ニ對スル審査ノ請求、訴願又ハ行政訴訟ニ付納稅義務者ノ代理ヲ爲シ若ハ其ノ相談ニ應ズ

ヲ以テ業事爲シ又ハ報酬ヲ得テ此等ノ事務ヲ行フコトヲ得ズ  
第六章 審査、訴願及行政訴訟  
第六十七條 納稅義務者第三十九條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セズ  
第六十八條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス  
所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得  
第三十八條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ付之ヲ準用ス  
第六十九條 各稅務監督局所轄内ニ所得審査委員會ヲ置ク  
所得審査委員會ハ左ノ所得審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス  
一 稅務監督局高等官中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人  
二 稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ所得調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人  
所得審査委員會、所得審査委員及其ノ補缺員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第七十條 所得調査委員ヨリ選舉セラレタル所得審査委員ニハ日當及旅費ヲ給  
第七十一條 第六十八條第一項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス  
第七十二條 甲種ノ配當利子所得、甲種

ノ勤勞所得又ハ甲種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅ハ支拂者支拂ノ際之ヲ徵收シ翌月十日迄ニ政府ニ納付スペシ  
第七十三條 不動產所得、乙種ノ勤勞所得、子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅=個人ノ總所得ニ對スル綜合所得稅ハ其ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得  
第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日限 第二期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限 第三期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限 第四期 翌年三月一日ヨリ末日限

第七十四條 第七十二條ノ規定ニ依リ徵收スベキ分類所得稅ヲ徵收セザルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セザルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者  
第七十九條 債給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給若ハ賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ  
第八十條 左ニ掲タル者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
第八十二条 政府ハ第七十二條ノ規定ニ依リ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ヲ徵收シタル者及第八十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シ命令ソ定期ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
第八十四条 不動產所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅=個人ノ總所得ニ對スル綜合所得稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得  
第八十五条 納稅義務者納稅地ニ現住セザルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲其ノ地ニ於テ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スペシ本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅所又ハ居所ヲ移サントスルトキ亦同キハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス  
第八十六条 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ株主若ハ社員又ハ之ト親族、使用者、命令ヲ以テ定ムル出資關係アル法入等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付スル帳簿書類其ノ他又ハ其ノ營業ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得  
第八十七条 本法施行地ニ於テ利子ノ支拂ヲ爲スペキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者(委託募集ノ場合ハ委託ヲ受ケ募集)

第七十七條 本法施行地ニ於テ利子ノ支拂ヲ爲スペキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ニ質問ヲ爲シ又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢查スルコトヲ得  
第七十八條 本法施行地ニ於テ無記名ノ公債、社債又ハ株式ニ付利子又ハ配當ノ支拂ヲ受クル者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ氏名又ハ名稱、住所其ノ他必要ナル事項ヲ利子又ハ配當ノ支拂ノ取扱者ニ告知スベシ  
第七十九條 債給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給若ハ賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ  
第八十条 左ニ掲タル者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
第八十二条 政府ハ第七十二條ノ規定ニ依リ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ヲ徵收シタル者及第八十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シ命令ソ定期ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
第八十四条 不動產所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅=個人ノ總所得ニ對スル綜合所得稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得  
第八十五条 納稅義務者納稅地ニ現住セザルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲其ノ地ニ於テ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スペシ本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅所又ハ居所ヲ移サントスルトキ亦同キハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス  
第八十六条 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ株主若ハ社員又ハ之ト親族、使用者、命令ヲ以テ定ムル出資關係アル法入等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付スル帳簿書類其ノ他又ハ其ノ營業ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得  
第八十七条 本法施行地ニ於テ利子ノ支拂ヲ爲スペキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ニ質問ヲ爲シ又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨

第九十條 正當ノ事由ナクシテ第八十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スペキ支拂調書若ハ計算書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第九十一條 第六十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第九十二条 正當ノ事由ナクシテ第八十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スペキ支拂調書若ハ計算書ヲ提出シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第九十三条 第八十一條ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨



第二條 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ對シテハ其ノ所得及資本ノ全部ニ付法人稅ヲ賦課シ本法

施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ニ對シテハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ノ所得及之ニ關スル資

本ニ付テノミ法人稅ヲ賦課ス

第三條 前條ノ規定ニ依リ法人稅ヲ賦課スル所得及資本ハ左ニ掲タルモノトス  
一 各事業年度ノ所得

二 清算所得

三 各事業年度ノ資本

第四條 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ各事業年度ノ所得

ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除ジタル金額ニ依ル但シ相互保險會社及會員組織ノ取引所ニ在リテハ各事業年度ノ剩餘金ニ依ル

法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スペキ法人税及臨時利得稅ハ前項ノ所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

該法人ノ各事業年度開始ノ日前一年以内ニ開始シタル事業年度ニ於テ生ジタル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ第一項

ノ所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

法人ガ各事業年度ニ於テ生ジタル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ第一項

ノ所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ各事業年度ノ資本ハ本

法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前四項ノ規定ニ準ジ計算シタル金額ニ依ル

第五條 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ各事業年度ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前四項ノ規定ニ準ジ計算シタル金額ニ依ル

ハ法人稅ノ賦課一付之ヲ準用ス

信託會社ノ各事業年度ノ所得ノ計算ニ付テハ合同運用信託ニ因ル收入及支出ハ其ノ總益金及總損金ヨリ各之ヲ控除ス

第六條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財產ノ價額ガ解散當時ノ拂込株式金

額又ハ出資金額及積立金額ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ

法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員

方合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金錢ノ總額ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額又ハ出資

金額及積立金額ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ

消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第七條 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本ハ各事業年度ノ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額、基金又ハ醸金及積立金額ヨリ各月末ニ於ケル繰越缺損金額ヲ捨除シタル金額ノ月割平均額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジタルモノヲ十分シテ計算シタル金額ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ各事業年度ノ資本ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前四項ノ規定ニ準ジ命令ノ定ムル所ニ依リ

計算シタル金額ニ依ル

第八條 法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第九條 本法ニ於テ積立金額トハ積立金額ニ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額

ノ相應スル額ヲ算出シタル殘額ノ百分

率七十ニ相當スル金額トス

前項ノ規定ハ法人ノ清算所得ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 法人ノ各事業年度分ノ臨時利得稅額ハ當該事業年度ノ所得金額ヨリ

得稅額ハ當該事業年度ノ所得金額ヨリ

之ヲ控除ス

法人稅ヲ課スペキ所得ト其ノ利子ノ所得

トヲ有スル法人ノ所得金額ヨリ捨除ス

ベキ臨時利得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十五條 法人ノ清算期間中ニ於テ生ジ又ハ合併ニ因リ生ジタル所得ニシテ本法其ノ利子ノ所得及之ヲ控除ス

法人稅ヲ課スペキ所得ト其ノ利子ノ所得

トヲ有スル法人ノ所得金額ヨリ捨除ス

ベキ臨時利得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十六條 法人稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ

稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十一條 北海道、府縣、市町村其ノ他

民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタ

ル法人ニハ法人稅ヲ課セズ

第十二條 命令ヲ以テ指定スル重要物產

ノ製造、採掘又ハ採取ヲ爲ス法人ニハ

命令ノ定ムル所ニ依リ製造、採掘又ハ

採取ノ事業ヲ開始シタル年及其ノ翌年

ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生ヌル所得ニ

付法人稅ヲ免除ス

第十三條 第四條ノ規定ニ依リ法人ノ各

事業年度ノ所得ヲ計算スル場合ニ於テ

法人ガ國債ヲ所有スルトキハ國債ノ利

子額中其ノ國債ヲ所有シタル期間ノ利

子額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額ヲ命

令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得ヨリ控除ス

ス但シ國債ノ利子ガ外貨債特別稅又ハ配當利子特別稅ヲ課セラルモノナル

トキハ其ノ控除額ハ其ノ國債ヲ所有シタル期間ノ利子額ヨリ其ノ利子額ニ對

スル外貨債特別稅相當額又ハ配當利子

特別稅相當額ヲ控除シタル殘額ノ百分

ノ七十ニ相當スル金額トス

前項ノ規定ハ法人ノ清算所得ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十四條 法人ノ各事業年度分ノ臨時利得稅額ハ當該事業年度ノ所得金額ヨリ

得稅額ハ當該事業年度ノ所得金額ヨリ

之ヲ控除ス

法人稅ヲ課スペキ所得ト其ノ利子ノ所得

トヲ有スル法人ノ所得金額ヨリ捨除ス

ベキ臨時利得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十五條 法人ノ清算期間中ニ於テ生ジ又ハ合併ニ因リ生ジタル所得ニシテ本

法其ノ利子ノ所得及之ヲ控除ス

法人稅ヲ課スペキ所得ト其ノ利子ノ所得

トヲ有スル法人ノ所得金額ヨリ捨除ス

ベキ臨時利得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十六條 法人稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ

稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十七條 同族會社ガ各事業年度ニ於テ

資本ノ對スル法人稅ハ之ヲ免除ス

スル金額アルトキハ政府ハ其ノ事業年

度ノ所得ヲ年額ニ換算シタル金額中五萬圓以下ノ金額ニ百分ノ二十、五萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ三十、十萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ四十、五十萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ五十、百萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ六十五ヲ乘ジタル合計金額ノ所得年額ニ對スル割合ヲ求メ之ヲ税率トシテ左ノ各號ノニ當該スル金額（各號共ニ該當スル場合ニハ其ノ多額ナル一方）ニ付適用シテ算出シタル稅額ヲ各事業年度ノ所得ニ對スル法人稅ニ加算スルコトヲ得

一 各事業年度ノ所得中留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

二 各事業年度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額及其ノ事業年度末ニ於ケル積立金額ノ合計ガ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額但シ其ノ事業年度末ニ於ケル積立金額ガ拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ控除ス

本法ニ於テ同族會社ト稱スルハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人、命定ニ依リ加算スル稅額ヲ含マズ及第十四條ノ規定ニ依リ控除スベキ臨時利得稅額ヲ其ノ事業年度ノ所得及シノ所得中留保シタル金額ノ双方ヨリ控除シタル殘額ニ依ル

第十八條 納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書並ニ第四條乃至第九條ノ規定ニ依リ計算シタル所得金額及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得金額及資本金額ヲ政府ニ申告スベシ尙本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ハ右ノ外本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得金額ノ明細書及本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル資本金額ノ明細書ヲ添附スベシ

前項ノ規定ハ第一條ニ規定スル法人ニ法人稅ヲ課スベキ所得又ハ資本ナキ場合ニ付之ヲ準用ス

第十九條 法人ノ所得金額及資本金額ハ前條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調查ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第二十條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務アル法人又ハ納稅義務アリト認ムル法人ニ質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第二十一條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務アル法人若ハ納稅義務アリト認ムル法人ニ金錢若ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ又ハ納稅義務アル法人若ハ納稅義務アリト認ムル法人ヨリ金錢若ハ物品ノ支拂ヲ受クルノ権利ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格、支拂期日等ニ付質問スルコトヲ得

第二十二條 第十九條ノ規定ニ依リ法人

ノ所得金額及資本金額ヲ決定シタルト  
キ又ハ第十七條ノ規定ニ依リ税額加算  
ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義  
務アル法人ニ通知スベシ  
第二十三條 納稅義務アル法人前條ノ規  
定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額、  
資本金額又ハ加算税額ニ對シ異議アル  
トキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以  
内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請  
求ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ  
税金ノ徵收ヲ猶豫セズ  
第二十四條 前條第一項ノ請求アリタル  
トキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決  
議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス  
所得稅法第三十八條及第六十八條第二  
項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
第二十五條 前條第一項ノ決定ニ對シ不  
服アル法人ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判  
所ニ出訴スルコトヲ得  
第二十六條 法人稅ハ事業年度毎ニ之ヲ  
徵收ス但シ清算所得ニ對スル法人稅ハ  
清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス  
第二十七條 法人解散シタル場合ニ於  
テ各事業年度ノ所得若ハ資本ニ對ス  
ル法人稅又ハ清算所得ニ對スル法人  
稅ヲ納付セズシテ殘餘財產ヲ分配  
シタルトキハ其ノ稅金ニ付清算人連帶  
シテ納稅ノ義務アルモノトス  
第二十八條 同族會社ノ行爲又ハ計算ニ  
シテ法人稅逋脫シタル目的アリト認メラル  
タル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科  
シタルモノアル場合ニ於テハ其ノ行爲又ハ  
計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依  
リ所得金額及資本金額ヲ計算スルコト  
ヲ得

第三十條 第二十條ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 法人ノ所得又ハ資本ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十九條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第三十三條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ法人稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

附 則

第三十四條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十五條 各事業年度ノ所得及資本ニ對スル法人稅ニ付テハ昭和十五年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ、清算所得ニ對スル法人稅ニ付テハ昭和十五年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス

第三十六條 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度ノ直前事業年度分ノ第一種所得稅第一種所得稅附加稅、法人資本稅及命令ヲ以テ指定スル第一種所得稅附加稅ニ相當スル租稅ハ之ヲ法人稅ト看做シ第四條第二項ノ規定ヲ適用ス法人ガ本法施行前三合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ合併ノ日ヲ含ム事業年度ガ本法施行後ニ終了スル場合ニ於ケ

ル合併ニ因リ消滅シタル法人ノ最後ノ事業年度分ノ第一種所得稅、第一種所  
得稅附加稅、法人資本稅及命令ヲ以テ  
指定スル第一種所得稅附加稅ニ相當ス  
ル租稅竝ニ清算所得ニ對スル第一種所  
得稅及第一種所得稅附加稅ニ付亦同ジ

第三十七條 昭和十五年四月一日ヲ含ム  
事業年度ノ直前事業年度前各事業年  
度分ノ臨時利得稅ハ第四條第二項ノ規  
定ニ拘ラズ法人ノ各事業年度ノ所得ノ  
計算上之ヲ損金ニ算入ス

第三十八條 本法施行後終了スル事業年  
度ニ於テ又ハ本法施行後ニ於ケル解散  
ニ因ル清算ノ期間中ニ法人ノ納付シタ  
ル第二種ノ所得ニ對スル所得稅額及資  
本利子稅額ハ之ヲ所得稅第十條ニ規  
定スル配當利子所得ニ對スル分類所得  
稅額ト看做シ第十六條第二項乃至第四  
項ノ規定ヲ適用ス

第三十九條 本法施行後終了スル事業年  
度ニ於テ法人ノ納付シタル鑛產稅額ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部  
ヲ當該事業年度ノ所得ニ對スル法人稅  
額ヨリ控除ス

第四十條 法人が本法施行後終了スル事  
業年度ニ於テ公債及社債利子稅ヲ課セ  
ラル國債ヲ所有スルトキハ其ノ國債  
ヲ所有シタル期間分ノ利息額ニ對スル  
公債及社債利子稅ヲ配當利子特別稅ト  
看做シ第十三條ノ規定ヲ適用ス

第四十一條 宗教團體法第二十二條中  
「所得稅」ノ下ニ「及法人稅ヲ加フ  
宗教團體法第三十五條第一項ノ佛堂ニ  
對シテハ法人稅ヲ課セズ

### 特別法人稅法案

第一條 本法施行地ニ主タル事務所ヲ有  
スル特別法人ハ本法ニ依リ特別法人

稅ヲ納ムル義務アルモノトス  
二、商業組合及商業組合聯合會（所屬  
ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出  
資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

三、工業組合及工業組合聯合會（所屬  
ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出  
資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

四、貿易組合及貿易組合聯合會（所屬  
ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出  
資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

五、漁業協同組合及漁業組合聯合會  
六、靈絲共同施設組合

七、產業組合中央金庫  
八、商工組合中央金庫

第三條 特別法人稅ハ特別ノ法人ノ剩餘  
金ニ付之ヲ賦課ス

第四條 特別ノ法人ノ剩餘金ハ各事業年  
度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金  
額ニ依ル

第五條 特別ノ法人ガ取扱ヒタル物ノ數量、價  
額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スペ  
キ金額ハ前項ノ剩餘金ノ計算上之ヲ損  
金ニ算入ス

第六條 特別ノ法人ガ各事業年度ニ於テ納付シ  
タル又ハ納付スベキ特別法人稅ハ第一  
項ノ剩餘金ノ計算上之ヲ損金ニ算入セ  
ズ

第七條 特別ノ法人ガ各事業年度ニ於テ生ジタ  
ル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ  
第一項ノ剩餘金ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第八條 合併後存續スル特別ノ法人又ハ  
合併ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ハ  
合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度  
ト看做ス

第九條 特別ノ法人ガ取扱ヒタル物ノ數量、價  
額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スペ  
キ金額ハ前項ノ剩餘金ノ計算上之ヲ損  
金ニ算入ス

第十條 特別法人稅ノ稅率ハ百分九トス  
ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照

各事業年度ノ剩餘金ヲ計算スル場合ニ  
於テ特別ノ法人ガ國債ヲ所有スルトキ  
ハ國債ノ利子額中其ノ國債ヲ所有シタ  
ル期間分ノ利子額ノ百分七十ニ相當  
スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ  
剩餘金ヨリ控除ス

第六條 產業組合、商業組合、工業組合、  
貿易組合、漁業協同組合及靈絲共同施  
設組合ニハ前條ノ規定ニ依ル控除前ノ  
剩餘金額ガ其ノ拂込濟出資金額ニ對シ  
年百分ノ三ノ割合ヲ以テ算出シタル金  
額ヲ超エザルトキハ特別法人稅ヲ課セ  
ズ

第七條 特別ノ法人ガ事業年度中ニ解散  
シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ  
於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ  
合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度  
ト看做ス

第八條 合併後存續スル特別ノ法人又ハ  
合併ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ハ  
剩餘金ニ付特別法人稅ヲ納ムル義務ア  
ルモノトス

第九條 特別ノ法人ノ剩餘金ヲ計算スル場合ニ  
於テ特別ノ法人ガ各事業年度ニ於テ生ジタ  
ル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ  
第一項ノ剩餘金ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第十條 特別ノ法人ガ取扱ヒタル物ノ數量、價  
額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スペ  
キ金額ハ前項ノ剩餘金ノ計算上之ヲ損  
金ニ算入ス

第十一條 特別ノ法人ノ剩餘金額ハ前條  
ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告  
ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ  
依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十二條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調  
査上必要アルトキハ特別ノ法人ニ質問  
ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件  
ヲ検査スルコトヲ得

第十三條 第十一條ノ規定ニ依リ特別  
法人ノ剩餘金額ヲ決定シタルトキハ政  
府ハ之ヲ特別ノ法人ニ通知スベシ

第十四條 特別ノ法人前條ノ規定ニ依リ  
政府ノ通知シタル剩餘金額ニ對シ異議  
アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十  
日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査  
ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十五條 前條第一項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ  
稅金ノ徵收ヲ猶豫セズ、分割ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ハ  
剩餘金又ハ分割後存續スル特別ノ法人  
ノ分割前ノ剩餘金ニ付分割ニ因リテ設  
立シタル他ノ特別ノ法人又ハ分割後存  
續スル特別ノ法人ト連帶シテ特別法人  
稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十六條 前條第一項ノ決定ニ對シ不服  
アル特別ノ法人ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政  
裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十七條 特別法人稅ハ事業年度毎ニ之  
ヲ徵收ス

第十八條 特別ノ法人解散シタル場合ニ  
於テ特別法人稅ヲ納付セズシテ殘餘財  
産ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付清  
算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ  
特別法人税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱  
シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ  
科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ  
自首シ又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ  
其ノ罪ヲ問ハズ

第二十條 第十二條ノ規定ニ依ル帳簿書  
類其ノ他物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ  
忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿  
書類ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金  
又ハ科料ニ處ス

第二十一條 特別ノ法人ノ剩餘金ノ調査  
又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタ  
ル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル  
祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタル  
トキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第十九條ノ罪ヲ犯シタル者  
ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三  
十九條第二項、第四十條、第四十一條、  
第四十八條第二項、第六十三條及第六  
十六條ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
ス  
本法ハ昭和十五年四月一日以後終了スル  
事業年度分ヨリ之ヲ適用ス  
明治四十年法律第二十一號第一條第一項  
ニ左ノ一號ヲ加フ

二十 特別法人税

配當利子特別税法案

配當利子特別税法

第一條 本法施行地ニ本店ヲ有スル法人  
ヨリ利益ノ配當ヲ受クル者及本法施行  
地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支拂ヲ  
受クル者ニハ本法ニ依リ配當利子特別  
税ヲ課ス

第二條 配當利子特別税ハ利益ノ配當又  
ハ公債若ハ社債ノ利子ニ付之ヲ賦課ス

第三條 利益ノ配當又ハ公債若ハ社債ノ

利子ハ其ノ支拂ヲ受クベキ金額ニ依ル  
第四條 左ニ掲グリ利益ノ配當又ハ公債  
若ハ社債ノ利子ニハ配當利子特別稅ヲ  
課セズ  
一 所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得  
稅ヲ課セラレザル者ノ受クル利益ノ  
配當又ハ其ノ所有ニ屬スル公債若ハ  
社債ノ利子  
二 配當率年一割以下ノ利益ノ配當  
三 利率年四分以下ノ國債ノ利子又ハ  
利率年四分五厘以下ノ國債以外ノ公  
債若ハ社債ノ利子  
四 外貨債特別稅法第一條第二項ニ規  
定スル外貨債ノ利子  
第五條 配當利子特別稅ノ稅率左ノ如シ  
一 利益ノ配當  
配當金中配當率年一割ノ割合  
ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エ  
ル金額ノ百分ノ十五  
二 公債又ハ社債ノ利子  
甲 國債  
利子金額中利率年四分ノ割合  
ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エ  
ル金額ノ百分ノ十五  
乙 國債以外ノ公債又ハ社債  
利子金額中利率年四分五厘ノ  
割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ  
超ユル金額ノ百分ノ十五  
第六條 配當利子特別稅ハ配當又ハ利子  
支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日  
迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ  
第七條 前條ノ規定ニ依リ徵收スベキ配  
當利子特別稅ヲ徵收セザルトキ又ハ其  
ノ徵收シタル稅金ヲ納付セザルトキハ  
國稅徵收ノ例ニ依リ配當又ハ利子ノ支  
拂者ヨリ之ヲ徵收ス  
第八條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査  
上必要アルトキハ利益ノ配當又ハ公債若  
ハ社債ノ利子ノ支拂ヲ受ケ又ハ其ノ支拂

ヲ爲スト認ムル者ニ對シ質問スルコトヲ得  
第九條 所得稅法第八十六條ノ規定ハ配  
當利子特別稅ニ付之ヲ準用ス  
第十條 許僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ配  
當利子特別稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋  
脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又  
ハ科料ニ處ス但シ自首シ又ハ稅務署長  
ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ  
第十一條 配當又ハ利子ノ支拂ヲ爲スト  
認ムル者第八條ノ規定ニ依ル稅務署長  
又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲  
サズ又ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第十二條 第十條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ  
刑法第三十八條第三項但書、第三十九  
條第二項、第四十條、第四十一條、第  
四十八條第二項、第六十三條及第六十  
六條ノ規定ヲ適用セズ  
第十三條 配當利子特別稅ヲ課セラル  
利益ノ配當又ハ公債若ハ社債ノ利子ニ  
付所得稅ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利  
益配當金額又ハ利子金額ヨリ配當利子  
特別稅相當額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ  
其ノ配當金額又ハ利子金額ト看做ス  
本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
ス  
附 則  
支那事變特別稅法ニ依リ利益配當稅又ハ  
公債及社債利子稅ヲ課スル利益ノ配當又  
ハ公債若ハ社債ノ利子ニ付テハ當該利益  
配當稅又ハ公債及社債利子稅ヲ配當利子  
特別稅ト看做シ第十三條ノ規定ヲ適用ス  
外貨債特別稅法中改正法律案  
外貨債特別稅法中左ノ通改正ス  
第二條第二項中「第三條ノ一第一項(但書  
ヲ除ク)及第二項ヲ「第六條(第一項但書  
ヲ除ク)」ニ改ム  
第四條 左ニ掲ガル利子ニハ外貨債特別  
稅ヲ課セズ

二 所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレザル者ノ所有ニ屬スル外貨債ノ利子

三 利率年四分五厘以下ノ外貨國債以外ノ外貨債ノ利子

四 起債者方外貨債利子ニ對スル租稅ヲ負擔スベキ旨ノ約款アル外貨債ノ利子但シ其ノ約款ガ昭和十二年一月一日前定メラレタルモノニ限ル

第五條中「利率年五分」ヲ「利率年四分」ニ改ム

第六條中「利率年五分五厘」ヲ「利率年四分五厘」ニ改ム

第十五條 所得稅法第八十四條第一項及第八十五條竝ニ法人稅法第十條ノ規定ハ外貨債特別稅ニ付之ヲ準用ス

第十六條第一項ヲ左ノ如ク定ム

法人稅法第十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ法人稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ法人稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第十八條中「第一種所得稅ヲ除ク」又ハ資本利子稅ヲ削ル

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條、第四條及第五條ノ改正規定ハ支拂期ガ昭和十五年一月一日以後ニ在ル外貨債ノ利子ニ付之ヲ適用ス

相續稅法中改正法律案

第五條ノ二 本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル家督相續ニシテ其ノ課稅價格五萬圓以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課稅價格ヨリ相續開

遺產相續		稅價格	稅
課	稅價格	相續人カ直系卑屬ナルトキ	相續人カ配偶者又ハナルトキ
五千圓以下ノ金額	千分ノ二十	千分ノ四十五	千分ノ四十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ四十五	千分ノ三十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ五十	千分ノ五十五
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ六十五	千分ノ七十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十	千分ノ九十五	千分ノ九十五
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十	千分ノ一百	千分ノ八十五
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百	千分ノ百三十	千分ノ八十五
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十	千分ノ百五十	千分ノ九十五
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五十	千分ノ百八十	千分ノ八十五
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百八十八	千分ノ百三十	千分ノ八十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百十	千分ノ百五十	千分ノ八十五
三十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十	千分ノ百八十	千分ノ八十五
四十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十	千分ノ百九十	千分ノ八十五
五十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百	千分ノ二百十	千分ノ八十五
七十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百三十	千分ノ二百四十	千分ノ八十五
一百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百七十	千分ノ二百七十	千分ノ八十五
二百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百八十	千分ノ三百三十	千分ノ八十五
三百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四百五十	千分ノ三百六十	千分ノ八十五
五百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四百九十五	千分ノ三百七十	千分ノ八十五
第十二條ノ三 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ被相續人、納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ質問スルコトヲ得	加フ		
第十二條ノ四 第一項トシテ左ノ一項ヲ			
税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ第十二條ノ二第一項ノ支拂得			
調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得			
第十七條第二項中「前項」ヲ「前一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ			
アルトキハ第十二條ノ二第一項ノ支拂得			
相續稅ヲ課スヘキ相續財產ノ價額中不動產及不動產ノ上ニ存スル權利並ニ信			



納稅ノ義務ヲ負フ  
公賣及競賣以外ノ原因ニ因リ鑄業權者  
移轉アリタル場合ニ於テ未納ニ係ル鑄  
區稅アルトキハ新鑄業權者ハ當該鑄區  
稅ニ付舊鑄業權者ト連帶シテ納稅ノ義  
務ヲ負フ

第五條 鑄業權者 鑄業代理人（砂鑄業代  
理人ヲ含ム以下同ジ）ヲ選任シタルト  
キハ其ノ鑄業代理人ハ鑄區稅ニ關スル  
事項ノ處理ヲ委任セラレタルモノト看  
做ス

納稅義務者及鑄業代理人鑄區又ハ砂鑄  
區ノ所在地ヲ管轄スル稅署ノ管轄區  
域内ニ現住セザルトキハ鑄區稅ニ關ス  
ル事項ノ處理セシムル爲其ノ地ニ於テ  
納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ

## 附 則

第六條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ  
之ヲ施行ス

第七條 砂鑄區稅法ハ之ヲ廢止ス但シ昭  
和十五年分以前ノ砂鑄區稅及同附加稅  
ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第八條 鑄業法中左ノ通改正ス

第十三條 削除

第四十一条中「鑄業稅」ヲ「鑄區稅」ニ改  
ム

## 第七章 創除

第八十一條乃至第八十八條 削除

第一百一條 削除

第九條 昭和十五年三月三十一日以前ニ  
產出シタル鑄產物ニ對スル鑄產稅及同  
附加稅竝ニ昭和十五年分以前ノ鑄區稅  
及同附加稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

但シ昭和十五年一月一日以後昭和十五  
年三月三十一日迄ニ產出シタル鑄產物  
ニ對スル鑄產稅ハ昭和十五年六月中ニ  
之ヲ徵收ス

第十條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ  
公共團體ハ昭和十六年度分迄直接鑄業

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ  
準用ス

又ハ砂鑄業ノ用ニ供スル家屋ニ對シ地  
方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十一條 砂鑄法第二十三條中「第八十  
七條乃至第八十九條」ヲ「第八十九條」  
ニ改ム

臨時利得稅法中改正法律案

第三條第一項第二號ヲ左ノ如ク改メ同條  
第二項ヲ削ル

一 所得稅法第四條ニ掲グル營業ニ因  
ル個人ノ利得（營業利得ト稱ス以下  
同ジ）

第四條 法人ノ現事業年度ノ利益ガ現事  
業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ  
割合ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超過ス  
ル場合ニ於テ其ノ超過額ヲ以テ法人ノ  
利得トス

第四條ノ二乃至第四條ノ四ヲ削ル

第五條 法人ノ現事業年度ノ利益ハ現事  
業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタ  
ル金額ニ依ル但シ相互保險會社及會員  
組織ノ取引所ニ在リテハ現事業年度ノ  
剩餘金ニ依ル

法人ガ現事業年度ニ於テ納付シタル又  
ハ納付スペキ法人稅及臨時利得稅竝ニ  
當該事業年度ニ於テ納付シタル分類所  
得稅ニシテ法人稅法第十六條ノ規定ニ  
依リ其ノ額ヲ法人稅額ヨリ控除スペキ  
モノハ前項ノ利益ノ計算上之ヲ損金ニ  
算入セズ

第六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項  
及第四項ヲ削ル

法人ノ現事業年度ノ資本金額ハ各月末  
ニ於ケル拂込株式金額、出資金額、基  
金又ハ認定金及積立金額ノ月割平均ヲ以  
テ之ヲ計算ス

第七條 本法ニ於テ積立金額トハ積立金  
額ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各  
事業年度ノ利益中其ノ留保シタル金額  
ヲ謂フ

法人稅及臨時利得稅トシテ納付スペキ  
金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ  
算入セズ

第九條 個人ノ利益ガ昭和十一年以前三  
年ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其  
ノ超過額ヲ營業利得トス

第十條 個人ノ利益ガ昭和十一年以前三  
年ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ昭和  
十二年百分ノ十ノ割合ヲ乘ジテ算出シタル  
金額ヲ超エ現事業年度ノ資本金額ニ  
成ル部分ノ利得

第十一條 個人ノ利益ハ前年中ノ總收入金  
額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ  
相續シタル營業ニ付テハ相續人ガ引續  
キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ利  
得ヲ計算ス

第十二條 营業利得トセザル法人ニシテ  
セラレザルモノニハ臨時利得稅ヲ課セズ  
營業利得ハ相續人ノ營業利得ト看做ス

第十三條 個人ノ利益ガ一萬圓未滿ナル  
小キハ營業利得ニ對スル臨時利得稅ヲ  
課セズ

第十四條 法人ノ臨時利得稅ハ法人ノ利  
得ヲ左ノ部分ニ區分シ各部分ニ付左ノ  
稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

一 利益金額中現事業年度ノ資本金額  
ニ既往事業年度ノ平均利益率ヲ乘ジテ  
之ヲ左ノ部分ニ區分シ各部分ニ付左ノ  
稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

二 利益金額中現事業年度ノ資本金額  
ニ既往事業年度ノ平均利益率ヲ乘ジ  
テ算出シタル金額ヲ超エ現事業年度  
ノ資本金額ニ年百分ノ三十ノ割合ヲ  
乗ジテ算出シタル金額以下ノ金額ヨ  
リ成ル部分ノ利得

三 利益金額中現事業年度ノ資本金額  
ニ對シ年百分ノ三十ノ割合ヲ乘ジテ  
算出シタル金額ヲ超エ現事業年度  
ノ資本金額ニ年百分ノ四十五  
ノ三分の一ニ相當スル金額ノ何レカ  
多額ナル一方ノ金額ニ達セザルトキハ  
其ノ多額ナル一方ノ金額ヲ以テ平均利  
益トス

第十九條ノ三及第九條ノ四ヲ削ル

利得金額ノ百分ノ六十五

現事業年度ノ資本金額十萬圓以下ナル

法人ニ限り前項ニ規定スル税率百分ノ

二十五ハ之ヲ百分ノ十五トシ同百分ノ

四十五ハ之ヲ百分ノ三十五トシ同百分

ノ六十五ハ之ヲ百分ノ五十五トス

第十四條ノ二 前條ノ規定ニ依リ現事業

年度ノ資本金額ニ乘ズベキ既往事業年

度ノ平均利益率ハ昭和十一年十二月三

十一日以前三年内ニ終了シタル事業年

度ノ全部ノ平均利益ノ平均資本金額ニ

對スル割合トス但シ其ノ割合ガ年百分

ノ十未満ナルトキ又ハ法人ノ第一次事

業年度ガ昭和十二年一月一日以後ニ終

了シタルトキハ其ノ割合ヲ年百分ノ十

トシ其ノ割合ガ年百分ノ二十ヲ超ユル

第五條(第二項及第三項ヲ除ク)乃至第

六條及第七條第一項ノ規定ハ前項ノ平

均利益及平均資本金額算出ノ基礎タル

昭和十一年十二月三十一日以前三年内ニ

終了シタル各事業年度ノ利益及資本

金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ

於テ當該事業年度ニ於テ納付シタル又

ハ納付スベカラシ第一種所得稅、第一

種所得稅附加稅、命令ヲ以テ指定スル

第一種所得稅附加稅ニ相當スル租稅及

臨時利得稅竝ニ當該事業年度ニ於テ納

付シタル第二種所得稅ニシテ所得稅法

ニ依リ其ノ額ヲ第一種所得稅額ヨリ控

除シタルモノハ當該事業年度ノ利益ノ

計算上之ヲ損金ニ算入セズ

第十四條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル

既往事業年度ノ平均利益率ガ年百分ノ

十ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ現事業年

度ノ資本金額中ニ増加資本金額アルト

キハ同項ノ規定ニ拘ラズ現事業年度ノ

資本金額中増加資本金額ニ年百分ノ十

ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ト增加

資本金額以外ノ部分ニ同項ノ規定ニ依

ル既往事業年度ノ平均利益率ニ相當ス

ル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額トノ合

計額ノ現事業年度ノ資本金額ニ對スル

割合ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益率

トス

前項ノ增加資本金額トハ現事業年度ノ

資本金額ガ昭和十一年十二月三十一日

ニ於ケル資本金額又ハ同日以前三年内ニ

終了シタル事業年度ノ全部ノ平均資

本金額ノ何レカ多額ナル一方ノ金額ヲ

超過スル場合ニ於ケル其ノ超過額ヲ謂

フ

昭和十一年十二月三十一日ニ於ケル資

本金額ハ同日ニ於ケル拂込株式金額、

出資金額、基金又ハ醸金及積立金額ニ

依リ之ヲ計算ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ計算ニ付

之ヲ準用ス

第十四條ノ四 法人合併ヲ爲シタル場合

ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ

因リテ設立シタル法人ノ昭和十一年十

二月三十一日以前三年内ニ終了シタル

事業年度ノ全部ノ平均利益及平均資本

金額竝ニ昭和十一年十二月三十一日ニ

於ケル資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ之ヲ計算ス

第十四條ノ五 個人ノ臨時利得稅ハ左ノ

税率ニ依リ之ヲ賦課ス

營業利得 利得金額ノ百分ノ三十

讓渡利得 利得金額ノ百分ノ二十五

第十六條第一項中「甲種利得又ハ乙種利得」ヲ「營業利得」ニ改ム

第十七條第一項及第二項中「個人ノ甲種

利得又ハ乙種利得ノ金額」ヲ「營業利得金額」ニ改ム

第十九條中「第五十條乃至第五十二條」ヲ

第十三條、第三十八條及第六十三條

〔第三十七條、第三十八條及第六十三條〕

ニ改ム

第二十二條第二項中「第五十二條及第六

十一條第二項」ヲ「第三十八條及第六十八

條第二項」ニ改ム

第二十三條 削除

第二十四條 削除

第二十五條 第二十二條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所

ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條第二項中「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ヲ「營業利得」ニ改ム

第二十七條第二項中「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ヲ「營業利得」ニ改ム

第二十八條第二項中「所得稅法第五十七條、第五十八條、第七十條及第七十一條乃至第七十二條乃至第七十三條ノ二」ヲ「所得稅法第三十六條第四項、第三十九條第二項、第七十五條、第七十六條、第八十一條、第八十二條及第八十四條乃至第八十六條竝ニ法人稅法第二十八條」ニ改ム

第三十一條 朝鮮、臺灣、關東州又

太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法

人ノ利得ニ付テハ臨時利得稅ヲ課セ

ズ

第八條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、關東州又

ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有ス

ル法人ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又

ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所

ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ

於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因

リテ設立シタル法人ガ本法施行地ニ本

店又ハ主タル事務所ヲ有スル場合ニ付

之ヲ準用ス

朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住ソラ有シ又

一年以上居所ヲ有スル個人ノ利得ニ付

テハ命令ノ定ムル所ニ依リ臨時利得稅

ヲ課セズ

第三十二條中「及營業收益稅」ヲ「法人稅及營業稅」ニ改ム

附則第二項中「個人ノ甲種利得又ハ乙種

利得」ヲ「營業利得」ニ改ム

第一條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ

之ヲ施行ス

第二條 法人ノ臨時利得稅ニ付テハ昭和十五年四月一日以後ニ終了スル事業年

度分ヨリ、營業利得ニ對スル臨時利得稅ニ付テハ昭和十五年分ヨリ本法ヲ適

用ス

第三條 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業

年一度直前事業年度分ノ第一種所得稅

第一種所得稅附加稅、法人資本稅及命

令ヲ以テ指定スル第一種所得稅附加

稅ニ相當スル租稅ハ之ヲ法人稅ト看

做シ當該事業年度ニ於テ納付シタル場

二種所得稅及資本利子稅ニシテ法人稅

法第三十八條ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ法

人稅額ヨリ控除スベキモノハ之ヲ分類

所付稅ト看做シ第五條第二項ノ改正規

定ヲ適用ス

法人ガ本法施行前ニ合併ヲ爲シタル場

合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ

因リテ設立シタル法人ノ合併ノ日ヲ含

ム事業年度ガ本法施行後ニ終了スル場

合ニ於ケル合併ニ因リ消滅シタル法人

ノ最後ノ事業年度分ノ第一種所得稅

第一種所得稅附加稅、法人資本稅及命

令ヲ以テ指定スル第一種所得稅附加

稅ニ相當スル租稅竝ニ清算所得ニ對スル

第一種所得稅及第一種所得稅附加稅ハ

正規定ヲ適用ス

第四條 本法施行後終了スル事業年度ニ

於テ納付シタル第二種所得稅及資本利

子稅ニシテ法人稅法第三十八條ノ規定

第一項ノ規定ニ拘ラズ現事業年度ノ

現事業年度ノ資本金額十萬圓以下ナル

法人ニ限り前項ニ規定スル税率百分ノ

二十五ハ之ヲ百分ノ十五トシ同百分

四十五ハ之ヲ百分ノ三十五トシ同百分

ノ六十五ハ之ヲ百分ノ五十五トス

第十四條ノ二 前條ノ規定ニ依リ現事業

年度ノ資本金額ニ乘ズベキ既往事業年

度ノ平均利益率ハ昭和十一年十二月三

十一日以前三年内ニ終了シタル事業年

度ノ全部ノ平均利益ノ平均資本金額ニ

對スル割合トス但シ其ノ割合ガ年百分

ノ十未満ナルトキ又ハ法人ノ第一次事

業年度ガ昭和十二年一月一日以後ニ終

了シタルトキハ其ノ割合ヲ年百分ノ十

トシ其ノ割合ガ年百分ノ二十ヲ超ユル

第五條(第二項及第三項ヲ除ク)乃至第

六條及第七條第一項ノ規定ハ前項ノ平

均利益及平均資本金額算出ノ基礎タル

昭和十一年十二月三十一日以前三年内ニ

終了シタル各事業年度ノ利益及資本

金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ

於テ當該事業年度ニ於テ納付シタル又

ハ納付スベカラシ第一種所得稅、第一

種所得稅附加稅、命令ヲ以テ指定スル

第一種所得稅附加稅ニ相当スル租稅及

資本利子稅ニシテ法人稅

法第三十八條ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ

計算上之ヲ損金ニ算入セズ

第十四條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル

既往事業年度ノ平均利益率ガ年百分ノ

十ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ現事業年

度ノ資本金額中ニ増加資本金額アルト

キハ同項ノ規定ニ拘ラズ現事業年度ノ

資本金額中増加資本金額ニ年百分ノ十

ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ト增加

資本金額以外ノ部分ニ同項ノ規定ニ依

ニ依リ其ノ額ヲ法人税額ヨリ控除すべキモノハ之ヲ分類所得税ト看做シ第五

第五條 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度ノ直前事業年度前ノ各事業年度分ノ臨時利得税ハ第五條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ法人ノ現事業年度ノ利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス。

第六條 昭和十四年一月一日ヨリ昭和十六年一月一日ニ至ル期間引續キ爲シタ

ルニ非ザル營業ニ因ル個人ノ利得ニ付  
テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和  
十五年分又ハ昭和十六年分ニ限り臨時  
利得稅ヲ輕減若ハ免除シ又ハ營業利得  
金額ノ計算ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ  
得  
第七條 第十六條ノ改正規定中三月十五  
日トアルハ昭和十五年ニ限リ四月十五  
日トス

營業稅法案

第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業稅ヲ課ス

第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲グル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業稅ヲ課ス

一 物品販

五 四 三 二	運送業（運送取扱ヲ含ム） 加工修理ヲ含ム 物品貸付業（動植物其ノ他普通ニ 物品ト稱セザルモノノ貸付ヲ含ム） 製造業（瓦斯電氣ノ供給 物品ノ
------------------	---

九八  
印刷業

十	寫眞業
十一	席販業
十二	旅人宿業
十三	周旋業
十四	代理業
十五	料理店業
十六	仲立業
十七	問屋業
十八	鑛業
十九	砂鑛業
二十	湯屋業
二十一	理髮美容業
二十二	其ノ他命令ヲ以テ定ムル營業
第三條	營業稅ハ左ノ純益ニ付之ヲ賦課ス
一	法人
二	個人
	前條ニ掲タル營業ノ純益
	清算純益
第四條	法人ノ各事業年度ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スペキ法人稅及臨時利得稅竝ニ當該事業年度ニ於テ納付シタル分類所得稅ニシテ法人稅法第十六條ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ法人稅額ヨリ控除スペキモノハ前項ノ純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ
法人ノ各事業年度開始ノ日前一年以内ニ開始シタル事業年度ニ於テ生ジタル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ第一項ノ純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス	
第五條 法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做	

第一讀會  
八營業稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス  
信託會社ノ各事業年度ノ純益ノ計算ニ  
付テハ合同運用信託ニ因ル收入及支出  
ハ其ノ總益金及總損金ヨリ各之ヲ控除  
ス

第七條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ  
殘餘財產ノ價額ガ解散當時ノ拂込株式  
金額又ハ出資金額及積立金額ノ合計金  
額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以  
テ法人ノ清算純益トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ  
因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員  
ガ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リ  
テ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取  
得スル株式ノ拂込済金額又ハ出資金額及  
金錢ノ總額ガ合併ニ因リテ消滅シタル  
法人ノ合併當時ノ拂込株式金額又ハ出  
資金額及積立金額ノ合計金額ヲ超過ス  
ルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因  
リテ消滅シタル法人ノ清算純益ト看做  
ス

法人ノ清算期間中ニ生ジ又ハ合併ニ因  
リ生ジタル純益ニシテ本法其ノ他ノ法  
律ニ依リ營業稅ヲ課セラレザルモノノ  
金額ハ清算純益金額ヨリ之ヲ控除ス  
第一項又ハ第二項ニ於テ積立金額トハ  
積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法  
人ノ各事業年度ノ純益中其ノ留保シタ  
ル金額ヲ謂フ

法人稅及臨時利得稅トシテ納付スペキ  
金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ  
算入セズ

第八條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ  
因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ  
消滅シタル法人ノ純益ニ付營業稅ヲ納  
ムル義務アルモノトス

第九條 法人ノ各事業年度分ノ臨時利得  
稅額ハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ之  
ヲ控除ス

營業稅ヲ課スベキ純益ト其ノ他ノ純益  
トヲ有スル法人ノ純益金額ヨリ控除ス  
ベキ臨時利得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ  
所得稅及臨時利得稅ハ前項ノ必要ノ經  
費ニ之ヲ算入セズ  
營業利得ニ對スル臨時利得稅額ハ當該  
臨時利得稅ヲ課セラルベキ年分ノ純益  
金額ヨリ之ヲ控除ス  
前條第二項ノ規定ハ營業稅ヲ課スベキ  
純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スル個人ノ  
純益金額ヨリ前項ノ規定ニ依リ控除ス  
ベキ臨時利得稅額ノ計算ニ付之ヲ準用  
ス  
相續シタル營業ニ付テハ相續人ガ引續  
キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純  
益ヲ計算ス

第十一條 左ニ掲グル營業ノ純益ニハ營  
業稅ヲ課セズ

一 政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌  
二 度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣  
三 新聞紙法ニ依ル新聞紙(一月三回  
以下發行スルモノヲ除ク)ノ出版

四 本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ  
爲ス營業

五 個人ノ自己ノ收穫シタル農產物、  
林產物、畜產物若ハ水產物ノ販賣又  
ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業  
場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク  
第十二條 命令ヲ以テ指定スル重要物產  
ノ製造、採掘又ハ採取ノ事業トスル者ニ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、採掘又  
ハ採取ノ事業ヲ開始シタル年及其ノ翌  
年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生ズル純益  
ニ付營業稅ヲ免除ス

第十三條 個人ノ純益金額四百圓ニ満タ











組合ノ組合員ヲシテ税金ヲ納付セシム  
第四十六條 前條ノ場合ニ於テ擔保物又  
ハ納稅ノ擔保トシテ保存スル酒類ノ價  
額ガ徵收スペキ税金及公賣ノ費用ニ充  
テ仍不足アリト認ムルトキハ納稅義務  
者ノ他ノ財產ニ就キ滯納處分ヲ行フ  
納稅義務者ニ對シ滯納處分ヲ執行シタ  
ル場合ニ於テ其ノ財產ノ價額ガ徵收ス  
ベキ税金、督促手數料、延滞金及滯納  
處分費ニ充テ仍不足アリト認ムルトキ  
ハ保證人又ハ納稅ヲ保證シタル酒造組  
合ノ組合員ニ對シ滯納處分ヲ行フ  
前項ノ保證人又ハ酒造組合ノ組合員ハ  
國稅徵收法第三十二條第一項ノ規定ノ  
適用ニ付テハ之ヲ滯納者ト看做ス  
第四十七條 第三十一條又ハ國稅徵收法  
第四條ノ一ノ規定ニ依リ酒稅ヲ徵收ス  
ル場合ニ於テハ其ノ擔保トシテ酒類ヲ  
差押フルコトヲ得ズ

第五十一条 酒母又ハ醪又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ處分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類製造者ガ酒類製造ノ用ニ供スル場合又ハ酒母ヲ政府ノ交付シタル酒母譲受許可書ヲ有スル者ニ譲渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒類造石稅ヲ徵收ス但シ政府ノ承認ヲ受ケ之ニ酒類トシテ飲用スルコト能ハザル處置ヲ施シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二条 政府ハ取締上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造者ニ對シ製造又ハ貯藏ノ設備又ハ方法ニ關シ必需要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十三条 政府ハ酒稅保全上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ニ對シ製造數量又ハ販賣ノ數量、價格若ハ方法ニ付必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十四条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類若ハ麴ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第五十五条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯藏又ハ販賣ニ使用スル機械、器具及容器ノ検定ヲ受クベ

造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ命令ノ定ム  
若ハ麴ノ製造者又ハ酒類若ハ麴ノ販賣  
業者ニ對シテ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グ  
ル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ取締上必要  
ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
一 製造者ノ所持スル酒類、酒母、醪  
若ハ麴又ハ販賣業者ノ所持スル酒類  
若ハ麴  
二 酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏  
又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類  
三 酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏  
又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、  
器具、容器、原料其ノ他ノ物件  
收稅官吏ハ運搬中ノ酒類、酒母、醪又  
ハ麴ヲ檢查シ又ハ其ノ出所若ハ到達先  
ヲ質問スルコトヲ得  
第五十九條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ酒造組合法ニ依リ設立シタル酒造組  
合又ハ酒造組合中央會ニ對シ徵稅上必  
要ナル設備ヲ爲シ若ハ徵收事務ノ補助  
ヲ爲シ又ハ酒稅保全上必要ナル措置ヲ  
爲スキコトヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ酒造組合又ハ酒造  
組合中央會ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依  
リ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
第五章 罰則

二 許爲其ノ他不正ノ行爲ニ依リ酒類  
造石稅ノ免除ヲ得又ハ得ントシタル  
者

三 許僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ酒類  
造石稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケ  
又ハ受ケントシタル者

前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ直  
ニ其ノ酒類造石稅ヲ徵收ス

第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者  
ハ酒類庫出稅五倍ニ相當スル罰金ニ處  
ス但シ罰金額ガ二十圓ニ満タザルトキ  
ハ之ヲ二十圓トス

一 許僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ酒類  
庫出稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル  
者

二 許僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ酒類  
庫出稅ノ免除ヲ得又ハ得ントシタル  
者

第六十三條 第六十一條ノ罰金ト前條ノ  
罰金トハ之ヲ併科ス

第六十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者  
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受  
ケズシテ酒母、醪又ハ麴ヲ製造シタ  
ル者

二 第十七條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受  
ケズシテ酒類ノ販賣業ヲ爲シタル者

三 第三十五條第一項又ハ第二項ニ規  
定スル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

四 第三十七條第一項ノ規定ニ依リ承  
認ヲ受ケテ移出しシ又ハ引取りタル酒  
類ヲ指定ノ場所ニ移入セザル者

五 第三十九條第二項ノ承認ヲ受ケズ



第七十九條 本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ第三十八條ノ規定ニ拘ラズ

酒類庫出稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項後段ノ規定ヲ準用ス

第八十條 支那事變特別稅法第四十八條第一項又ハ第四十九條第一項第二號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ハ之ヲ第三十七條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ト看做シ支那事變特別稅法第五十條第一項第一號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル酒類ハ之ヲ第四十二條第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出稅ヲ免除セラレタル酒類ト看做ス

第八十一條 酒造稅法第十三條ノ規定ニ依リ提供シタル保證物及同法第十四條ノ規定ニ依リ爲シタル納稅保證ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本法ニ依ル納稅ノ擔保ト看做ス但シ舊法ニ依ル納稅保證タルノ效力ヲ妨げズ

第八十二條 本法施行前舊法及支那事變特別稅法中酒類ノ物品稅ニ關スル規定ニ基キ爲シタル申告、申請、検定、検査、承認、認可、命令又ハ監督上ノ處モノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル申告、申請、検定、検査、承認、命令又ハ取締上ノ處分ト看做ス

第八十三條 東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造スル清酒及燒酎ノ酒稅ハ當分ノ内左ノ税率ニ依ル

一酒類庫出稅 第二十七條ノ規定スル金額ノ三分ノ一

二酒類庫出稅 一石ニ付二十圓

前項ノ酒類ハ之ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移出スルトキハ其ノ燒酎ニ付第二十七條ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石稅ノ稅額ト前項ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅ノ稅額トノ差額ニ相當スル出港稅ヲ課ス

樺太酒類出港稅法第三條乃至第十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第八十五條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引續キ酒類ヲ製造スルトキハ一酒造年度ノ製造石數一石以下

ノ場合ニ限リ當分ノ内酒稅ヲ課セズ

第八十六條 アルコール專賣法第十七條中「酒造稅法又ハ酒精及酒精含有飲料

税法ニ依リ製造免許ヲ」「酒稅法ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ」、「酒類又ハアルコール含有飲料ノ原料」ヲ「酒類製造

前項ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移出シタル者ハ其ノ移出酒類ニ付第二十七條ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅及酒類庫出稅ノ合計稅額ト第一項ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅及酒類庫出稅ノ合計稅額トノ差額ノ五倍ニ相當スル

罰金ニ處シ其ノ酒類及容器ハ之ヲ沒收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第六十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之

第一種 アルコール分四十五度ヲ超エザルモノ

ヲ準用ス

第一項ニ規定スル地方ニ於テ製造シタル清酒及燒酎ニ付第七十八條又ハ第七十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ

一石ニ付十圓ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第八十四條 沖繩縣ニ於テ製造スル燒酎ノ酒類造石稅ハ嘗分ノ内左ノ稅率ニ依ス

ノ酒類造石稅ハ嘗分ノ内左ノ稅率ニ依ス

第一種 アルコール分四十五度ヲ超エザルモノ

清涼飲料稅法中改正法律案

第一項ニ規定スル地方ニ於テ製造シタル清酒及燒酎ニ付第七十八條又ハ第七十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ

一石ニ付十圓ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第八十四條 沖繩縣ニ於テ製造スル燒酎ノ酒類造石稅ハ嘗分ノ内左ノ稅率ニ依ス

ノ酒類造石稅ハ嘗分ノ内左ノ稅率ニ依ス

第一種 アルコール分四十五度ヲ超エザルモノ

ベシ

スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ第三十八條ノ規定ニ拘ラズ

酒類庫出稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ

前條第一項後段ノ規定ヲ準用ス

第八十條 支那事變特別稅法第四十八條第一項又ハ第四十九條第一項第二號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ハ之ヲ第三十七條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ト看做シ支那事變特別稅法第五十條第一項第一號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル酒類ハ之ヲ第四十二條第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出稅ヲ免除セラレタル酒類ト看做ス

第八十一條 酒造稅法第十三條ノ規定ニ依リ提供シタル保證物及同法第十四條ノ規定ニ依リ爲シタル納稅保證ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本法ニ依ル納稅ノ擔保ト看做ス但シ舊法ニ依ル納稅保證タルノ効力ヲ妨げズ

第八十二條 本法施行前舊法及支那事變特別稅法中酒類ノ物品稅ニ關スル規定ニ基キ爲シタル申告、申請、検定、検査、承認、認可、命令又ハ監督上ノ處モノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル申告、申請、検定、検査、承認、命令又ハ取締上ノ處分ト看做ス

第八十三條 東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造スル清酒及燒酎ノ酒稅ハ當分ノ内左ノ税率ニ依ル

一酒類庫出稅 第二十七條ノ規定スル金額ノ三分ノ一

二酒類庫出稅 一石ニ付二十圓

前項ノ酒類ハ之ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移出スルトキハ其ノ燒酎ニ付第二十七條ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石稅ノ稅額ト前項ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅ノ稅額トノ差額ニ相當スル出港稅ヲ課ス

樺太酒類出港稅法第三條乃至第十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第八十五條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引續キ酒類ヲ製造スルトキハ一酒造年度ノ製造石數一石以下

ノ場合ニ限リ當分ノ内酒稅ヲ課セズ

第八十六條 アルコール專賣法第十七條中「酒造稅法又ハ酒精及酒精含有飲料

税法ニ依リ製造免許ヲ」「酒稅法ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ」、「酒類又ハアルコール含有飲料ノ原料」ヲ「酒類製造

ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移出シタル者ハ其ノ移出酒類ニ付第二十七條ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅及酒類庫出稅ノ合計稅額ト第一項ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅及酒類庫出稅ノ合計稅額トノ差額ノ五倍ニ相當スル

罰金ニ處シ其ノ酒類及容器ハ之ヲ沒收定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ト看做シ支那事變特別稅法第五十條第一項第一號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル酒類ハ之ヲ第四十二條第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出稅ヲ免除セラレタル酒類ト看做ス

第八十一條 酒造稅法第十三條ノ規定ニ依リ提供シタル保證物及同法第十四條ノ規定ニ依リ爲シタル納稅保證ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本法ニ依ル納稅ノ擔保ト看做ス但シ舊法ニ依ル納稅保證タルノ効力ヲ妨げズ

第八十二條 本法施行前舊法及支那事變特別稅法中酒類ノ物品稅ニ關スル規定ニ基キ爲シタル申告、申請、検定、検査、承認、認可、命令又ハ監督上ノ處モノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル申告、申請、検定、検査、承認、命令又ハ取締上ノ處分ト看做ス

第八十三條 東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造スル清酒及燒酎ノ酒稅ハ當分ノ内左ノ税率ニ依ル

一酒類庫出稅 第二十七條ノ規定スル金額ノ三分ノ一

二酒類庫出稅 一石ニ付二十圓

前項ノ酒類ハ之ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移出スルコトヲ得ズ

消費稅ヲ課セラレタル第二種乙ノ砂糖ヲ以  
テ製造シタルモノニ在リテハ冰砂糖ハ百斤  
ニ付一圓五十錢其ノ他ノモノハ百斤ニ付二  
圓五十錢

## 二 糖蜜

第一種 水砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜

### 第二種 其ノ他ノ糖蜜

百斤ニ付  
百斤ニ付

六圓五十錢  
三圓五十錢  
八圓四十錢

### 三 糖水

百斤ニ付

六圓五十錢  
三圓五十錢  
八圓四十錢

第四條第一項但書中「政府ニ於テ相當ト  
認ムル擔保」ヲ「命令ノ定ムル所ニ依リ消  
費稅額ニ相當スル擔保」ニ、「六箇月以内」

ヲ「三月以内」ニ改メ同條第三項ヲ削ル

第五條第二項中「其ノ消費稅」ヲ「命令ノ  
定ムル所ニ依リ消費稅額」ニ、同條第三項

中「引取後六箇月以内」外國ニ輸出セラ  
レタルコトノ證明ナキモノハ内地消費

ニ供セラレタルモノト看做シ」ヲ「引取後  
六月以内ニ外國ニ輸出セラレタルコトノ  
證明ナキモノニ付テハ」ニ改メ同條第四

項中「及第三項」ヲ削ル

第五條ノ二 前條第一項ノ砂糖、糖蜜又  
ハ糖水ハ之ヲ本法施行地ニ於テ消費シ

又ハ本法施行地ニ於テ消費スル目的ヲ  
以テ讓渡スコトヲ得ス但シ政府ノ承認

ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ承認ヲ受ケタル砂糖、糖蜜又

ハ糖水ニ付テハ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收

ス

第六條中「前條、第十一條ノ一」ヲ「第五

條、第十一條」ニ改ム

第七條第一項中「第十一條ノ一」ヲ「第十  
一條」ニ改ム

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ製造又ハ販賣ニ關スル事項ヲ政府

ニ申告スヘシ

第十條中「物品ノ製造者」ノ下ニ「ニ對シ  
質問ヲ爲シ又ハ其」ヲ加フ

第十一條 政府ノ承認ヲ受ケ製造場又ハ  
保稅地域ヨリ引取ラレタル砂糖、糖蜜又  
ハ糖水ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル  
モノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消  
費稅ヲ免除ス

第十條中「物品ノ製造者」ノ下ニ「ニ對シ  
質問ヲ爲シ又ハ其」ヲ加フ

第十一條 政府ノ承認ヲ受ケ製造場又ハ  
保稅地域ヨリ引取ラレタル砂糖、糖蜜又  
ハ糖水ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル  
モノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消  
費稅ヲ免除ス

第十條中「物品ノ製造者」ノ下ニ「ニ對シ  
質問ヲ爲シ又ハ其」ヲ加フ

第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ  
承認ヲ受ケ消費稅ヲ課セラレタル砂  
糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シ  
タル砂糖(第三種ノ砂糖ヲ除ク)、糖蜜  
又ハ糖水ニ付テハ之ヲ製造場ヨリ引取  
ルモ消費稅ノ徵收ヲ爲ス

第十二條ノ二 消費稅ヲ課セラレタル砂  
糖ヲ原料トシテ煉乳ヲ製造シタル者又  
ハ消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ原料ト  
シテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令  
ヲ以テ定ムル物品ヲ外國ニ輸出シタル  
者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料  
トシテ使用シタル砂糖ニ付課セラレタ  
ル消費稅額ニ相當スル金額以下ノ交付

金ヲ交付スルコトヲ得

第十二條ノ三 第九條及第十條ノ規定ハ  
第一條第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ  
受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル煉  
乳又ハ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定  
ムル物品ノ製造者及前條ノ規定ニ依リ  
消費稅額ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ク

取後六月以内ニ其ノ用途ニ供セラレタ  
ルコトノ證明ナキモノニ付テハ直ニ其

ノ消費稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ム  
コトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモ  
ノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ  
付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引  
取リタル砂糖ヲ使用シテ菓子、糖果其  
ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ

ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

外國ニ輸出シタルコトヲ證明セサル場合  
ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ消費稅  
ヲ徵收ス前項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ  
付之ヲ準用ス

第四條第二項ノ規定ハ第二項ノ擔保ニ  
付之ヲ準用ス

第十一條ノ一ヲ削ル

第十一條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル  
場合ニ於テハ之ヲ砂糖、糖蜜又ハ糖水  
ヲ製造スルモノト看做ス

一 砂糖ニ加工シテ其ノ種別ヲ上昇ス  
ルトキ

二 砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ砂糖、糖蜜  
數量ヲ增加スルトキ

三 糖水及水以外ノ物品ヲ混和シテ其ノ  
量ヲ増加スルトキ

四 前各號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲  
ニ依リ消費稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セム  
トシタル者

第十四條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ  
第十二條ノ二ノ交付金ノ交付ヲ受ケ又  
ハ受ケムトシタル者ハ其ノ金額ノ五倍  
ニ相當スル罰金ニ處ス但シ罰金額カ二  
十圓ニ満タサルトキハ之ヲ二十圓トス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條ノ二ノ規定ニ違反シテ販賣  
業又ハ製造業ヲ兼營シタル者

二 第九條第一項(第十二條ノ三ニ於  
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依  
ル帳簿ヲ隠匿シタル者

三 第九條第二項(第十二條ノ三ニ於  
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依  
ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

四 第十條(第十二條ノ三ニ於テ準用  
スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第十六條 第十三條又ハ第十四條ノ罪ヲ  
犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項  
但書、第三十九條第二項、第四十條、  
第四十一條、第四十八條第二項、第六

其ノ消費稅ヲ徵收ス但シ罰金額カ二十  
圓ニ満タサルトキハ之ヲ二十圓トス  
一 政府ニ申告セスシテ砂糖、糖蜜又  
ハ糖水ヲ製造シタル者

二 第五條ノ二第一項ノ規定ニ違反シ  
テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ消費シ又ハ  
違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取  
リ又ハ引渡シ若ハ移出シタル者

三 消費ノ目的ヲ以テ譲渡シタル者  
ニ依リ消費稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セム  
トシタル者

四 前各號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲  
ニ依リ消費稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セム  
トシタル者

五 消費稅ヲ課セラレタル第二種乙ノ砂糖ヲ以  
テ製造シタルモノニ在リテハ冰砂糖ハ百斤  
ニ付一圓五十錢其ノ他ノモノハ百斤ニ付二  
圓五十錢

六 第六條又ハ第七條第一項ノ規定ニ違反シ  
テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ消費シ又ハ  
違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取  
リ又ハ引渡シ若ハ移出シタル者

七 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又  
ハ糖水ヲ消費シ又ハ糖水ヲ引取リ又  
ハ引渡シ若ハ移出シタル者

八 第八條ノ二ノ規定ニ違反シテ販賣  
業又ハ製造業ヲ兼營シタル者

九 第九條第一項(第十二條ノ三ニ於  
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依  
ル帳簿ヲ隠匿シタル者

十 第十條(第十二條ノ三ニ於テ準用  
スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

十一 第十一條第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ受  
ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル煉  
乳又ハ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定  
ムル物品ノ製造者及前條ノ規定ニ依リ  
消費稅額ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ク

十二 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

十三 第十三條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第十四條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

十四 第十四條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

十五 第十五條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第十六條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

十六 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

十七 第十七條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

十八 第十八條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

十九 第十九條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第二十條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

二十 第二十條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

二十一 第二十一條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第二十二條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

二十二 第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

二十三 第二十三條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第二十四條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

二十四 第二十四條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

二十五 第二十五條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
第二十六條ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取  
リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、  
糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造シタ  
ル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ

二十六 第二十六條ノ二ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ  
虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執  
行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者



三十二 織物、メリヤス、レース、	第三種
フェルト及同製品竝ニ組物	一 檢寸
三十三 果物	二 餅、葡萄糖及麥芽糖
三十四 葉子	同物品ニシテ第一種及第二種ニ該當
甲類	スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス
一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、	第一種 物品稅ノ稅率左ノ如シ
同部分品及附屬品	スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス
二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙	第二條 物品稅ノ稅率左ノ如シ
三 蓄音器及同部分品	前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ
四 蓄音器用レコード	準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス
五 樂器、同部分品及附屬品	第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ
六 雙眼鏡及隻眼鏡	爲化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做ス
七 鈍及同部分品	第七條 左ニ掲タル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付二圓五十錢
八 藥莢及彈丸	第三條 前條ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付タル飴百斤ニ付二圓五十錢
九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品	第四條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ於テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付タルトキニ於テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保稅地域ヨリ引取ラル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ稅金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ
十 娛樂用ノモーターボート、ス	第五條 物品稅ハ第一種第十九號ニ掲グ
十一 撞球用具	ル物品ニ付テハ其ノ物品が入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣賣セラル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス
十二 ネオン管及同變壓器	同物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額ヨリ其ノ物品ニ課セラル
十三 吸煙用ライター	ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同
十四 乗用自動車	ジ
十五 化粧品	製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品稅ノ徵收ヲ爲サズ
乙類	第六種
一 燃寸	千本ニ付五錢
二 餡、葡萄糖及麥芽糖	第七條 左ニ掲タル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付二圓五十錢
イ 麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴百斤ニ付二圓	第八條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ於テハ小賣業者ノ販賣價格ハ第一種ノ物品ニ付タルトキニ於テハ製造場内ニ於テ飲用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
カーペル及ヨット	第九條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額ヨリ其ノ物品ニ課セラル
十一 撞球用具	第十條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ
十二 ネオン管及同變壓器	第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
十三 吸煙用ライター	第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ第三十四條但書ノ規定ニ依リ保稅地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル國際物品稅ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ稅金ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス
十四 乘用自動車	第十三條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保稅地域ヨリ引取ル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ
十五 化粧品	第十四條 前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス
二十一 冷藏器及同部分品	第十五條 第一種ノ物品ニシテ政府ニ提出スベシ
二十二 金庫及鋼鐵製家具	第十六條 第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保付テハ製造場ヨリ移出セラル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラル
二十三 茶、珈琲及其ノ代用物竝ニココア	第十七條 販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於ケル價格トス
二十四 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク	第十八條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第

ス	第十九條 物品稅ハ第一種第十九號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品が入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣賣セラル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス
一	第一種 物品稅ノ稅率左ノ如シ
二	スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス
三	前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ
四	準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス
五	第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ
六	爲化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做ス
七	第七條 左ニ掲タル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付二圓五十錢
八	第八條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ於テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付タルトキニ於テハ製造場内ニ於テ飲用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
九	第九條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額ヨリ其ノ物品ニ課セラル
十	第十條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ
十一	第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
十二	第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ第三十四條但書ノ規定ニ依リ保稅地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第
十三	第十三條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
十四	第十四條 前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス
十五	第十五條 第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保付テハ製造場ヨリ移出セラル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラル
二十一	第十六條 販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於ケル價格トス
二十二	第十七條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第
二十三	第十八條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出セラル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ
二十四	第十九條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ付タルトキハ一月以内

一	第一種 物品稅ハ第一種第十九號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品が入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣賣セラル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス
二	スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス
三	前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ
四	準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス
五	第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ
六	爲化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做ス
七	第七條 左ニ掲タル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付二圓五十錢
八	第八條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ於テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付タルトキニ於テハ製造場内ニ於テ飲用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
九	第九條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額ヨリ其ノ物品ニ課セラル
十	第十條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ
十一	第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
十二	第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ第三十四條但書ノ規定ニ依リ保稅地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第
十三	第十三條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
十四	第十四條 前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス
十五	第十五條 第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保付テハ製造場ヨリ移出セラル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラル
二十一	第十六條 販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於ケル價格トス
二十二	第十七條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第
二十三	第十八條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出セラル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ
二十四	第十九條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ付タルトキハ一月以内

一	第一種 物品稅ハ第一種第十九號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品が入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣賣セラル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス
二	スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス
三	前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ
四	準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス
五	第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ
六	爲化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品、化粧石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做ス
七	第七條 左ニ掲タル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付二圓五十錢
八	第八條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ於テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付タルトキニ於テハ製造場内ニ於テ飲用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
九	第九條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額ヨリ其ノ物品ニ課セラル
十	第十條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ
十一	第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
十二	第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ第三十四條但書ノ規定ニ依リ保稅地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第
十三	第十三條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ付タルトキハ一月以内
十四	第十四條 前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス
十五	第十五條 第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保付テハ製造場ヨリ移出セラル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラル
二十一	第十六條 販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於ケル價格トス
二十二	第十七條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル申告書ヲ、第
二十三	第十八條 前項ノ價格及燃寸ノ本數ノ計算ニ關シテハ製造場ヨリ移出セラル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ
二十四	第十九條 第一種ノ物品トシテ使用シタルトキニ付タルトキハ一月以内

造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品稅ヲ免除  
徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザ  
ル事由ニ依リ滅失シタルモノニ付政府  
ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品稅ヲ免除  
ス

第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府  
承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出し又ハ保稅  
地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各號ノ  
一一該當スルモノニ付テハ物品稅ヲ免  
除ス

第一種 第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル  
第二種ノ物品

二 餅、葡萄糖又ハ麥芽糖ノ製造ノ用  
ニ供スル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖

三 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ  
以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル  
飴、葡萄糖又ハ麥芽糖

前條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ  
政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ  
引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナ  
キモノ又ハ移出先若ハ引取先ニ移入前  
其ノ用途ヲ變更セラレタルモノニ付之  
ヲ準用ス

第一項ノ物品ヲ移出先又ハ引取先ニ移  
入後其ノ用途ヲ變更シタル場合ニ於テ  
ハ其ノ場所ヲ以テ製造場ト看做シ移出  
先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト  
看做ス

第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ノ免  
除ヲ受ケタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ヲ  
使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ  
定ムル物品ヲ製造シタル者ガ之ヲ政府  
ノ指定シタル期間内ニ輸出シタルコト  
ヲ證明セザル場合ニ於テハ製造者ヨリ  
直ニ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ  
他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シ  
タルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルト  
キハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令

ノ定ムル所ニ依リ物品稅ヲ免除ス

一 輸出スルモノ  
二 學術研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供  
スルモノ

第十一條 第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニ  
シテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ  
又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ證  
明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第十四條 物品稅ヲ課セラレタル飴、葡  
萄糖又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタ  
ル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル  
物品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ對シ  
命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ  
使用シタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニ付  
課セラレタル物品稅ニ相當スル罰金ニ處シ  
下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營  
シントスル者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品  
ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ム所  
ニ依リ政府ニ申告ヌベシ其ノ小賣業又  
ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第十六條 第一種、第二種又ハ第三種ノ  
物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ム  
所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ  
關スル事實ヲ帳簿ニ記載スペシ

第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若  
ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ム

ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種若ハ第三  
種ノ物品ヲ製造シタル者

前項第二號ニ規定スル者ニ付テハ直ニ  
其ノ小賣シタル第一種ノ物品又ハ製造  
シタル第二種若ハ第三種ノ物品ニ對ス  
ル物品稅ヲ徵收ス

第二十條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十六條第一項ノ規定ニ依ル帳簿  
ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱  
匿シタル者

第二十一條 第十六條第二項ノ規定ニ依ル申告  
ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第十七條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ  
質問ニ對シ答辯ヲ爲ナズ若ハ虛偽ノ  
陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒  
ミ、妨げ若ハ忌避シタル者

第二十二條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品  
ノ製造者又ハ販賣者ノ所持スル  
モノ

第一種 第二種又ハ第三種ノ物品  
ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スル  
モノ

一 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品  
ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三  
十九條第二項、第四十條、第四十一條、  
第四十八條第二項、第六十三條及第六  
十六條ノ規定ヲ適用セズ

ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切  
ノ帳簿書類

三 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品  
ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建  
築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物

件 第十八條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ  
物品稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル  
者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル  
稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ  
其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二十圓  
ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十九條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ  
依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品  
ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種若ハ第三  
種ノ物品ヲ製造シタル者

第三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第一種、第二種又ハ第三種  
ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、  
戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ヲ從  
事者方其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタル  
トキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十四條 關稅定率法第七條第十七號  
ノ規定ハ第十二條第一項第三號ノ規定  
ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル飴、葡  
萄糖若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シ又  
ハ第十四條ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付  
セラレタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以  
テ定ムル物品ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十三條 本法ニ於テ保稅地域トハ關  
稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

第二十六條 本法ハ昭和十五年四月一日  
ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條ノ規定ハ  
昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ保  
稅ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル物品  
税ト看做ス

第二十七條 第九條ノ適用ニ付テハ支那  
事變特別稅法ニ依リ課セラレタル物品  
税ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル物品  
税ト看做ス

第二十八條 支那事變特別稅法第四十八  
條第一項、第四十九條第一項又ハ第五  
十條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物  
品ハ各第十一條第一項、第十二條第一  
項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ適用ヲ  
受ケタルモノト看做ス

第二十九條 支那事變特別稅法第三十八  
條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營  
ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品ノ  
製造ヲ爲ス者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨  
ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於  
テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十條 本法施行前ヨリ引續キ左ニ掲  
グル第一ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ  
第一ノ物品ノ製造ヲ爲ス者本法施行後  
一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルト  
キハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申  
告シタルモノト看做ス

第一 琥珀製品、象牙製品、七寶製品、  
盆栽盆石及鉢植類、愛玩用動物及同  
用品竝ニ菓子

第二 化粧石鹼、齒磨及茶（紅茶ヲ除  
ク）

第三十一條 第一條ニ掲グル第一種又ハ  
第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本  
法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ  
場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物  
品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ  
以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者  
ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ  
於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ  
製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第  
一號ノ物品ニ付テハ第一條各號ニ掲グル  
品名毎ニ價格三千圓、飴、葡萄糖又  
ハ麥芽糖ニ付テハ一萬斤ヲ超エル部分  
ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税  
ヲ徵收ス但シ支那事變特別稅法ニ依リ  
物品稅ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其  
ノ課セラレタル稅額ヲ相當スル金額ヲ  
控除シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第一 第一條ニ掲グル第二種又ハ  
第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本  
法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ  
場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物  
品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ  
以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者  
ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ  
於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ  
製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第  
一號ノ物品ニ付テハ第一條各號ニ掲グル  
品名毎ニ價格三千圓、飴、葡萄糖又  
ハ麥芽糖ニ付テハ一萬斤ヲ超エル部分  
ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税  
ヲ徵收ス但シ支那事變特別稅法ニ依リ  
物品稅ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其  
ノ課セラレタル稅額ヲ相當スル金額ヲ  
控除シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第一 第二種第一號ニ付テハ直ニ之ヲ提出ス  
前項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ物  
品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及  
貯藏ノ場所、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニ  
超エルモノ

第二 飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニシテ合計  
斤數一萬斤ヲ超ユルモノ

前項ノ製造者又ハ販賣者ハ第一種ノ物  
品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及  
貯藏ノ場所、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニ

第一條 料理店、貸席、旅館其ノ他命令  
ヲ以テ定ムル類似ノ場所ニ於ケル遊興  
及飲食ニハ本法ニ依リ遊興飲食稅ヲ課  
ス

第二條 遊興飲食稅ノ稅率ハ遊興飲食ノ  
料金ノ百分ノ十五トス但シ藝妓ノ花代  
ニ付テハ料金ノ百分ノ三十トス

前項ノ遊興飲食ノ料金ハ前條ニ規定ス  
ル場所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲シ  
タル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收  
スペキ金額ヲ謂フ

遊興飲食ノ料金ノ算定ニ關シテハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 遊興飲食ノ料金ガ一人一回三圓  
ニ満タザル場合ニハ遊興飲食稅ヲ課セ  
ズ但シ左ニ掲グル料金ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 藝妓ノ花代及藝妓ノ花代ヲ伴フ遊  
興飲食ノ料金

二 藝妓ノ花代ニ類スル料金ニシテ命  
令ヲ以テ定ムルモノ

三 命令ヲ以テ定ムル料理店ニ於ケル

遊興飲食ノ料金

前項ノ一人一回ノ料金ノ計算ニ關シ必  
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 遊興飲食稅ハ第一條ニ規定スル  
場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第六條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第八條 第一條ニ規定スル場所ヲ經營セ  
ントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止  
セントスルトキ亦同ジ

第九條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
及經營者ト經營上取引關係アル者ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關スル  
事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第十條 收稅官吏ハ前條第一項ニ規定ス  
ル者ニ付シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ  
關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第十一條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ  
遊興飲食稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ  
直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所  
ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告ス  
ベシ

遊興飲食稅法案

遊興飲食稅法

第一條 料理店、貸席、旅館其ノ他命令  
ヲ以テ定ムル類似ノ場所ニ於ケル遊興  
及飲食ニハ本法ニ依リ遊興飲食稅ヲ課  
ス

第二條 遊興飲食稅ノ稅率ハ遊興飲食ノ  
料金ノ百分ノ十五トス但シ藝妓ノ花代  
ニ付テハ料金ノ百分ノ三十トス

前項ノ遊興飲食ノ料金ハ前條ニ規定ス  
ル場所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲シ  
タル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收  
スペキ金額ヲ謂フ

遊興飲食ノ料金ノ算定ニ關シテハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 遊興飲食ノ料金ガ一人一回三圓  
ニ満タザル場合ニハ遊興飲食稅ヲ課セ  
ズ但シ左ニ掲グル料金ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 藝妓ノ花代及藝妓ノ花代ヲ伴フ遊  
興飲食ノ料金

二 藝妓ノ花代ニ類スル料金ニシテ命  
令ヲ以テ定ムルモノ

三 命令ヲ以テ定ムル料理店ニ於ケル

遊興飲食ノ料金

前項ノ一人一回ノ料金ノ計算ニ關シ必  
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 遊興飲食稅ハ第一條ニ規定スル  
場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第六條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第八條 第一條ニ規定スル場所ヲ經營セ  
ントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止  
セントスルトキ亦同ジ

第九條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
及經營者ト經營上取引關係アル者ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關スル  
事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第十條 收稅官吏ハ前條第一項ニ規定ス  
ル者ニ付シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ  
關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第十一條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ  
遊興飲食稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ  
直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

申告ヲ不相當ト認ヌタルトキハ政府ハ  
其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第六條 遊興飲食稅ハ毎月分ヲ翌月末日  
迄ニ納付スベシ但シ經營ヲ廢止シタル  
場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興  
飲食料金中其ノ月ニ於テ領收セザルモ  
ノニ對スル稅金ヲ其ノ料金ヲ領收シタ  
ル月ノ翌月末日迄ニ納付スルコトヲ得  
但シ其ノ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テ  
未ダ納付セザル稅金アルトキハ直ニ之  
ヲ納付スベシ

前項ノ遊興飲食ノ料金ハ前條ニ規定ス  
ル場所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲シ  
タル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收  
スペキ金額ヲ謂フ

遊興飲食ノ料金ノ算定ニ關シテハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 遊興飲食ノ料金ガ一人一回三圓  
ニ満タザル場合ニハ遊興飲食稅ヲ課セ  
ズ但シ左ニ掲グル料金ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 藝妓ノ花代及藝妓ノ花代ヲ伴フ遊  
興飲食ノ料金

二 藝妓ノ花代ニ類スル料金ニシテ命  
令ヲ以テ定ムルモノ

三 命令ヲ以テ定ムル料理店ニ於ケル

遊興飲食ノ料金

前項ノ一人一回ノ料金ノ計算ニ關シ必  
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 遊興飲食稅ハ第一條ニ規定スル  
場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第六條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
第一條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政  
府ニ申告スベシ

第八條 第一條ニ規定スル場所ヲ經營セ  
ントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止  
セントスルトキ亦同ジ

第九條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
及經營者ト經營上取引關係アル者ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關スル  
事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第十條 收稅官吏ハ前條第一項ニ規定ス  
ル者ニ付シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ  
關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第十一條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ  
遊興飲食稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ  
直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

申告ヲ不相當ト認ヌタルトキハ政府ハ  
其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第六條 遊興飲食稅ハ毎月分ヲ翌月末日  
迄ニ納付スベシ但シ經營ヲ廢止シタル  
場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興  
飲食料金ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十  
日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ經營ヲ廢  
止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出ス  
ベシ

遊興飲食稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ  
直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

申告ヲ不相當ト認ヌタルトキハ政府ハ  
其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第六條 遊興飲食稅ハ毎月分ヲ翌月末日  
迄ニ納付スベシ但シ經營ヲ廢止シタル  
場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興  
飲食料金ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十  
日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ經營ヲ廢  
止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出ス  
ベシ

遊興飲食稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ  
直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

申告ヲ不相當ト認ヌタルトキハ政府ハ  
其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第六條 遊興飲食稅ハ毎月分ヲ翌月末日  
迄ニ納付スベシ但シ經營ヲ廢止シタル  
場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興  
飲食料金ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十  
日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ經營ヲ廢  
止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出ス  
ベシ

遊興飲食稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシ  
タル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ  
直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
十圓ニ満タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

申告ヲ不相當ト認ヌタルトキハ政府ハ  
其ノ課稅標準額ヲ決定ス

## 附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

乗車船區間四十秆以下ナルトキ  
一等 十錢  
二等 五錢

支那事變特別稅法第五十二條ノニ規定  
支那事變特別稅法第六十二條ノニ規定  
スル場所ヲ經營スル者ニシテ同法ニ依リ  
其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日

ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做  
支那事變特別稅法第六十二條ノニ規定  
ノ規定ニ依リ爲シタル命令ハ之ヲ第十七  
條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル命令ト看  
做ス

取引所稅法中改正法律案  
取引所稅法中左ノ通改正ス  
第一條中「百分ノ十五」ヲ「百分ノ十一」  
ニ、「取引所營業稅」ヲ「取引所特別稅」ニ  
改ム  
第三條及第四條中「取引所營業稅」ヲ「取  
引所特別稅」ニ改ム  
第五條第一項第一種中「萬分ノ一・五」ヲ  
「萬分ノ五」ニ、「萬分ノ一・五」ヲ「萬分ノ  
七」ニ改ム

乘車船區間百六十秆以下ナルトキ  
一等 三十錢  
二等 十五錢  
三等 五錢  
乘車船區間百六十秆以下ナルトキ  
一等 三十錢  
二等 十五錢  
三等 五錢  
乘車船區間三百秆以下ナルトキ  
一等 六十錢  
二等 三十錢  
三等 十錢  
乘車船區間五百秆以下ナルトキ  
一等 六十錢  
二等 二十錢  
三等 二十錢  
乘車船區間五百秆以下ナルトキ  
一等 九十錢  
二等 三十錢  
三等 三十錢  
乘車船區間八百秆ヲ超ユルトキ  
一等 二圓四十錢  
二等 一圓二十錢  
三等 四十錢  
乘車船區間八百秆ヲ超ユルトキ  
一等 一圓五十錢  
二等 五十錢  
三等 五十錢  
回數乘車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於  
テハ通行稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
回數二十回以下ナルトキ 前項稅額ノ五倍  
回數五十回以下ナルトキ 前項稅額ノ十倍  
回數五十回ヲ超ユルトキ 前項稅額ノ二十倍  
定期乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於

テハ通行稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
契約期間一月  
以内ナルトキ 第一項稅額ノ五倍

團體乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於  
テハ通行稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
契約期間六月  
以内ナルトキ 第一項稅額ノ二十倍

超ユルトキ 第一項稅額ノ三十倍  
團體乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於  
テハ通行稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
契約期間六月  
以内ナルトキ 第一項稅額ノ二十倍

ナルトキ 上ナルトキ 第一項稅額ノ五倍  
人員五十人以下  
人員百人以下  
ナルトキ 第一項稅額ノ十倍

人員二百人以下  
下ナルトキ 第一項稅額ノ二十倍  
人員二百人ヲ  
超ユルトキ 第一項稅額ノ三十倍  
貸切乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於  
テハ通行稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
一等及二等 貸切運賃ノ百分ノ十  
三等 貸切運賃ノ百分ノ五  
前項ノ規定ニ依ル稅額ハ第一項稅額ニ  
トヲ得ズ  
乗客定員數ヲ乗ジタル金額ヲ超ユルコ  
トヲ得ズ  
第一項乃至第三項ニ規定スル通行稅ハ  
十二歳未満ノ乗客ニ付テハ其ノ半額ト  
ス  
前項ノ稅額ニ十錢ニ満タザル端數アル  
場合ニ於テハ其ノ端數ガ五錢以上ナル  
トキハ之ヲ五錢トシ五錢ニ満タザルト  
キハ之ヲ切捨ツ但シ其ノ全額五錢ニ満  
タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第三條 急行車船ニ乗車船ノ契約ヲ爲シ  
タル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依ルノ  
外急行料金ノ百分ノ十ノ稅率ニ依リ通  
行稅ヲ課ス  
前條第八項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ  
算出シタル稅額ニ付之ヲ準用ス

第四條 乗車船區間四十秆以下ノ三等乘  
客ニハ通行稅ヲ課セズ但シ前條ノ規定  
ニ依ル通行稅ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 陸海軍ノ團體トシテノ乗車船ニ  
シテ命令ノ定ムルモノニハ通行稅ヲ課  
セズ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ  
第二條第一項及第四條ノ乗車船區間ノ  
秆程ノ計算ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
一 往復乗車船又ハ廻遊乗車船ノ契約  
ヲ爲シタルトキ

二 運賃ガ均一制又ハ區間制ニ依リ定  
スラレタルトキ

第七條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽  
船ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等及三等  
ニ分タザルモノニ付テハ第二條第一  
項、第五項及第四條ノ等級ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム乗客定員數ノ定ナキ車船ニ  
付貸切乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ  
於ケル第二條第六項ノ乗客定員數ニ付  
亦同ジ

第八條 通行稅ハ汽車、電車、乗合自動車  
又ハ汽船ニシテ運輸業ヲ營ム者（以下  
運輸業者ト稱ス）運賃又ハ急行料金領  
收ノ際之ヲ徵收シ翌月末日迄ニ政府ニ  
納ムベシ

第九條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽  
船ニシテ運輸業ヲ營マントスル者及運  
輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣セント  
スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨  
ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セん  
トスルトキ亦同ジ

第十條 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ  
乗車船券ヲ販賣スル者ハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル事項ヲ帳簿  
ニ記載スベシ

第一條 汽車、電車、乗合自動車及汽船  
ノ乗客ニハ本法ニ依リ通行稅ヲ課ス  
第二條 通行稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課  
ス



ノ公共團體ハ第一種ノ場所ノ入場者又

ハ第二種ノ場所ノ設備利用者ニ對シ入  
場稅ノ課稅標準タル入場料ヲ標準トシ  
テ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ特別入場稅ニ付之ヲ準用

ス

#### 附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

支那事變特別稅法第二十六條ニ規定スル

第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營ス  
ル者又ハ第二種ノ場所ヲ經營スル者ニシ

記載金高三圓以下ノモノ

同五圓以下ノモノ

同十圓以下ノモノ

同二十圓以下ノモノ

同三十圓以下ノモノ

同百圓ヲ超ユルモノ

記載金高ナキモノ

同五十圓以下ノモノ

同一百圓以下ノモノ

同三百圓以下ノモノ

同五百圓以下ノモノ

同六十圓以下ノモノ

同七十圓以下ノモノ

同八十圓以下ノモノ

同九十圓以下ノモノ

同一百圓以下ノモノ

同二百圓以下ノモノ

同三百圓以下ノモノ

同四百圓以下ノモノ

テ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ  
本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタ  
ルモノト看做ス

前項ノ規定ハ支那事變特別稅法第三十三  
條ニ規定スル運動競技ヲ開催スル者ニシ  
テ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノニ  
付之ヲ準用ス

印紙稅法中改正法律案

印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條第一項中第二十八號ヲ削リ第六號  
ヲ第七號トシ以下第二十七號迄順次一號  
ヅツ繰下ゲ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

八關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

本法ニ於テ保稅地域ト

ノ規定ヲ適用セス

第二十一條ノ三 本法ニ於テ保稅地域ト

ハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

八關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

第三十八條第三項但書、第三十九條第  
二項、第四十條、第四十一條、第四十  
八條第二項、第六十三條及第六十六條  
ノ規定ヲ適用セス

第二十一條ノ三 本法ニ於テ保稅地域ト

ハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

八關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

明治四十四年法律第四十五號中改正法  
律案

大正九年法律第五十一號中改正法律案

明治四十四年法律第四十五號中改正法  
律案

第一條 削除

第二條中「砂糖消費稅法」ノ上ニ「酒稅  
法」ヲ加ヘ「支那事變特別稅法又ハ北支  
事件特別稅法」ヲ「又ハ物品稅法」ニ改ム

第三條中「砂糖消費稅法」ノ上ニ「酒稅  
法」ヲ「骨牌稅法」ノ下ニ「物品稅法」  
ヲ「砂糖」ノ上ニ「酒類」ヲ加ヘ「支那  
事變特別稅法第三十八條ニ掲クル物品又  
爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相  
當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スベ  
シ

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス  
者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ  
爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相  
當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スベ  
シ

了シタル各事業年度分ノ所得税、營業収益税、法人資本税及臨時利得税、法人ノ

昭和十五年三月三十一日以前ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル清算所得ニ對スル所得

税、昭和十五年三月三十一日以前ニ開始シタル相續ニ對スル相續税、昭和十五年三月三十一日以前ニ產出シタル鑛産物ニ

對スル鑛産税及特別鑛産税、昭和十五年三月三十一日以前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手數料收入金額ニ對スル取引所

營業税、昭和十五年三月三十一日以前ニ竣成シタル家屋ノ建築税並ニ昭和十五年三月三十一日以前ニ賦課シ若ハ賦課スペカリシ第

二種又ハ第三種ノ所得ニ對スル所得税、

資本利子税、酒類ニ對スル造石稅及出港

稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料ニ對スル造石稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、

取引稅、印紙稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅、

物品稅、遊興飲食稅及個人ノ臨時利得稅

ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

臨時租稅法第十條ノ規定ハ前項ノ規

定ニ拘ラズ昭和十五年一月一日以後ニ隱居ニ因リ開始シタル家督相續又ハ同日以後ニ爲シタル相續稅法第二十三條第一項

ニ規定スル贈與ニ付テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年一月一日以後昭和十五年三月三十一日迄ニ產出シタル鑛産物ニ對スル鑛産稅及特別鑛産稅ハ昭和十五年六月中ニ之ヲ徵收ス

營業収益稅法廢止法律案  
附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
法人ノ昭和十四年分以前ノ營業収益稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

人ノ昭和十四年分以前ノ營業収益稅ニ關ス  
本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
資本利子稅法ハ之ヲ廢止ス  
附 則

本法施行前ニ賦課シ若ハ賦課スペカリシ又ハ徵收シ若ハ徵收スペカリシ資本利子稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

法人資本稅法廢止法律案  
附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
法人資本稅法ハ之ヲ廢止ス

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
附 則

二項中「及營業収益稅」ヲ「法人稅及營業稅」ニ改ム

所得稅法第五條、法人稅法第十二條及營業稅法第十二條ノ規定ニ依リ指定シタル物產ノ製造、採掘又ハ採取ノ事業

ニ付其ノ設備ヲ增設シタル者ニハ命令ノ定期ムル所ニ依リ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ増設シタル設備ニ依ル物產ノ製造、採掘又ハ採取ノ業務

ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得稅、法

人稅及營業稅ヲ免除ス

第六條中「第三種ノ所得金額」ヲ「乙種ノ

事業所得ノ金額」ニ改ム

第七條中「第十四條第一項第六號ノ規定又同條第三項」ヲ「第十二條第一項第四號ノ規定及同條第五項」ニ改ム

第一條ノ五 法人ノ各事業年度ノ所得中ニ本邦(關東州及南洋群島ヲ含ム)外ニ於ケル營業命令ノ定期ムル所ニ依リ其ノ營業ヨリ生ズル所得金額ニ百分ノ四ヲ乘ジテ算出シタル金額ニ相當スル法人稅ヲ輕減ス

第一條ノ二中「普通所得」ヲ「所得」ニ「十

分ノ四ヲ「十分ノ三」ニ、「百分ノ二・四

五」ヲ「百分ノ三・六」ニ、「所得稅」ヲ「法

人稅」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ各事業年度ノ所得及所得中留保シタル金額ハ其ノ事業年度ノ所得及資

本ニ課セラルベキ法人稅額(前項ノ規

定ニ依リ輕減スル稅額ヲ控除セザルモノニ依ル)及法人稅法第十四條ノ規定ニ依リ控除スペキ臨時利得稅額ヲ其ノ

事業年度ノ所得及其ノ所得中留保シタル金額ノ双方ヨリ控除シタル殘額ニ依

スル同族會社ニシテ命令ヲ以テ定期ムルモノニ對シ法人稅法第十七條ノ規定ヲ

適用スル場合ニ於テハ同條第一項第一號ニ規定スル割合十分ノ三ハ之ヲ十分

ノ六トシ同項第二號ニ規定スル割合十

分ノ一ハ之ヲ十分ノ四トス  
第一條ノ八 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ九 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十一 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十二 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十四 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十五 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十六 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十七 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十八 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條ノ十九 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條の二十一 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條の二十二 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條の二十三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第一條の二十四 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル生命保險會社ノ甲種ノ配當利子所得ニ付テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引續キ所有スル株式ニ對スル利

益又ハ利息ノ配當ニ限り所得稅法第二十條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差減額ニ相當スル分類所得稅ヲ輕減ス

第二十三條中「第一條ノ四ヲ」「第一條ノ八」ニ改ム

附  
則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七月今回ノ事變ガ勃發シ、我國財政經濟ノ諸事情ニ著シキ變化ヲ生ズルニ至リマシタノデ、暫ク是ガ實行ヲ見合スノ餘儀ナキ事情ニ相成ツタノデアリマス、併シナガラ今ヤ事變ハ長期建設ノ段階ニ入り、之ニ對應シテ速ニ稅制ヲ整備確立スルノ要アリト認

検討ヲ加へテ、有效適切ナル改正ヲ斷行シ、以テ多年ノ懸案タル諸問題ヲ解決スルト共ニ、新事態ニ即應スル稅制ヲ確立セントスルモノデアリマス。

先づ負擔ノ均衡ニ關シテデアリマスガ、國民ノ負擔力ニ應ジタ課稅ヲ爲スコトガ租稅ノ生命デアリマシテ、今回ノ改正案ノ作成ニ當リマシテモ、國民ノ負擔力ニ應

マシテ、特ニ事變トニ於ケル稅制ノ改正トシテハ、此ノ點ニ十分ナル考慮ヲ拂フベキモノト考ヘルノデアリマス、仍テ今回ノ改正ニ於テハ、増稅額ノ決定竝ニ配分、企業ニ對スル課稅、配當利子ニ對スル課稅、間接稅ノ課稅物件ノ選擇等ニ關聯シテ、現下緊

前項ノ規定ニ依リ昭和十五年一月一日以後同年三月三十一日以前ニ產出シタル鑛物又ハ鑛產物ニ付改正前ノ第十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ昭和十二年中ニ於ケル鑛物又ハ鑛產物ノ產出數量ノ二分ノ三分ニ相當スル數量ヲ以テ同條ニ規定スル昭和十二年中ニ於ケル產出數量ト看做ス

昭和十四年以前ノ田畠地租、昭和十四年分以前ノ個人ノ營業収益稅及昭和十五年分以前ノ特別砂鑛區稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

遺憾ナキヲ努メタノデアリマスガ、税制調査會ニ於テモ實ニ二十八回ニ亘り會議ヲ開催シテ、十分ニ調査審議ヲ盡シタ後、政府ニ答申スル所ガアツクノデアリマス、只今議題トナツテ居リマスル諸法律案ハ、此ノ税制調査會ノ答申ニ基キ、更ニ各般ノ見地ヨリ十分ナル検討ヲ加ヘ、慎重ナル考慮ヲ廻ラシタ上デ、前内閣ニ於テ大體立案ヲ了シテ居タモノデアリマスガ、現内閣ト致シマシテモ其ノ儘之ヲ踏襲スルヲ適當ト認メマシテ、茲ニ御協賛ヲ求ムルコト致シタ次第デアリマス

各人ニ付一切ノ所得ヲ綜合シテ、相當程度以上ノ所得者ニ限り相當高度ノ累進稅率ヲ以テ賦課スルコトニ依リ、大所得重課ノ目的ヲ達シ、以テ所得階級間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト致シタノデアリマス、又事變ノ影響等ニ因ル増加利得ニ對シ、臨時利得稅ヲ増徵シテ事變下ニ於ケル負擔ノ調整ヲ圖ルト共ニ、間接稅等ニ於テモ成ベク奢侈的消費、又ハ不急消費ニ重課スルノ方針ヲ採ルコト致シマシタ

當長期ニ亘り多額ノ經費ヲ必要トスルノ實情ニアルノデアリマシテ、此ノ際稅制ノ改正ニ當リ、相當額ノ増稅ヲ行フコトハ、必要ニシテ已ムヲ得ザル措置デアルト信ズルノデアリマス、仍テ一面ニ於テハ事變費等ノ支出ニ基ク國民所得ノ增加、購買力吸收ノ必要性等ヲ考フルト共ニ、戰時經濟ノ運行、國民生活ノ安定等ニ及ボス影響ヲ十分ニ考慮シツツ、此ノ際平年度大體五億圓程度ノ增收ヲ圖ルコトシ、各稅ニ亘リ、ソレゾレ適當ト認ムル増徵ヲ行フコトト致シタノデアリマス、尙ホ我國財政ノ将来ニ照

税法改正法法律案外三十件ノ政府提出ノ法律  
案ニ付キマシテ、一括シテ説明ヲ致シタイ  
ト存ジマス、中央地方ヲ通ズル税制ノ一般  
的改正ハ、我國多年ノ懸案デアリマシテ、  
出來得ル限り早キ機會ニ於テ是ガ實現ヲ見  
コトハ、本議會ニ於テモ屢々要望セラレ  
タ參ツタ所デアリマス、然ルニ昭和十二年

如前般要言、自開港以來、我國現下財政經濟諸事情ニ即應スル稅制ヲ整備確立スルコトニ主眼ヲ置キ、第一ニ中央地方ヲ通ジテ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト、第二ニ現下緊要ナル經濟諸政策トノ調和ヲ圖ルコト、第三ニ收入ノ増加ヲ圖ルト共ニ、彈力性アル稅制ヲ樹立スルコト、第四ニ稅制ノ簡易化ヲ圖ルコトノ四ツノ事項ヲ目標トシ、現行國稅及ビ地方稅制度ノ全般ニ瓦リ、根本的ノ

シテ、新ニ分與税制度ヲ採用スルコトニ依リ、負擔ノ地域的不均衡ヲ是正スルコトト致シタノデアリマス、其ノ他國稅、地方稅ノ全般ニ亘リ適切ナル改正ヲ加ヘテ、負擔ノ平衡ヲ得ルコトニ努メタ次第デアリマス。第二ハ經濟諸政策トノ調和ノ問題デアリマス、稅制ガ經濟政策ト緊密ナル調和連繫ヲ保持スベキハ言フマデモナイコトデアリ

ノ法規方重複競合シ、極メテ複雜ナル稅制ト相成ツテ居ルノデアリマス、而シテ是等ノ臨時増徴又ハ新稅モ、今後相當長期ニ瓦リ存續スルノ已ムナキ事情ニアリト認メラレマスノデ、此ノ際是等ノ各種ノ法規ヲ整理結合致シマシテ、簡易且ツ平明ナル稅制ノ樹立ニ努メタ次第アリマス

次ニ改正ノ内容ニ付説明致シタイト存ジマス、今回ノ稅制改正ニ於キマシテ其ノ樞軸ヲ成スモノハ、現行直接國稅ノ體系ヲ改組シテ、新ニ分類所得稅及ビ綜合所得稅ヲ併用スル體系ヲ採用シタコトデアリマス、御承知ノ如ク、現行直接國稅ノ體系ハ所得稅ヲ中権トシ、地租、營業収益稅及ビ資本利子稅ノ三收益稅ヲ以テ、之ヲ補完スルノ方法ニ依ツテ居ルノデアリマスガ、同ジク收益稅タル家庭稅ハ地方稅ト致シテ居リマスル爲、體系整備ノ點カラ見テモ、負擔均衡ノ上カラ考ヘテモ、遺憾ニ點ガ多イノデアリマス、仍テ此ノ際家庭稅ヲ國稅ニ移管シテ收益稅制度ヲ整備スルコトモ、一應考ヘラレル譯デアリマスガ、元來收益稅ハ所得稅ノ補完稅デアリマシテ、之ニ多額ノ收入ヲ期待スルコトハ困難デアリマスノデ、將來額ノ財源ヲ求メヨウトスレバ、直接稅ニ於キマシテハ結局所得稅ニ依ルノ外ナキモノト信ズルノデアリマス、然ルニ現行ノ所得稅ハ最近數次ノ臨時的増徴ヲ重ねマシタ結果、著シク其ノ伸張力ヲ喪失シテ居リマスノミナラズ、負擔ノ普遍化ノ點ニ於テモ少ク所ガ少クナノデアリマス、仍テ此ノ際トシテハ現行所得稅制度ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ、現在ノ如キ累進稅率ノ外ニ、新ニ比例稅率ヲ導入シテ、稅制ニ大ナル彈力性ヲ附與スルノ外、成ベク多クノ國民ヲシテ所得稅ヲ負擔セシムルト共ニ、出來得ル限リ源泉ニ於テ課稅シテ、納稅ノ簡易化ヲ期スル必要ガアルト思フノデアリマス、而シテ斯クノ如ク所得稅ノ比例稅率ヲ採用シ、所

得ノ種類ニ應ジテ源泉ニ於テ課稅スルコト致シマスルト、所得ノ種類毎ニ稅率、免稅點ヲ異ナラシメ、以テ資產所得ニ重課スリ、稅制結合致シマシテ、簡易且ツ平明ナル稅制ノ樹立ニ努メタ次第アリマス

次ニ改正ノ内容ニ付説明致シタイト存ジマス、今回ノ稅制改正ニ於キマシテ其ノ樞軸ヲ成スモノハ、現行直接國稅ノ體系ヲ改組シテ、新ニ分類所得稅及ビ綜合所得稅ヲ併用スル體系ヲ採用シタコトデアリマス、御承知ノ如ク、現行直接國稅ノ體系ハ所得稅ヲ中権トシ、地租、營業収益稅及ビ資本利子稅ノ三收益稅ヲ以テ、之ヲ補完スルノ方法ニ依ツテ居ルノデアリマスガ、同ジク收益稅タル家庭稅ハ地方稅ト致シテ居リマスル爲、體系整備ノ點カラ見テモ、負擔均衡ノ上カラ考ヘテモ、遺憾ニ點ガ多イノデアリマス、仍テ此ノ際家庭稅ヲ國稅ニ移管シテ收益稅制度ヲ整備スルコトモ、一應考ヘラレル譯デアリマスガ、元來收益稅ハ所得稅ノ補完稅デアリマシテ、之ニ多額ノ收入ヲ期待スルコトハ困難デアリマス、然ルニ現行ノ所得稅ハ最近數次ノ臨時的増徴ヲ重ねマシタ結果、著シク其ノ伸張力ヲ喪失シテ居リマスノミナラズ、負擔ノ普遍化ノ點ニ於テモ少ク所ガ少クナノデアリマス、仍テ此ノ際トシテハ現行所得稅制度ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ、現在ノ如キ累進稅率ノ外ニ、新ニ比例稅率ヲ導入シテ、稅制ニ大ナル彈力性ヲ附與スルノ外、成ベク多クノ國民ヲシテ所得稅ヲ負擔セシムルト共ニ、出來得ル限リ源泉ニ於テ課稅シテ、納稅ノ簡易化ヲ期スル必要ガアルト思フノデアリマス、而シテ斯クノ如ク所得稅ノ比例稅率ヲ採用シ、所

得ノ種類ニ應ジテ源泉ニ於テ課稅スルコト致シマスルト、所得ノ種類毎ニ稅率、免稅點ヲ異ナラシメ、以テ資產所得ニ重課スリ、稅制結合致シマシテ、簡易且ツ平明ナル稅制ノ樹立ニ努メタ次第アリマス

先づ所得稅制度ノ改正ニ付説明致シマス、今回新ニ設クルコト致シマシタ分類所得稅ハ、所得ヲ其ノ性質ニ依ツテ大體不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林ノ所得及ビ退職所得ノ六種ニ區分シ、其ノ各ノ種類ニ應ジテ稅率、免稅點、控除、課稅方法等ヲ異ナラシメ、以テ各種所得間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルト共ニ、課稅方法ノ適正、簡易化ヲ期スルコト致シタノデアリマス、先づ其ノ稅率ハ財政ノ必要ニ應ジテ伸縮ヲ容易ナラシムル爲、比例稅率ト致シタノデアリマスガ、資產所得タル不動產所得ト信ズルコトハ困難デアリマス、然ルニ現行ノ所得稅ハ最近數次ノ臨時的増徴ヲ重ねマシタ結果、著シク其ノ伸張力ヲ喪失シテ居リマスノミナラズ、負擔ノ普遍化ノ點ニ於テモ少ク所ガ少クナノデアリマス、仍テ此ノ際トシテハ現行所得稅制度ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ、現在ノ如キ累進稅率ノ外ニ、新ニ比例稅率ヲ導入シテ、稅制ニ大ナル彈力性ヲ附與スルノ外、成ベク多クノ國民ヲシテ所得稅ヲ負擔セシムルト共ニ、出來得ル限リ源泉ニ於テ課稅シテ、納稅ノ簡易化ヲ期スル必要ガアルト思フノデアリマス、而シテ斯クノ如ク所得稅ノ比例稅率ヲ採用シ、所

得ノ種類ニ應ジテ源泉ニ於テ課稅スルコト致シマスルト、所得ノ種類毎ニ稅率、免稅點ヲ異ナラシメ、以テ資產所得ニ重課スリ、稅制結合致シマシテ、簡易且ツ平明ナル稅制ノ樹立ニ努メタ次第アリマス

先づ所得稅制度ノ改正ニ付説明致シマス、今回新ニ設クルコト致シマシタ分類所得稅ハ、所得ヲ其ノ性質ニ依ツテ大體不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林ノ所得及ビ退職所得ノ六種ニ區分シ、其ノ各ノ種類ニ應ジテ稅率、免稅點、控除、課稅方法等ヲ異ナラシメ、以テ各種所得間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルト共ニ、課稅方法ノ適正、簡易化ヲ期スルコト致シタノデアリマス、先づ其ノ稅率ハ財政ノ必要ニ應ジテ伸縮ヲ容易ナラシムル爲、比例稅率ト致シタノデアリマスガ、資產所得タル不動產所得ト信ズルコトハ困難デアリマス、然ルニ現行ノ所得稅ハ最近數次ノ臨時的増徴ヲ重ねマシタ結果、著シク其ノ伸張力ヲ喪失シテ居リマスノミナラズ、負擔ノ普遍化ノ點ニ於テモ少ク所ガ少クナノデアリマス、仍テ此ノ際トシテハ現行所得稅制度ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ、現在ノ如キ累進稅率ノ外ニ、新ニ比例稅率ヲ導入シテ、稅制ニ大ナル彈力性ヲ附與スルノ外、成ベク多クノ國民ヲシテ所得稅ヲ負擔セシムルト共ニ、出來得ル限リ源泉ニ於テ課稅シテ、納稅ノ簡易化ヲ期スル必要ガアルト思フノデアリマス、而シテ斯クノ如ク所得稅ノ比例稅率ヲ採用シ、所

得ノ種類ニ應ジテ源泉ニ於テ課稅スルコト致シマスルト、所得ノ種類毎ニ稅率、免稅點ヲ異ナラシメ、以テ資產所得ニ重課スリ、稅制結合致シマシテ、簡易且ツ平明ナル稅制ノ樹立ニ努メタ次第アリマス

先づ所得稅制度ノ改正ニ付説明致シマス、今回新ニ設クルコト致シマシタ分類所得稅ハ、所得ヲ其ノ性質ニ依ツテ大體不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林ノ所得及ビ退職所得ノ六種ニ區分シ、其ノ各ノ種類ニ應ジテ稅率、免稅點、控除、課稅方法等ヲ異ナラシメ、以テ各種所得間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルト共ニ、課稅方法ノ適正、簡易化ヲ期スルコト致シタノデアリマス、先づ其ノ稅率ハ財政ノ必要ニ應ジテ伸縮ヲ容易ナラシムル爲、比例稅率ト致シタノデアリマスガ、資產所得タル不動產所得ト信ズルコトハ困難デアリマス、然ルニ現行ノ所得稅ハ最近數次ノ臨時的増徴ヲ重ねマシタ結果、著シク其ノ伸張力ヲ喪失シテ居リマスノミナラズ、負擔ノ普遍化ノ點ニ於テモ少ク所ガ少クナノデアリマス、仍テ此ノ際トシテハ現行所得稅制度ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ、現在ノ如キ累進稅率ノ外ニ、新ニ比例稅率ヲ導入シテ、稅制ニ大ナル彈力性ヲ附與スルノ外、成ベク多クノ國民ヲシテ所得稅ヲ負擔セシムルト共ニ、出來得ル限リ源泉ニ於テ課稅シテ、納稅ノ簡易化ヲ期スル必要ガアルト思フノデアリマス、而シテ斯クノ如ク所得稅ノ比例稅率ヲ採用シ、所

加フルコトト致シテ居リマスガ、是等ニ付  
テノ説明ハ更ニ別ノ機會ニ譲リタイト存ジ  
マス

次ハ法人税ニアリマス、元來法人ハ個人ト其ノ性質ヲ餘程異ニシ、個人ノ場合ニ於ケルガ如ク所得ノ種類及ビ大小ニ應ジテ課稅ヲ異ニスル等ノ必要モナイト思ヘラマスノデ、所得稅ハ原則トシテ個人ニ付テノミ課稅スルコトトシ、法人ニ付テハ別ニ法人稅ヲ創設シテ、現行第一種所得稅及ビ法人資本稅ヲ一括シテ課稅スルコトト致シタノデアリマス、而シテ其ノ稅率ハ、產業ニ對スル影響等ヲ十分考慮スルト共ニ、所得計算方法ノ改正等ヲ併セ考へテ、一般法人ノ所得ニ付テハ百分ノ十八ト致シ、資本ニ付テハ現行千分ノ一・二ヲ千分ノ一・五ニ引上グルコトト致シタノデアリマス

次ニ法人所得ノ計算上現行ニ比シ一ツノ  
點ニ於テ改正ヲ加フルコトト致シマシタ、  
其ノ第一點ハ税金ノ控除ニ關シテデアリマ  
ス、御承知ノ如ク現行第一種所得税ニ於キ  
マシテハ、所得ノ計算上所得税、臨時利得  
税等ヲ損金トスルコトト相成ツテ居ルノデ  
アリマスルガ、斯ノ如キ計算方法ニ依リマ  
スルト、法人ノ負擔關係ガ至極明朗ヲ缺クノ  
ミナラズ、相當高クナツク税率ノ下ニ於テ  
ハ、税負擔ノ爲ニ利益ノ著シキ波動ヲ生ズ  
ルヤウナ場合ヲ生ジマスノデ、此際法人租  
税負擔ノ適正、明確ヲ期スル爲所得ノ計算  
上法人税ハ之ヲ損金トシテ控除セザルコトニ  
改メタノデアリマス、尤モ臨時利得税ハ其ノ性  
質ニ顧ミ、先づ之ヲ納付セシメタ後法人税フ  
賦課スベキモノト認マラヌノデ、各事業年  
度ノ利益カラ其ノ利益ニ對シ課セラルベキ  
臨時利得税額ヲ控除シタル残額ヲ課税所得  
トシテ、之ニ法人税ヲ賦課スルコトト致シマ  
シタ

マス、即ち現行税法ニ於キマシテハ、法人ノ所得ハ各事業年度毎ニ打切り計算スルコレニナツテ居ルノデアリマスルガ、法人企業ノ實情ニ十分應ジ難キ場合モアリマスノデ、此ノ際右ノ原則ニ或る程度ノ例外ヲ設ケ、前一年内ニ生じタ缺損金、現事業年度ノ利益ト通算シテ所得ヲ計算スルコト致シタノデアリマス、尙ほ法人ノ受クル配當利子所得ニ付キマシテハ、其ノ性質、徵稅技術等ニ顧ミ、個人ト同ジク源泉ニ於テ分類所得稅ヲ賦課スルコト致シテ居ルノデアリマスルガ、負擔ノ重複ヲ避クル爲、其ノ稅額ハ之ヲ法人稅額ヨリ控除スルコト致シテ居リマス、法人稅ハ以上ノ外大體現行ノ第一種所得稅及ビ法人資本稅ノ例ニ依ルコト致シテ居リマス、

次ニ現行臨時利得稅ハ、利得ヲ甲種及び乙種ニ分チ、ソレドヽ基準年度、稅率等ヲ異ニシテ課稅ヲ致シマスノミナラズ、一面法人ニ付テハ高率ノ利益ニ對シテ課稅ヲスル超過所得稅モアリマシテ、極メテ複雜ナル制度トナツテ居リマスノデ、此ノ際課稅ノ適正簡明ヲ期スル爲、臨時利得稅ヲ改組シテ、昭和四、五、六年ト云フ古キ年度ヲ基準年度トスル甲種利得ノ制度ハ之ヲ廢止スルト共ニ、超過所得稅ヲ之ニ統合シテ課稅スルコト致シタノデアリマス、又法人ノ利益ノ計算ニ付キマシテハ、法人稅ニ於ケルト同様ノ趣旨ニ依リ、法人稅及ビ臨時利得稅ハ之ヲ損金トシテ控除セザルコトニ改メタノデアリマス、而シテ法人ノ利益中資本金額ノ年一割ヲ超ユル金額及ビ事變前三年間ノ利益ヲ超ユル金額ヲ利得トシテ之ニ對シ百分ノ二十五乃至百分ノ六十五ノ稅率ニ依リ賦課スルコト致シ、以テ事變ノ影響等ニ因リ利益ノ増大シタル産業部門ニ對シ重課シテ、事變下ニ於ケル負擔ノ調整ヲ圖ルコト致シタノデアリマス、

ニ付キマシテハ、法人ニ於ケルト同様、甲種利得ノ制度ハ之ヲ廢止シ、尙ホ別ニ新規ノ營業者等ノ負擔ヲ緩和スル措置ヲ講ズルト共ニ、其ノ税率ヲ多少引上げルコト致シタノデアリマス  
次ニ産業組合、商業組合、工業組合等ノ特別ノ法人ニ對シテハ、各種ノ租稅ヲ免除シテ居ルノデアリマスガ、一般國民負擔ノ増加ニ伴ヒ、時局ニ顧ミ當分ノ内應分ノ負擔ヲ爲サシムルヲ適當ト認メラマスノデ、此ノ際特別法人稅ヲ創設シテ、是等ノ法人ノ剩餘金ニ對シ、一般法人ノ半額程度、即チ百分ノ九ノ税率ニ依リ課稅スルコト致シタノデアリマス  
次ニ現在ノ利益配當稅ト公債及び社債利子稅トハ之ヲ統合シテ、配當利子特別稅トシテ課稅ズルコト致シタノデアリマスガ、又外貨債特別稅ニ從來ノ利益配當稅ニ付キマシテハ、分類所得稅ノ創設ニ伴ヒ、配當金中配當率年一割以下ノ分ニ對スル課稅ハ之ヲ廢止スルコト致シタノデアリマス、又外貨債特別稅ニ付キマシテモ、課稅限度タル利率ヲ引下グラト共ニ、内地居住者ノ所有ニ屬スル在外證券ニ付テモ課稅スルコトト致シタノデアリマス  
次ハ相續稅デアリマス、御承知ノ如ク相續稅ニ付キマシテハ、昭和十二年臨時租稅增徵法ニ依リ相當ノ増徵ヲ致シタノデアリマスガ、一般國民負擔ヲ增加セシムルノ餘儀ナキ事情ニアリマス此ノ際トシテハ、相續稅ニ付テモ增徵ヲ行フヲ適當ト認メマシテ、總稅額ニ於テ三割程度ノ增收ヲ圖ルコトト致シ、尙ホ是ト共ニ新ニ家族撫養ノ制度ヲ認メルコトニ依リマシテ、小資產ノ負度ヲ緩和スルコトト致シタノデアリマス  
次ニ建築稅ニ付テハ法規整理ノ爲之ヲ單行法ニ規定致シマシタ  
次ニ鑛業稅ノ改正デアリマス、御承知ノ如ク

現行制度ニ於テハ、鑛業ニ付キマシテハ、營業収益税ヲ課セズシテ、鑛產物ニ對シ鑛產稅又ハ特別鑛產稅ヲ賦課スルノ制度ト相成ツテ居リマスガ、所得稅制度ノ改組、營業稅ノ創設等ニ伴ニ對シテモ一般ノ營業ト同ジク是等ノ租稅ヲ賦課スルコトニ改メ、以テ其ノ負擔ノ適正ヲ圖ルコトト致シマシタ、併シナガラ鑛業ニ對スル特別ノ課稅トシテ、現行鑛區稅及び砂礦區稅ハ、之ヲ存置スルコトト致シ、法規ノ整理上新ニ鑛區稅法ヲ制定スルコトト致シテ居ルノデアリマス  
又取引所稅中取引所營業稅ニ付キマシテハ、直接稅體系ノ改組、地方稅制度ノ改正等ニ伴ヒマシテ、取引所ノ營業ニ付テモ、一般ノ例ニ依リ法人稅及び營業稅ヲ賦課スルコトト致シ、從來ノ取引所營業稅ハ、之ヲ取引所特別稅ト改稱スルト共ニ、稅率ヲ改正シテ、取引所ニ對スル所ノ特權料的ナ課稅トシテ存置スルコトト致シタ次第デアリマス

以上大體直接國稅ノ改正ニ付申上ゲタノデアリマスガ、次ニ間接國稅ノ改正ノ概要ニ付説明致シマス

間接稅ニ付キマシテモ、此ノ國際庫收入ノ增加ヲ圖ルト共ニ、消費ノ抑制等ニ資スル趣旨ニ依リマシテ、各稅ニ瓦リ相當ノ増徵ヲ行フコトト致シタノデアリマスルガ、一面戰時國民生活ノ確保、物價政策トノ調和等ノ觀點ヨリ、課稅物件ノ選擇、各稅ノ增徵割合等ニ付十分ノ考慮ヲ致シタノデアリマス、即チ主トシテ奢侈的消費又ハ此ノ際トシテハ不急ト認スラル消費ノ負擔ヲ増加スルノ方針ヲ執リ、生活必需品、原料品等ニ對スル課稅ハ出來得ル限り之ヲ避ケルコトトシ、以テ間接稅ノ增徵ニ依リ國民ノ生活ヲ不當ニ壓迫シ、或ハ一般物價騰貴ノ機運ヲ促進セシムル等ノコトナキヤウ、萬全ノ注意ヲ怠ラナカツタノデアリマス

先づ酒税アリマスガ、現在酒類ノ課稅ニ關シマシテハ、多數ノ法規ガ存在シ、複雜ヲ極メテ居リマスノデ、此ノ際稅制ノ簡易ヲ圖ル爲是等諸法規ヲ單一稅法ニ統一シテ、新ニ酒稅法ヲ制定スルコトト致シタフデアリマス、又課稅ノ方法トシマシテハ、最近ニ於ケル業界ノ實情等ニ顧ミ、原據ノ均衡ニ留意シツツ、ソレドモ適當ナル稅率ヲ定メタル次第アリマス。

次ニ清涼飲料稅ニ付キマシテハ、其ノ課稅物件中第一種玉ラムネハ比較的負擔力ノ少キ方面ノ消費ニ屬スト認メラレマスノデ、之ニ付テハ増徵セザルコトトシ、其ノ他ノモノ、即チ「サイダー」「シトロン」「ソーダ」水等ニ付キマシテ大體二割程度ノ増徵ヲ行フコトト致シタノデアリマス。

次ハ砂糖消費稅ニアリマス、砂糖ハ必ズシモ贅澤品トハ申上ガ難イト思フノデアリマスガ、其ノ消費ノ實情等ニ顧ミ、尙ほ増徵ノ餘地アリト認メラレマスノデ、今回ノ改正ニ於テハ總稅額ニ於テ大體二割程度ノ増徵ヲ行フコトト致シタノデアリマス、又砂糖消費稅ハ多年色相ニ依ル區分ニ從ヒ、課稅シテ參ツタノデアリマスガ、今回之ヲ製造方法ニ依リ區分課稅スル制度ニ改メテ、糖業ノ現狀ニ即應セシムルト共ニ、其ノ將來ノ改良發達ニ資スルコトト致シタ次第アリマス。

織物消費稅ニ付キマシテハ、昭和六年、相當ノ輕減ガ行ハレテ以來、最近數次ノ增稅ニモ拘ラズ、是ガ增稅ハ見合サレテ參ツタノデアリマスガ、今回更ニ各稅ニ亘り相當ノ増稅ヲ行フヲ適當ト認メ、其ノ稅率從ナル増稅ヲ行フヲ適當ト認メ、其ノ稅率從價百分ノ丸ヲ百分ノ十三引上ダルト共ニ、非課稅織物ノ範圍ヲ多少縮少スルコトト致

シタノデアリマス  
又揮發油稅ニ付キマシテモ、昭和十二年  
創設以來、「ガロン」ニ付五錢ノ稅率ヲ据置  
イテ參ツタノデアリマスガ、此ノ際國庫收入  
ノ增加ヲ圖ルト共ニ、燃料國策ノ遂行ニ資  
スル趣旨ニ依リ、「ガロン」ニ村八錢ノ引  
上ゲラ行ヒ、合計十三錢ノ稅率ニ改メント  
スルモノデアリマス  
次ハ物品稅デアリマス、御承知ノ如ク物  
品稅ハ主トシテ奢侈的性質ヲ有スト認メラ  
ルル物品、又ハ其ノ消費ガ負擔力ヲ示スト  
認メラルル物品ニ對シ課稅スルノ趣旨ニ依  
リ、昭和十二年八月創設セラレ、其後毎年  
課稅範圍ヲ擴張セラレテ來タノデアリマス  
ガ、此ノ際奢侈的消費ニ重課スルノ趣旨ニ  
依リ、其ノ課稅物品中奢侈的性質ノ濃厚ナ  
リト認メラル貴金屬製品等ノ第一種甲類  
ノ物品竝ニ寫真機、蓄音器等ノ第二種甲類  
ノ物品ニ對スル稅率ヲ、從價百分ノ十五ヨ  
リ百分ノ二十二引上グルコト致シタノデア  
リマス、而シテ課稅範圍ノ擴張ハ、物價植  
政策トノ調和等ヲ考慮シテ、之ヲ最小限度  
ニ止ムルコト致シ、補足的子意味ニ於テ  
象牙製品、琥珀製品、七寶製品、一定價格  
以上ノ菓子、愛玩用動物、盆栽及び鉢植  
類、高級ノ化粧石鹼、煉齒磨及ビ水齒磨  
高級ノ綠茶等フソレハ、適當ナル種別ニ追  
加シテ、物品稅ヲ課スルコト致シテ居リ  
マス、而シテ第三種ノ物品中飴、葡萄糖及  
ビ麥芽糖ニ付キマシテハ、砂糖消費稅ノ增  
徵トノ權衡ヲモ考慮シテ、其ノ稅率ヲ若干  
引上グルコト致シタノデアリマス  
次ニ遊興飲食稅ハ昨年ノ議會ニ於テ御協  
賛ヲ得、同年四月ヨリ之ヲ實施シテ參ツテ  
居ルノデアリマスガ、最近此ノ種ノ消費  
ハ増大ノ傾向ニアリマシテ、此ノ際ニ對  
スル課稅ヲ相當大幅ニ増徵シテ、此ノ種消  
費ノ抑制ニ資スルト共ニ、收入ノ增加ヲ圖  
ルコトハ極メテ妥當ナ措置ト信ジマスルガ  
故ニ、其ノ稅率ヲ五割程度引上ゲマスト共

ニ、免稅點ノ撤廃又ハ引下ダ行フコトト  
致シタノアリマス  
次ハ入場稅デアリマス、劇場、活動寫真  
館、競馬場等ノ入場者又ハ舞踏場、「ゴル  
フ」場等ノ設備利用者ニ對シ、相當ノ增稅  
ヲ行フコトハ、事變下ノ此ノ際適當措置  
ト認メラレマスノデ、入場稅ニ付テモ稅率  
ノ改正及び免稅點ノ引下ダ行フコトト致  
シテ居リマス  
次ニ物品切手ニ對スル印紙稅ハ法規整理  
上之ヲ印紙稅法中ニ規定致シマシタ  
又通行稅ニ付キマシテハ、一般ニ增稅ヲ  
行ヒマスル際、本稅ニ付テモ相當程度ノ增  
徵ヲ行ヒ國庫收入ノ増加ヲ圖ルコト致シ  
マシタ、即チ其ノ稅率ヲ相當引上ダルト共  
ニ、課稅範圍ヲ擴張スルコトト致シテ居ル  
ノデアリマス  
次ニ取引所稅中取引所ニ付キマシテモ尙  
ホ増徵ノ餘地アリト認メラレマスノデ、株  
式ノ賣買取引ニ對スル稅率ニ付相當程度  
ノ增徵ヲ行フコト致シ、尙ホ其ノ他、骨  
牌稅及狩獵免許稅ニ付キマシテモ、最近數  
次ノ增稅ノ際是ガ稅率ノ引上げヲ行ハナカ  
ツタ等ノ點モ考慮致シマシテ、此ノ際增徵  
ヲ行フヲ適當ト認ヌ、相當程度稅率ノ引上  
ヲ行フコトト致シテ居ル次第デアリマス  
尙ホ以上ノ改正ノ外臨時租稅措置法ノ改  
正ニ付説明致シタイト存ジマス、曩ニ申  
述べマシタルガ如ク、稅制ノ改正ト經濟諸  
政策トノ調和ニ關シマシテハ、增稅額ノ決  
定、企業ニ對スル課稅、配當利子所得ニ對  
スル課稅、間接稅課稅物件ノ選擇等ニ關聯  
シテ十分ノ考慮ヲ拂ツタ次第デアリマスガ、  
此ノ際生産力ノ擴充、其ノ他事變下經濟諸  
政策ノ遂行ニ資スル爲臨時租稅措置法ヲ改  
正シテ、租稅上必要ナル措置ヲ講ズルコト  
致シマシタ、其ノ第一ハ法人ガ其ノ留保  
所得ヲ以テ生産設備ノ擴張、國債ノ保有等  
ニ運用シタ場合ニ於ケル課稅輕減ノ制度  
ヲ、相當擴張シタコトデアリマス、第一ニ此

ノ際海外企業ノ發展ヲ圖リマスルコトハ  
最モ必要ナコト認メラレマスノデ、海外  
企業ヨリ生ズル所得ニ付キマシテ、法人稅  
及ビ分類所得稅ノ稅率ヲ、ソレト適當ニ  
輕減スルコト致シテ居リマス、第三ハ重  
要鑛物ヲ目的トスル鑛業ニ對スル課稅ノ輕  
減又ハ免除デアリマス、重要鑛物ノ增産ヲ  
圖ルコトハ、時局ニ鑑ミ緊要ナルコトト認  
メラルルノデアリマスガ、鑛業ニ對スル課  
稅制度ノ改正ニ伴ヒ、負擔ノ増加ヲ來ス方  
面モアリマスノデ、臨時租稅措置法ノ改正  
ニ依リ、分類所得稅及ビ法人稅ノ稅率ヲ或  
ル程度輕減スルコト致シテ居ルノデアリ  
マス、又新ニ重要鑛物ノ採掘ヲ開始シタ者  
ニ對シテハ、其ノ開始ノ時ヨリ一年間所  
得稅、法人稅及ビ營業稅ヲ免除スルノ途ヲ  
開クコト致シマシタ、第四ハ事業會社ニ  
對スル加算稅ノ適用ヲ緩和シ、產業ノ發展  
ニ支障ナカラシムルコトト致シタ點デアリ  
マス、第五ニ株式ノ配當ニ對スル分類所得  
稅ノ源泉課稅ニ伴ヒ、生命保險會社ハ其ノ  
經營上相當ノ影響ヲ受クルコトナリマス  
ノデ、事變下ニ於ケル保險業ノ實情ヲモ考  
慮シ、生命保險會社ノ所有スル株式ノ配  
當ニ付、一定條件ノ下ニ分類所得稅ノ稅率ヲ  
輕減シテ、是方負擔增加ヲ緩和スルコトト  
致シタ次第デアリマス

ル税種ニ依存セシムルコトト致シタ點ニアリマス、唯課稅ノ方法ト致シマシテハ、負擔ノ均衡ヲ期スル等ノ理由ニ依リマシテ、タル府縣ニ還付スルコトトシ、又地方團體ハ之ニ相當額ノ附加稅ヲ賦課スルコト致シテ居ルノデアリマス、而シテ此ノ改正ニ伴ヒマシテ、國稅タル地租ニ付其ノ稅率、納期等ニ付テ適當ナル改正ヲ行ヒマスルト共ニ、新ニ營業稅法ヲ制定スルコト致シマシタ、營業稅ハ大體現行營業収益稅ノ例ニ依ルコトト致シテ、居ルノデアリマスガ、課稅種目ヲ追加スル等、多少ノ改正ヲ加フルコトニ致シテ居リマス、又家屋稅ニ付キマシテハ、近ク之ニ關スル法案ヲ提出シテ御協賛ヲ求ムル見込デアリマスガ、國稅ト致シマシテハ、昭和十七年度ヨリ之ヲ實施スル方針ニ依ルコトトシ、差當リ昭和十五・十六ノ兩年度ニ於テ、家屋賃貸價格ノ調査ヲ行フ豫定デアリマス、地方稅制ノ改正ニ關スル第二ノ點ハ、地方稅制ニ分與稅制度ヲ取入レタハ、コトデアリマス、即チ地方財源ノ地域的偏在ヲ調整スルト共ニ、一面地方自治トノ調和ヲ考慮ニ入レテ、新三分與稅制度ヲ採用スルコトトシ、曩ニ申述ベマシタ還付稅ノ外、所得稅、法人稅、入場稅及び遊興飲食稅ノ各一部ヲ以テ配付稅分與金トシテ、各地方團體ニ對シ、調整的ニ交付スルコトト致シタノ、コトデアリマス、而シテ此ノ分與稅制度ノ創設ト共ニ、戸數割及び所得稅附加稅ハ之ヲ廢止シ、市町村民稅ヲ認ムルコトト致シマシタ外、雜種稅、市町村特別稅等ニ付キマシテモ、ソレム適當ト認ムル整理改正ヲ加ヘテ、負擔ノ均衡ヲ圖ルコトト致シテ居ルノデアリマス。

以上中央及ビ地方ヲ通ズル稅制ノ一般的改正ニ付、其ノ概要ヲ説明致シタノデアリマスガ、國稅ノ改正ニ依リマシテ、一般會計ニ於テ平年度約七億一千五百万圓、昭和十五年度約五億二千八百万圓ノ增收ト相成ル見込デアリマス、而シテ此ノ外ニ地方分

○議長（小山松壽君）質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——小山倉之助君  
（小山倉之助君登壇）  
○小山倉之助君（茲ニ上程ニナリマシタ所  
得税法中改正法律案外三十件ニ對シマシテ  
質疑ヲ試ミタイト存ジマス  
昭和十二年議會ガ臨時租稅增徵法案ニ  
賛成ヲ致シマシタ時ニ、附帶決議トシテ、  
中央地方ヲ通じ根本的稅制改革ヲ爲スベキ  
コトヲ要望シタノデアリマシタガ、政府ハ  
由來銳意是ガ調査研究ヲ進メマシテ此ノ議  
會ニ上程スルニ至リマシタコトハ、大藏當  
局ノ其ノ勞ヲ多トシナケレバナリマセヌ、

與稅分與金特別會計ノ歲入ニ所屬セシムル  
コトト致シマシタ地租ト營業稅ノ收入見込  
額ガ、平年度九千八百餘万圓、昭和十五年  
度七千六百餘万圓アリマスノデ、是等ヲ通  
ズル一切ノ國稅トシテハ、平年度約八億一  
千四百万圓、昭和十五年度約六億四百万圓  
ノ增收ト相成ル見込デアリマス、併シナガ  
ラ一面地方稅ノ改廢ニ伴ヒ、地方分與稅分  
與金トシテ地方團體ニ交付スル金額等カ、  
從來ノ臨時地方財政補給金ノ外ニ平年度大  
體三億三百餘万圓、初年度大體二億三千百  
餘万圓ダケ増加スルコトトナツテ居リマス  
ノデ、差引國庫收入ノ純增加ハ、平年度約  
五億一千萬圓、初年度約三億七千三百万圓  
ト相成ル見込デアリマス

以上稅制改正ニ關スル諸法案ノ概要ヲ  
説明致シタ次第デアリマス、更ニ詳細ノ點  
ニ付テハ適當ノ機會ニ於テ説明致シタイト  
存ジマスガ、今回ノ稅制改正ハ、先ニモ申  
述べマシタ如ク、負擔ノ均衡、財政基礎ノ  
強化、經濟諸政策トノ調和、稅制ノ簡易化ヲ  
目標トシテ、長期建設ノ段階ニ在ル我國財  
政經濟ノ諸事情ニ即應スル稅制ヲ、整備確  
立セントスルモノデアリマシテ、本案ハ幾  
多國策ノ遂行ニモ密接ナル關係アル重要法  
案ト存ズル次第デアリマス、希クハ慎重御  
審議ヲ盡サレ、速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコ  
トヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス（拍  
手）

今回ノ改正案ハ正ニ劃期的デアルト言ハレ  
テ居リマス、其ノ増税額ノ厖大ナル點カラ  
見マシテモ、正ニ未會有デアリマス、併シ  
國民ガ陸海空ノ第一線ニ立テル將兵諸士ノ  
絶大ナル勞苦ト犠牲ニ顧ミマスレバ喜ンデ  
之ヲ忍ズベキデアリマス、唯日本ハ現在支  
那ト戰ツテ居ルノデアル、戰時中デアリマ  
ス、戰争ハ尙ホ長期ニ瓦ルカモ知レナイ、  
國民ハ之ヲ覺悟シナケレバナリマセヌ、而  
シテ戰ツテ居ルノハ獨リ支那バカリデハナ  
イゾ「聯トノ關係、英米兩國トノ關係モ亦  
十分考慮ノ中ニ入レテ置カナケレバナリマ  
セヌ、戰鬪或ハ戰爭ヲ豫想シナイト致シマ  
シテモ、國際間ノ事態ノ變化ニ順應シテ國  
民ノ覺悟ヲ決メテ置ク必要ガアルノデアリマ  
ス、斯ル重大ナル危局ニ方ツテ、國民ノ  
心構ヘモ其ノ基礎ノ上ニ立タナケレバナラ  
ヌノデアリマス、國民ノ國費ヲ負擔スル程  
度竝ニ覺悟モ亦其ノ基礎ノ上ニ置カナケレ  
バナラヌノデアリマス、此ノ點ヨリ見マシ  
タナラバ、今回ノ改正案ハ果シテ其ノ基礎  
ノ上ニ立ツテ居ルモノデアルカ否カ、換言  
致シマスレバ、此ノ改正案ハ複雜怪奇ナル  
現在ノ國際情勢ヲ眼中ニ置イテ立テラレタ  
キ所謂戰時體制デアルヤ否ヤ、此ノ點ニ付  
キマシテ政府ノ先づ御所見ヲ伺ヒタイノデ  
アリマス

ニ應ジテ比例税率ヲ課スルコトト爲シ、地方ニ於キマシテハ地租及び營業稅ノ如キ收益稅ハ地方分擔稅ト爲シ、國家ヨリノ分與稅制度及び國稅ニ對スル附加稅制度ヲ設ケ體制ノ下ニ於キマシテハ國民ハ總テ國費ヲ負擔セバナリマセヌ、富メル者モ富マザル者モ、地位ノ高キ者モ亦然ラザル者モ、苟モ戰時リト云フコトガ出來ルカドウカ、齊シク兵役ニ入ツテ第一線ニ奮闘スルガ如ク、其ノ犠牲ヲ共ニスルガ如ク、戰費ノ負擔ヲ覺悟スベキデアリマス、即チ戰時體制下ニ於キマシテハ、稅ノ普遍化ニ重點ヲ置カナケレバナラヌ、此ノ點ヨリ見マシタナラバ從來ノ如ク所得稅間接稅トノ比率如何ト云フ、如キ問題ハ、平時ニ於ケル理論鬪爭ニ委スベキモノデアリマシテ、現在戰ツテ居ル、現在戰爭中デアル此ノ時代ニ於ケル稅制ヲ樹立スルニ當リマシテハ、普遍的ニ徵稅ヲ敢行スル趣旨ニ出ヅルコトガ必要デアルト存ズルノデアリマス、隨テ増稅ノ規模モ範圍モ、出來ルダケ廣イ範圍ニ之ヲ求メルコトヲ忘レテハ相成リマセヌ、此ノ意味カラ申シマシテ、例ヘバ物品稅ノ如キハ、元來奢侈品ニ課稅スルコトヲ目的トシタルノデアリマシタガ、追々日常必需品ニモ及ボシテ參ツタ以上ハ、更ニ其ノ範圍ヲ擴張スルニ、徵稅ヲ敢行スル趣旨ニ出ヅルコトガ必要デアルト存ズルノデアリマス、勿論國民ノ擔稅力ニ對シ明確ナル認識ヲ持タナケレバナリマセヌ、擔稅力ガアルカラトトノ調和ニアリマス、或ハ公債消化ノ問題、金融ノ問題「インフレーション」防遏ノ問題、物價ノ問題、或ハ戰爭遂行ノ爲ニ生産力擴充企圖スル、更ニ國民生活ノ最小限度ヲ保障シナケレバナラヌ、其ノ他ニ諸政策ト睨ミ合ハセテ其ノ限度ヲ定メルコトヲ忘レテハ相成ラヌノデアリマス、政府ハ今同ノ改正案ノ四大目標ノ一ツト致シマシテ、經濟諸

政策トノ調和ヲ圖ルト云フ、コトヲ榜榜シテ  
居リマス、一體經濟諸政策トハ何デアルカ、  
私ガ只今申上ケタ範圍ニ止マルノデアルカ、  
更ニ重要ナル政策ガアルカ否カ、先づ經濟  
諸政策トハ何デアルカト云フコトヲ承リタ  
イノデアリマス、政府ハ惡性「インフレー  
ション」防止ヲ強調シテ居リマスガ、之ヲ  
未然ニ防遏致シマスルコトハ、經濟政策ノ  
最モ重要ナル所デアリマス、此ノ政策ト致  
シマシテハ通貨ノ收縮、購買力ノ制限ト相  
俟ツテ、増稅モ亦一ツノ重大ナル役割ヲ爲  
スマソノデアリマス、併シナガラ增稅ヲ以テ  
致シマシテモ、國民ノ負擔力ニハ自ラ限度  
ガアル、今日ノ如ク莫大ナル國庫資金ノ放  
出セラルニ於キマシテハ、到底物價騰貴  
ヲ免レル譯ニハ參リマセヌ、政府ノ企圖ス  
ル增稅額ガ國稅ニ於テ前申上ゲマシタル通  
リ巨額ニ達シテ居リマシテモ、果シテ此ノ  
増稅額ヲ以テ致シマシテ「インフレーション」  
ヲ未然ニ防遏シ得ルカドウカト云フコ  
トハ、中々困難ナル問題デアラウト存ズル  
シテモ、尙且ツ「インフレーション」防遏ニ  
シテアリマス、恐ラクハ政府ノ撒布金既ニ  
莫大ナル額ニ達シ尙ホ増加セントスル目  
下ノ趨勢ニ於キマシテハ、今回企圖スル所  
ノ倍額ヲ以テシテモ、三倍ノ額ヲ以テ致シマ  
シテモ、尙且ツ「インフレーション」防遏ニ  
ハ私ハ困難デアルト思フノデアリマス、政  
府ハ「インフレーション」防遏ニ付キマシテ  
ハ別ニ其ノ方策ヲ立テナケレバナリマセヌ、  
然ラバ「インフレーション」防遏ニ付キマシ  
テハ、政府ハ國民ノ擔稅力ニ誤タザル認識  
ヲ以テ善處シナケレバナラス、此ノ認識ガ  
誤リマシタナラバ、由々シキ大事ヲ惹キ  
スコドヲ豫想シナケレバナリマセヌ、政府  
ハ之ニ對シテ如何ナル對策ヲ持ツテ居リマ  
スルカ、此ノ點ヲ御伺致シタノデアリマ  
ス、又生産力擴充政策ハ經濟諸政策ノ最モ  
重大ナルモノノ一ツデアル、然ラバ稅制改  
革ノ目標ハ、其ノ政策ト緊密ナル調和ヲ圖  
リ、產業資本ノ點ニ付テ十分考慮シナケレ  
バナリマセヌ、即チ此ノ調和ヲ圖ルニハ產  
業資本ノ集中ヲ容易ナラシメナケレバナラ

又、是ハ生産力ヲ擴充スル所、以デアリ、生産力ノ擴充ニ依ツテ国防ヲ充實シ、輸出産業ヲ振興シ、物資缺乏ヨリ生ズル所ノ物價騰貴ノ問題モ緩和スルコトガ出來ルノデアリマス、隨テ現在ノ如ク外國ト戰ツテ居ル際ニハ、生産力擴充ニ最モ重點ヲ置カケレバナラヌノデアリマス、然ルニ生産力擴充ノ原動力デアル所ノ産業資本ニ對スル租稅ノ改正案ハ如何デアルカ、私ハ此ノ點ニ點付テ數點政府ハ御所見ヲ伺ヒタインノデアリマス

先ゾ第一ニ株式配當所得ニ割控除ヲ廢止シ、株式所得ノ負債ノ利子ヲ控除スルコトニ改メマシタノハ、產業投資ヲ遂巡セシムル結果ヲ生ジナイデアラウカ、近來法人課税ガ著シ急増致シマシテ、配當制限モ實施サレマシタ上ニ、配當所得ノ二割控除モ廢止サレルト云フコトニナリマシタナラバ、產業資本ヲ壓迫シ、產業界ニ深刻ナル衝動ヲ與ヘルコトニナラナイデアラウカ、利子ヲ控除スルト云フモ、株式取得ノ爲ノ負債モナリヤ否ヤ立證モ困難デアリ、其ノ間ニハ論争モ起り、圓滿ナル運用ヲ期シ難イノデハナイカ、元來負債利子ニ付テハ利子ノ受取人ガ之ニ對シテ所得稅ヲ拂フノデアリマスカラ、利子支拂人ノ所得額ヨリ利子全部ヲ控除シ、其ノ殘ニ課稅スルコトガ至當デハナイカ、負債ノ利子全部ヲ控除スルノ簡單明瞭ナルニ如カナイデハナイカ、之ニ對スル政府ノ所見如何

法人超過所得ニ對スル課稅ヲ臨時利得稅中ニ包含サセマシタノハ、如何ニモ租稅ノ簡易化ヲ圖ツタヤウニ見エマスルガ、實ハ之ニ依ツテ急激ナル増稅トナルノデアリマス、現行稅率ニ依リマスルト、純益一割ヲ超エル場合ニハ附加稅ヲモ加ヘテ六・〇八%デアリマス、然ルニ改正案ニ依リマスルト、純益一割ヲ超エル場合ニハ割五分ト飛躍シテ居リマス、純益二割ヲ超エルモノハ、一割五分ニ「厘ノモノ」ガ四割五分ニ飛躍シテ居リマス、純益三割ヲ超エルモノガ六割五分デアリマス、斯ノ

如キハ課税ノ一大飛躍デアツテ、增收ニ等ニシテ、保護育成ヲ顧ミズ、其ノ根ヲ枯ラシニ綠葉ノ茂ランコトヲ求ムルノ類デアリマス、元來資本ニ對スル利益ノ大キイモノニ對シテ超過所得稅ヲ課シマスルコトハ、米國ノ稅制ニ見ルノデアリマス、ソレデモ尙ホ資本ニ對スル純益一割カラ一割五分ノ金額ニ對シマシテハ僅ニ六%、一割五分ヲ超エル毛ノニ對シテ尙ホ一割二分ニ過ギナインデアリマス、我國ノ稅率ニ比較シテ軒輊甚シキモノト言ハナケレバナリマセス、元來超過所得ハ時局ノ關係ニ依ル臨時利得トハ全然異ナルモノデアツテ、時局ニ關係ナク、多クハ、經營ノ努力ニ依ツテ生ジタル利潤デアリマス、然ルニ之ヲ臨時利得稅ノ如ク時局ニ依ツテ受ケタル利益ニ課スル稅ニ包含セシメテ、俄ニ比類ナキ高率ニ飛躍セシメマスクトハ、事業ヲ抑壓スルモノデアツテ、新事業ノ如ク積立金少キモノニアリマシテハ、特ニ影響極メテ多ク、企業心ヲ萎縮セシメ、產業進展ヲ阻止スルコトヲ惧レルノデアリマス、一體超過利得稅ト云フノハ「エクセス・プロフィット・タックス」デアツテ、投下資本ニ對シテ餘計ニ儲ケタ際ニ課スルモノデアル、臨時利得稅ハ「ウォーネット・プロフィット・タックス」デアル、戰爭ノオ蔵デ得タル利益ヲ併合スルヲ以テ課稅率方飛躍スルノデアリマス、政府ハ尙ホ產業振興、生産力擴充ヲ企圖スルト言フノデアルカ、

次ハ法人ニ對スル重課デアリマス、法人ハ事業管理上又ハ經營上子會社ニ投資シ、子會社ハ又孫會社ニ投資シテ居リマスコトハ近來企業ノ形態デアツテ、其ノ法人ハ同族會社デアルト、大衆「コンツェルン」タルコ間ハナノイナリマス、歐米ニ於テハ經濟上ノ發達ノ經過ニ見テ、其ノ存在ヲ是認シ、是ガ適正ナル課稅方針ヲ樹立シテ居リマス、即チ同一資本ニ對シテハ二重課稅ヲ爲スコトハ道理上不都合デアルカラ、努メ

テ二重課稅ヲ避ケ、以テ產業ノ振興ヲ圖ヅ  
テ居ルノデアリマス、米國ニ於キマシテハ  
子會社ノ配當ヨリ八割五分ヲ控除シ、其ノ  
殘餘ニ課稅シテ居ル、獨逸ニ於テハ資本金  
ノ四分ノ一以上ヲ投資シタルモノニ對シマ  
シテハ、其ノ配當ニハ課稅ヲ致シマセヌ、  
故ニ政府ハ法人ニシテ一定ノ割合ヲ投資ヲ  
爲シタル場合ニハ、其ノ配當所得ヲ、若干  
程度ニ對シテノミ課稅スルト云フ方針ヲ執  
ル意思ハナイカ否カ

主義ヲ採ツテ居ル、所謂諜謀主義ヲ採ツテ  
居ル其ノ政策ト、相矛盾スル稅制デハナイカ  
ト言ハザル得マセヌ、海外事業輸、出貿易、  
買フコトガ出来、戰爭遂行ニモ國內物資ノ  
補給ニモ六イニ役立ツ譯デアリマス、然ラ  
バ益、海外事業ト外國間ノ貿易ヲ保護助長  
スル爲ニ課稅ヲ緩和シ、寧ロ其ノ收益ヲ以  
テ更ニ海外ニ發展セシメ、外貨獲得ニ其ノ  
全力ヲ傾注セシムベキデハナイカ、是等ノ  
點ニ付キマシテハ商工大臣ノ御意見モ御伺  
致シタインデアリマス

地方稅制ノ改正ニ付テ質疑ヲ試ミマス、  
第一ニ今回ノ改正ニ依ル財政的中央集權ハ  
地方自治ヲ破壊スルノ虞ハナイカ、今回ノ  
改正案ニ於キマシテハ國家ヨリノ分與稅制  
度ト、國稅ニ對スル附加稅制度ヲ採ツタノ  
デアリマスガ、第一ノ分與稅ハ地方財政調  
整交付金ノ根本的改正ヲ目指シタモノデア  
リマシテ、國稅ノ一部ヲ交付スル分が大體  
三億五千万圓デ、國稅トシテ徵收シタル地  
租、營業稅、家屋稅ヲ徵收原地へ還元スル  
分ハ大體一億五千万圓、合計四億八千万圓  
ニ上ルト言ハレテ居リマス、而シテ更ニ國  
稅ノ附加稅ハ大體四億一千萬圓、是等ノ數  
字ニ付テ過チナクンバ實ニ八億九千万圓ニ  
達シ、地方稅收入總額ノ八割五分以上ニ當  
リ、地方團體ニ於ケル課稅權ハ僅ニ二割五  
分内外ノ範圍ニ縮小セラル結果ニ相成ル  
ノデアリマス、地方ハ其ノ獨立稅ヲ以テ  
致シマシテハ、何事モ出來ナシ微弱ナル  
モノトナルノデアル、政府ハ一方地方財政  
調整交付金制度ヲ以テ、地方財政ノ根幹ヲ  
握ツテ地方ニ臨ミ、一方地方委讓等シイ地  
租營業稅、家屋稅ヲ國稅ト爲シ、收稅額全部  
ヲ地方團體ニ興ヘルコトト致シマシテ、地  
方財政ヲ左右スル立場ニ立ツタノデアツテ、  
財政的中央集權ノ實權ヲ握ツタノデアリマス  
○議長(小山松壽君) 小田君ニ御注意致シ  
(宣イデヤナイカ「ト呼フ者アリ」)

○小山倉之助君（續） 隨テ財政權ハ地方ヨリ奪ハレテ全然中央ニ集中セラレントシテ方財政ノ中央集權ヲ完全ニ掌握スルコトトバ地方自治體ハ全然漠脫ノ穀ニナツタ同然デアリマズ、勿論中央集權主義ヲ一概ニ排斥スルモノデアリマセヌガ、地方自治精神ヲ發達セシムルコトヲ閑却シテハ相成リマセヌ、若シ中央集權主義ヲ以テ地方ノ特殊事情方顧ミラレナイデ、畫一政策方强行セラレマシタナラバ、或ル意味ニ於キマシテハ自治ノ破壊トナルコトヲ惧ルノデアリマス、此ノ制度ハ地方財政膨脹ヲ制約スルコトガ出來マシテモ、地方團體ノ積極的活動ヲ阻止スルコトナルノデアリマス、政府ハ如何ニシテ圓滿ナル自治ノ發達ヲ期セントスルカ、此ノ點ニ付テ所見ヲ御伺致シマス

第一ニ地方團體ハ其ノ特殊事情ニ依リマシテ、積極的活動ヲ爲サント致シマシテモ、縮小セラレタル獨立稅ニ於キマシテハ中々困難デアリマスルカラ、益々此ノ獨立稅ヲ目標トシテ重課ヲ圖ラントスル傾向ヲ生ジハシナイカ、斯ノ如クシテ地方ノ負擔ヲ増加スルコトハナイデアラウカ、政府ハ地方獨立稅ノ範圍ヲ縮小シタルニ拘ラズ、地方ハ其ノ特殊事情カラ積極的活動ヲ進シテ爲サネバナラヌ場合ニ付キマシテハ、已ムヲ得ズ雜種稅及ビ市町村特別稅ノ徵收ニ全力ヲ得集中スルノデアリマセウ、政府ハ是等ノ兩稅ニ對シテモ大斧鉄ヲ加ヘ、是ガ整理ヲ行フト云フコトヲ聲明シテ居リマスガ、地方ノ實情ニ即シタル施設ヲ抑壓致シマスレバ、却テ弊害ヲ釀シ、地方自治ノ發達ヲ阻碍スル結果ニ陷ラナイトハ限リマセヌ、而シテ是ガ整理調整ヲ敢て爲セバ、地方團體ハ目的稅ノ徵收ニ走ツテ行ク、政府ハ目的稅制度ノ整備擴充ヲ企圖シテ居ル、即チ第一ニハ主トシテ都市ヲ對象トシテ都市計畫特別稅ヲ整備擴充スルコト、第二ニハ主トシテ農村ヲ對象トシテ共同施設ノ爲目的稅ノ賦稅ヲ認メルコト、而シテ目的制度ト同一趣旨ノ

是等ハ固ヨリ趣旨ト致シマシテハ排斥スベキデハアリマセヌ、獎勵シナケレバナラヌ場合モアリマス、又理論トシテモ納得ガ出来ルノデアリマス、併シ地方ニ於テ都市計畫ノ爲ノ特別稅、共同施設ノ爲ノ目的稅、受益者ノ負擔ノ爲ニ高率ナル稅金ニ苦シム者ガ多タ、其ノ負擔ノ過重ノ爲ニ共同施設ヲ睨フ者サヘアルノデアリマス、ソレガ地方ニ於テ全般ニ均霑セズ、一部ノ者ノ利益ノ爲ニ薄ク恩澤ニ浴スル者ノ過重ナル負擔トナルヤウナ場合ニ於キマシテハ、是カラ生ズル不平不満モ少クナインデアリマス、而シテ此ノ制度ノ爲ニ地方費ガ増嵩シテ行ク、是ガ爲ニ地方稅ガ又更ニ増徵サレテ來ルコトガ非常ニ多イノデアリマス、政府ノ之ニ對スル對策竝ニ所見ハ如何デアリマスカ

日本ハ今ヤ伊太利トハ別ノ意味ノ組合國家ニ變形シツツアルカノ觀ガアリマス、各省競ウテ組合制度ヲ採用シテ年々増加シテ居ル、組合ハ租稅ヲ負擔セヌコトヲ原則トシ、課稅セラレテモ所謂輕課主義ニアリマス、而シテ又各省競ウテ統制會社ヲ創設シ、其ノ管下ニ其ノ數ノ多カラントヲ誇ルガ如キ傾キガアリ、官吏ガ出デテ其ノ會社ノ幹部タル者漸ク激増シテ來タノデアリマス、而シテ是等ノ會社ハ租稅ノ一部ヲ負擔致シマセヌ、固ヨリ其ノ生ズルヤ皆特殊ノ理由又ハ目的ノ存スルモノデ、一概ニ排斥スルコトハ出來マセヌガ、國民ノ未ダ著手セザル、或ハ著手スルコト能ハザル大事業又ハ特殊ノ事業ニ對シテ、新ニ資本ト技術ト經験ヲ以テ之ニ當ルノアリマスルナラバ、國民モ之ヲ認ムルニ咎ナルモノデハデアリマセヌガ、其ノ多クハ國民ノ既ニ經營苦心ノ結果ノ事業ヲ合同シテ會社ヲ創設シ、組合ヲ組成スルノデアツテ、是等ノ會社、組合ガ增加スレバスル程、ソレダケ稅源ガ縮小シテ參ルノデアリマス(拍手)此ノ國費多端ノ際ニ、或ル稅額ヲ目標ト致シマシテ增稅スル場合ニ、一方ニ於テハ輕課又ハ免稅主義ヲ採用シテ居リマスレバ、殘餘ノ民間個人又ハ會社法人ガ重課セラルルノ結果ニ陥ルノデアリマシテ、私ガ最初ニ戰財政ノ稅制改革ニ於キマシテハ、普遍性ヲ期セヨト叫ンダ所以モ茲ニ存スルノデアリマスルカラ、政府ハ特ニ此ノ點ニ付テ御留意アラシコトヲ希望致シマス

第三ハ、私ハ總理大臣ニモ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマスルガ、統制ト課稅ハ國家社會主義ニ誘導スル二大手段デアルトハ、歐米社會主義者ガ說イテ居ル所デアリマス、統制ヲ強化スレバ產業ヲ國家管理ニ導クコトハ容易デアル、租稅ヲ重課スレバ產業家ハヤリ切レナクナルカラ、產業ヲ拋棄スルノ已ムナキニ至ルデアラウ、其ノ時期ヲ待ツテ社會主義ヲ實行スルノデアルト言ツテ居ルノデアリマス、日本ノ識者ハ、愛國者ハ、今日ノ統制ヲ以テ意識的ニ社會主義ヲ實行センガ爲ニ實施シテ居ルトハ斷ジテ考

ヘマセヌ、併シ一部ノ極端ナル人々ハ、益々  
統制ノ強化ガ社會主義的傾向ニ向ハシムコト  
ヲ希望シテ居ルカモ知レナイ、今日ノ増税  
ハ勿論社會主義ヲ實行セントスル過渡的行  
動デナイコトハ、固ク信ジテ疑ハナイノデ  
アリマス、併シ一部ノ論者ハ產業ノ奉還ヲ  
主張シ、全面的ニ國家社會主義ノ實施ヲ希  
望スル者ノ多イコトモ亦現實ノ事實デアリ  
マス（ヒヤ／＼拍手）社會主義ヨリ共産主  
義、我が國體ト相容レザル主義又ハ政策  
ハ、官民協同シテ之ヲ防止シナケレバナラ  
ス、事變以來特ニ注意ヲ喚起スルノ必要ヲ  
感ズルノデアリマス、今日ノ統制ハ國家ノ  
喫緊ノ必要カラ生ジテ居ルノデアツテ、是  
ガ爲ニ國家總動員法ノ下ニ統制ガ實施セラ  
レ、今後益々強化ヲ見ルコトモ皆國家ノ必要  
カラ起ツテ居ルノデアル、其ノ統制ノ強化  
ヲ奇貨トシテ、此ノ趨勢ニ便乗シテ、我が國  
ト相容レザル思想、政策ガ、我が國策ノ中  
ニ滲透シ來ルコトヲ防止スルコト能ハズン  
バ由々シキ大事デアリマス、必要ノ前ニハ  
或ハ國家管理モ斷行シナケレバナラナイ場  
合ガアリマセウ、唯ニ便乗シテ國家社會  
主義ニ一步前進セシメントスル一部ノ人々  
ノ存在スルコト、是等ノ進出ヲ防止致シマ  
スルコトハ、赤化防止ノ一つノ手段デアル  
ト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアリマス（拍  
手）私ガ政府ニ對シテ特ニ赤化防止ニ關シ  
留意セラレンコトヲ希望シテ已マナインノハ  
實ニは此ノ機會ニ乘ジテ赤化ノ滲透ヲ憂  
フル爲デアリマス

私ハ國際競争ノ激甚ナル現代ニ於キマ

シテハ、經濟戰ニ於テ勝利ヲ占メ得ル經

濟的戰鬪力ノ確保ノ必要ヲ痛感シテ居リ

マス、又一方ニ於テハ國民ヲ富裕ニシ、

貧者ナカラシメタイ、又國民生活ノ安定

ト、其ノ向上ヲ期シツツ國際競争ニ勝利

ヲ占メタイ、然ルニ稅制ノ上カラ見マス

ルナラバ、國際競争上必要ナル經濟的戰

鬪力ヲ殺グノ處ハナイデアラウカ、之ヲ相

續稅カラ見マシテモ、或者ハ納稅ノ爲ニ財

產ヲ處分シテ、納稅致シマスルト、其ノ稅

額ダケヲ取戻スニ實ニ二十五年、殆ド人生

ノ半バヲ要スルト言ハレテ居リマス、三代

ニシテ家產が傾クト言ハレテ居ル、或ル意

味カラ申シマスルト、將來日本ニハ「ロック

フェラ」モ「カーネギー」モ「フォード」

モ出來ナイ、斯様ナ經濟的戰士ハ出來得ナ

イ、之ヲ未然ニ阻止スルノデハナイカト疑

ハザルヲ得ナインデアリマス、又一方ニ於

テハスル高イ相續稅ヲ以テ致シマシテハ、

家族制度ヲ保持スルコトモ困難デアルト思

フノデアリマス、伊太利ノ「ムッソリニ」デサ

ヘモ、相續稅ノ重壓ハ家族制度ヲ破壊スルモ

ノデアリ、社會主義的財產ノ沒收デアルト叫

ンデ居ル（嘘ヲ言ヘ）ト呼フ者アリ）社會主

義的財產ノ沒收デアルト叫ンデ居リマス、

我國ノ如ク家族制度ヲ基礎トスル國家ニ於

キマシテハ、之ヲ保護スルコトニ萬全ヲ期

セナケレバナリマセヌ、故ニ相續稅ニ於キ

マシテハ物納ヲ認メ、或ハ納期期間ヲ延長

スル等、相當ノ緩和策ヲ採ルベキデハナイン

カ、又今回ノ改正ニ當リマシテモ、高率課

稅ガ實施セラレルコトナリマシテ、例へ

バ現行法ニ於テハ所得稅ト臨時利得稅トヲ

合シテ最高限度ガ設ケラレテアリマシタモ

ノガ、個人ニ對シテハ五割五分ガ最高限度

致シマシテモ、何レヨリモ高率ノモノトナ

デアツクノヲ、今度ハ其ノ最高限度モ取ツ

テシマツカ、法人モ個人モ皆限度ハナクナ

ツタ、我ガ所得稅ハ英米獨佛ノ何レニ比較

ニ存在スルコト、是等ノ進出ヲ防止致シマ

スルコトハ、赤化防止ノ一つノ手段デアル

ト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアリマス（拍

手）私ガ政府ニ對シテ特ニ赤化防止ニ關シ

留意セラレンコトヲ希望シテ已マナインノハ

實ニは此ノ機會ニ乘ジテ赤化ノ滲透ヲ憂

フル爲デアリマス

私ハ國際競争ノ激甚ナル現代ニ於キマ

シテハ、經濟戰ニ於テ勝利ヲ占メ得ル經

濟的戰鬪力ノ確保ノ必要ヲ痛感シテ居リ

マス、又一方ニ於テハ國民ヲ富裕ニシ、

貧者ナカラシメタイ、又國民生活ノ安定

ト、其ノ向上ヲ期シツツ國際競争ニ勝利

ヲ占メタイ、然ルニ稅制ノ上カラ見マス

ルナラバ、國際競争上必要ナル經濟的戰

鬪力ヲ殺グノ處ハナイデアラウカ、之ヲ相

續稅カラ見マシテモ、或者ハ納稅ノ爲ニ財

產ヲ處分シテ、納稅致シマスルト、其ノ稅

額ダケヲ取戻スニ實ニ二十五年、殆ド人生

ノ半バヲ要スルト言ハレテ居リマス、三代

ニシテ家產が傾クト言ハレテ居ル、或ル意

味カラ申シマスルト、將來日本ニハ「ロック

フェラ」モ「カーネギー」モ「フォード」

モ出來ナイ、斯様ナ經濟的戰士ハ出來得ナ

イ、之ヲ未然ニ阻止スルノデハナイカト疑

ハザルヲ得ナインデアリマス、又一方ニ於

テハスル高イ相續稅ヲ以テ致シマシテハ、

家族制度ヲ保持スルコトモ困難デアルト思

イ、之ヲ未然ニ阻止スルノデハナイカト疑

ハザルヲ得ナインデアリマス、又一方ニ於

テハスル高イ相續稅ヲ以テ

業ヲ經營スル爲ニ株ヲ持ツ、其ノ株ヲ持ツ  
爲ニ要スル所ノ借金ノ利子ハ、是ハ丁度營  
業者ノ借金ニ對スル所ノ利子ト同ジデアリ  
マスカラ、是ハ差引ク、併シナガラ堂々タ  
ル邸宅ニ住ンデ、其ノ邸宅ニ住ム爲ニ家ヲ  
抵當ニ置イタリ、或ハサウ云フ事業ニ關係  
ノナイ、即チ課税ノ對象トナリベキ所得ト關  
係ノナイ方面ノ借財ノ利子ヲ控除スルコト  
ハ認メナイ、斯カ云フ見地ニ立ツタノデア  
リマス、而シテ何方故ニ從來ニ割控除シタ  
モノヲ廢止シテ、サウシテ借財ノ利子ヲ引  
イタカト申シマスト、御承知ノ如ク日本ノ  
從來ノ經濟界ノ實情カラ申シマスト、總テ  
ノ事業ヲ致ス者ガ必スシモ金持デハナイノ  
デアリマス、現在事業ハ澤山アリマスガ、  
其ノ事業ノ或ル大キナ部分ハ總テ仕事ヲ致  
ス人ガヤツテ居ルノデアリマシテ、其ノ事  
業ヲ營ム人ハ一面ニ於テ將來ノ見透シヲ付  
ケテ借財ヲシテ事業ヲ營ンデ居ルノデアリ  
マス、然ルニ今回ノ如キ累進課税ニ依ツテ  
大キナ稅金ヲ取ラレル場合ニ於テ、株式ヲ  
以テ仕事ヲシテ居ル人ガ、今ノ稅金ノ現狀  
ノ儘デ取フレルト致シマシタナラバ、モウ  
到底仕事ヲ致スコトガ出來マセス、即チ稅  
ト銀行ノ利子、之ニ依ツテ不足ヲ致スノデ  
アリマスカラ、利益率ガ七分ヤ八分ノ事業  
ト云フモノハ全然成立タナクナリマス、即  
チ日本ノ現狀ニ於テハ資本家ト事業家トハ  
自ラ違フ所ガアルノデアリマシテ、日本ノ  
事業界ノ發展ヲ期シマスル上カラ言ヘバ、  
其ノ事業ニ投ジタ資本金ニ對スル所ノ利息  
ダケハ引イテヤラナケレバ、新ニ事業ニ對  
シテ働く人ガナイトニナルノデアリマス  
カラ、此ノ見地カラ申シマシテ、一面ニ於  
テ株式配當ノ所得ニ依ル收入ノ二割ヲ減ズ  
ルト云フコトヲ全廢致シテ、而シテ株式ヲ  
ノデアリマス、又此ノ度ノ増稅が非常ニ高率  
ナ增稅デアツテ、總テノ事業家ヲ萎縮セシ  
ムルモノデアル、斯様ナル狀態ニ於テハ到  
底事業ヲ營ム者ガ起ツテ來ナイ、斯様ナル

御見解デアリマスガ、此ノ度ノ増税ノ根本ノ趣旨ハ、一割以下ノ利益ノ場合ニ於テハ比較的負擔ヲ少クシ、一割以上ノ利益ワツタ場合、若クハ既往ノ基準年度ニ比シ利益ガ殖エタ場合、即チ利益ノ多クナツタ人ニ比較的大ナル負担ヲ拂ツテ貰イタイト云フ見地デ税法ヲ改正シタノデアリマシテ、私ハ是等ノ人々ガ今日國家危急ニ際ニ於テ臨時利得税ヲ多く御負擔下サルト云フ事柄ハ、進ンデサルベキ事柄ト思フ、一割以上ノ利益ヲ收メタ場合ニ於テ税額ガ多クナツタカラト云ツテ、ソレハ經濟界ニモ大ナル影響ヲ及ボスガ如キコトナク又負擔セラレル方モ甘ンジテ之ニ任ジテ下サルト私ハ信ズルノデアリマス

タガ、固ヨリ増税ダケガ「インフレーション」  
防止ニ對シテノ効キヲ爲ス全部デハアリマ  
セス、即チ現在非常ナル利益ガアツテ、ソ  
レガ購買力トナツテ物價騰貴ヲ招グト云フ  
ヤウナ事柄ガアリマスノデ、多ク儲カツタ  
方面ニ向ツテ多クノ税金ヲ取ルト云フ事柄  
ハ、取モ直サズ購買力ノ吸收トナルト思フ  
ノデアリマス

法人ニ對シテノ重課ノ問題デアリマスガ、  
從來法人ニ課シマシタ所ノ税額ニ對シマシ  
テ相當ノ増税ニナツテ居リマス、増税ニナ  
ツテ居リマスガ、是ハ全般的ニ或程度ノ  
負擔ヲシテ貰フノガ當然デアルノデアリマ  
シテ、此ノ點ニ付キマシテハ私少シモ議論  
ハナイト恩ヒマス、唯今御話ノ少會社ノ支拂  
ヒマス所ノ税額ヲ損金ノ中ニナゼ組入レナ  
イカ、是ハ從來ハ一會社ニ於テ百万圓ノ利  
益ガアツタ、而シテソレニ對シテ十万圓ノ利  
税金ヲ拂ツタ、斯ウ云フ場合ニ於テ、利益  
ノ計算ハ支出ノ部類ニ其ノ税金ヲ認メテ來  
タノデアリマス、併シナガラは能ク御考  
ヲ願ヒマスト間違ツタ計算方法デアルノデ  
アリマス、即チ利益處分ノ部類ニ税金ト云  
モノヲ書出スノガ當リ前デアツテ、本期  
ニ於テ百万圓ノ利益ガアツタ、其ノ百万圓  
ノ中カラ積立金ヲ十万圓スル、利益配當ヲ  
幾ラスル、ソコデ税金ヲ幾ラ拂フ、斯ウ云  
フ風ニ致スノガ至當ナヤリ方デアリマシテ、  
從來ノ其ノ際ニ税金ヲ想定シテ、其ノ想定  
シタル税金ヲ損金ノ中ニ計上スルト云フ事  
柄ハ、是ハ少シク間違ツテ居ルノデナカラ  
ウカト思フノデアリマス、即チ利益配當ト  
同ジヤウナ建前ニ於テ税金ヲ出すコトガ至  
當デアルノデアリマス、若シサウデナクシ  
テ從來ノ例ニ依ツテ課税致スト致シマスナ  
ラバ、今後是等ノ税金ガ非常ナ巨額ニナル  
場合ニ於キマシテ、税額ト云フモノガ甚ダ  
減少シテ參リマス、減少シテ参レバ率ヲ變  
レバ宜シイデハナカト云フ御議論モ立  
チマセウガ、ドウシテモ條理ノ上カラ、所  
謂利益金ノ處分ノ中ニ此ノ税額ト云フモノ  
ヲ入レルノガ適當ナリト致シテ、此ノ改正  
ヲ行フコト致シタ譯デアリマス、其ノ事

柄ガ法人ノ發達、即チ會社ノ事業ノ發達ニ影響スルトハ私共ハ考ヘナインゴザアリマス  
地方ノ自治制度ニ關スル問題ガゴザイ  
シタガ、此ノ問題ハ内務大臣カラ御答辯ガ  
アルサウデアリマスカラ私ハ之ヲ省キマス  
其ノ次ニ今日ノ經濟界ノ實情ニ於テ電力  
ガ足リタク、燃料ガ足リナイ、有ニル事業  
界ガ非常ナル困憊ニ陥ツテ居ルガ、今日ノ  
現状ヲ以テシタナラバ稅收入ノ根幹ニ間違  
ヲ起シハシナカ、洵ニ御尤モニ御懸念デ  
アリマス、併シナガラ政府ト致シマシテハ  
此ノ電力ノ不足、燃料ノ不足、之ニ對シテ  
有ニル努力ヲ拂ツテ之ヲ救濟フシナケレバ、  
單ニ稅ノ上ノミナラズ、我ガ產業界ノ爲ニ  
モ是ハドウシテモ爲サナケレバナラヌコト  
ト致シマシテ、ソレベノ手配ヲ致シテ、  
最早準備ヲ致シテ居ルノアリマスカラ、  
假ニ此ノ電力ノ不足等ガ多少影響ヲ致シタ  
ト致シマシテモ、ソレガ稅收入ノ根幹ニ大  
ナル變動ヲ來シテ、根柢ヲ搖ガスガ如キコト  
ハナイト固ク確信スルノアリマス  
特殊會社ノ問題ニ對シテノ御話デゴザイ  
マシタガ、特殊會社ハ國策會社ガ類々トシ  
テ起リマス關係上、或ル程度特殊ノ取扱ヲ  
致シテ居リマス、併シナガラ特殊會社ノ大  
部分ト云フモノハ、現在六朱内外ノ配當ヲ基  
準ト致スノアリマシテ、此ノ特殊會社ヲ  
無暗ヤタラニ起スベキ問題デモアリマセ  
ズ、又此ノ會社ノ利潤ガ非常ニ大キクナル  
ト云フヤウナ場合ハ、是ハ又特別ニ考ヘラ  
レル場合デアリマシテ、特殊會社ニ依ツテ  
總チノ產業ガドウナルトカ斯ウナルトカ  
フヤウナコトハ決シテナイト思ヒマス、殊  
ニ今回ノ稅制改革ニ當リマシテ、元來チラ  
バ課稅ノ標準ニナラヌ所ノ特別法人ニ對シ  
テモ、即チ產業組合、商業組合、工業組合  
等ニ對シマシテモ、兎ニ角普通ノ會社ノ負  
擔スル所ノ負擔ノ半額程度ノ負擔ヲシテ戴  
クヤウニ考ヘテ居ルノアリマシテ、是ガ  
非常ナ大キナ關係ヲ持ツトハ考ヘテ居ナイ  
ノデアリマス

洵ニ御説ノ如キ事情ガ私ハナイトハ思ヒマセヌ、隨ヒマシテ此ノ相續稅ノ稅金ヲ納付スル場合ニ於テハ、相當ノ年限ノ間年賦拂ニ致ジマストカ。之ニ對シテ種々ナル緩和ノ方法ヲ執ツテ居リマスノミナラズ、三年トカ五年トカノ間ニ相續ガ再び起ルト云フ場合ニ於テハ、免稅又ハ減稅ノ方法ヲ執ツテ居ルノデアリマシテ、是ガ直チニ日本ノ家庭制度ヲ破壊スルトハ考ヘナイノデアリマス。

外地及ビ満洲ニ向ケテ日本ノ資本ガ流出スルウヤニナリハシナイカ、日本ノ内地ハ重稅ヲ課シテ居ル、満洲ニ於テハサウデナイ、此ノ場合ニ於テ内地ノ企業ガ満洲ニ移ルデハナイカト云フ風ナ御疑惑アリマスガ、満洲ト日本ノ間ハ御承知ノ如キ極メ密接ナル關係デアルノデアリマシテ、日滿雙方ノ間ニ於テ、此ノ經濟計畫ト云フモノニ付テハ總テ打合セテヤツテ居リマス、隨ヒマシテ、満洲ト日本トノ間ニ於テ、日本ノ企業ガ満洲ニ奪ハレルト云フヤウナ事柄ハ、將來起り得ナイト思ヒマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、十分慎重ニ研究ヲシテ、ヒマスカラ、私ハ之ヲ以テ答辯ト致シマス（拍手）

（國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇）

○國務大臣（伯爵兒玉秀雄君）小山君カラ

地方稅ノコトニ付テ御質問ガゴザイマシタ

ガ、此ノ地方稅ニ關シマスル諸法規ハ不日提案御審議ヲ願フ答デアリマスノデ、詳シクハ其ノ際ニ申上ゲタイト思ツテ居リマスガ、取敢ス御質問ニ對シテ御答辯致シタイト思ヒマス

第一ノ御質問ハ地方稅ノ改正ニ付テハ、

餘リ財政ガ中央集中主義ニ傾クガ故ニ、地

方自治ヲ破壞スルノ虞ナキヤト云フ御質問

デアルノデアリマス、今日ノ如ク地方財政

ガ甚ダ地域のニ偏在シテ居リマシテ、現行

制度ノ儘ニ置キマシテハ、財政的ニ地方團

體ノ基礎ヲ確立スルコトガ困難デアルノデ

アリマス、之ヲ改正ヲ致シマシテ、地方財政ヲ調整シマスル爲ニハ、地方分與稅ノ制度ヲ設クルコトニ致シタノデアリマスガ、此ノ制度

ノ設置ニ依リマシテ、財政窮乏ノ地方團體ハ必要ナル財源ヲ茲ニ新ニ得ルコトニ相成リマスノデ、地方自治ノ精神ヲ破壊スルノ虞ハナインコトヲ信ジテ居リマス

次ニ地方財政ノ縮小ノ結果ハ、却テ惡稅ヲ起シテ地方ノ負擔ヲ過重ナラシムルデハナカト云フ御質問デアルノデアリマス、

今回ノ地方稅改正ノ内容ハ、地方ノ負擔ノ均衡ヲ圖リ、地方財政ノ基礎ヲ確立スルコトニアルノデアリマスガ、今回地方獨立稅ト致シマシテハ、只今申上ゲマスル地租、家屋稅、營業稅等ヲ中権トシテアリマスノ

トニアルノデアリマスガ、今年地主獨立稅ニ付キマシテハ、十分慎重ニ研究ヲシテ、ヒマスカラ、私ハ之ヲ以テ答辯ト致シマス（拍手）

（國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇）

○國務大臣（伯爵兒玉秀雄君）小山君カラ

地方稅ノコトニ付テ御質問ガゴザイマシタ

ガ、此ノ地方稅ニ關シマスル諸法規ハ不日提案御審議ヲ願フ答デアリマスノデ、詳シクハ其ノ際ニ申上ゲタイト思ツテ居リマスガ、取敢ス御質問ニ對シテ御答辯致シタイト思ヒマス

第一ノ御質問ハ地方稅ノ改正ニ付テハ、

餘リ財政ガ中央集中主義ニ傾クガ故ニ、地

方自治ヲ破壞スルノ虞ナキヤト云フ御質問

デアルノデアリマス、今日ノ如ク地方財政

ガ甚ダ地域のニ偏在シテ居リマシテ、現行

制度ノ儘ニ置キマシテハ、財政的ニ地方團

體ノ基礎ヲ確立スルコトガ困難デアルノデ

アリマス、之ヲ改正ヲ致シマシテ、地方財政ヲ調整シマスル爲ニハ、地方分與稅ノ制度ヲ設クルコトニ致シタノデアリマスガ、此ノ制度ノ設置ニ依リマシテ、財政窮乏ノ地方團體ハ必要ナル財源ヲ茲ニ新ニ得ルコトニ相成リマスノデ、地方自治ノ精神ヲ破壊スルノ虞ハナインコトヲ信ジテ居リマス

次ニ地方財政ノ縮小ノ結果ハ、却テ惡稅ヲ起シテ地方ノ負擔ヲ過重ナラシムルデハナカト云フ御質問デアルノデアリマス、

今回ノ地方稅改正ノ内容ハ、地方ノ負擔ノ均衡ヲ圖リ、地方財政ノ基礎ヲ確立スルコトニアルノデアリマスガ、今回地方獨立稅ト致シマシテハ、只今申上ゲマスル地租、家屋稅、營業稅等ヲ中権トシテアリマスノ

トニアルノデアリマスガ、今年地主獨立稅ニ付キマシテハ、十分慎重ニ研究ヲシテ、ヒマスカラ、私ハ之ヲ以テ答辯ト致シマス（拍手）

（國務大臣米内光政君登壇）

○國務大臣（米内光政君）第一ノ御質問ハ

增稅ト社會主義ノ問題デアリマス、今回ノ

税制ノ改正ガ社會主義ニ走ルヤウニ考へルアランコトヲ要講致シテ置キマス

日本ノ税制ハ事變前ニ於テハ餘リ其ノ改正ヲ見ナカツタノデアリマス、昭和十四年岡田内閣ニ於ケル臨時利得稅ノ増徵ニ端緒ヲ發シマシテ、昭和十二年林内閣ニ於ケル增稅三億五千八百万圓、昭和十三年近衛

内閣ニ依ル增稅三億一千四百萬圓、昭和十

四年平沼内閣ニ依ル増稅二億圓等、我ガ國

民ハ最近兩三年間矢繼早ニ、而モ可ナリニ

マシタコトハ、洵ニ遺憾トスル所デゴザイ

テ居リマス

（國務大臣藤原銀次郎君登壇）

○國務大臣（藤原銀次郎君）小山君ニ御答

ヲ申上ゲマス、私只今豫算總會ニ出席致シ

テ居リマス

（國務大臣藤原銀次郎君）

○國務大臣（藤原銀次郎君）小山君ニ御答

ヲ申上ゲマス、私只

モ、又民政黨員トシテノ在野時代ノ御主張ニ對シマシテモ、如何カト考ヘザルヲ得ナリマス、隨テ櫻内藏相ニ於テハ、此ノ税制案ニ對シテ相當ノ修正ハ當然デアリト御考ニナツテ居ルコトト思フノデアリ、マスルガ、御所見ハ如何デアリマセウカ、私共ハ審議決定ノ心合ミトモ致シタイカラ、率直ニ御答辯ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス

次ニ私共ハ事變下ニ於ケル政府ノ諸政策ハ、總ニ事變對策ニ綜合集中セラルベキモノデアルト考ヘマス、而シテドノ政策モ他ノ諸政策ト關聯シ、脈絡相連ナルモノデアルカラ、ソニニ政策ノ一貫性ガナケレバナラバ政策スト信ジマス、即チ平時デアルナラバ政策相互間ノ多少ノチグハグハ之ヲ寛容シ得マスル場合モ、此ノ事變下ニ於キマシテハ斷ジテ許サルベキデハアリマセヌ、此ノ税制改案ニ致シマシテモ、過去ノ税制案ハ國庫ノ增收ガ其ノ主眼目デアリ、國ノ財政ニ寄與サヘスレバソレデ宜カツタノデアリマセウガ、今日ノ場合ニ於ケル増稅ナリ、税制改革ナリハ、國庫増收ト云フコト以外ニ、ソレガ事變目的ノ達成ニ至大ナル貢獻ヲ爲處理デアリ、國民生活ノ安定ニアリマスルコトハ、既ニ米内首相ガ屢々御言明ニ相成事變ノ現段階ニ於キマシテハ、此ノ國家目的の達成ノ旁頭ニ來ルモノハ實ニ支那事變ノシマシテ副フ爲ニ、第一ニ巨額ニ上ル事變財政ノ運用ヲバ確保スルニ足ル增收ヲ目標ツタ通りデアリマス、果シテ然ラバ此ノ際ニ於ケル税制案ハ、ソレ等二箇ノ目的ニ對トモ之ヲ妨げザルコト、茲ニ第三ト致シマシテ戰時諸政策、就中事變下ノ最モ重要政策タル物價政策ニ照應シ、合致スルモノデナケレバナラナイト存ジマス(拍手)今回御提出ノ税制改革ハソレ等政府ノ政策ニ付テ如何ニ役立ツノデアリマスルカ、枘鑿相容レザルガ如キ矛盾撞著ハナイノデアルカ、以下七點ニ分ナテ御尋ラ申上ゲタイト存ジ

マス第一點、若シ本税制改革ノ主タル目標ガ、我が戦時財政ノ運用ヲ確保スルト云點ニアルナラバ、或人ガ言フガ如クニ、増稅額ハ或ハ此ノ程度デハ不十分デアルト云フコトガ言ヒ得ラレルカモ分リマセヌ、最近ニ於ケル日本銀行公債手持高ノ増加ト、通貨膨脹ノ趨勢トニ鑑ミマスルナラバ、今日マデノ巨額ナル公債ノ連續的發行ハ、戰時財政運用ノ見地ヨリ申シマスレバ、或ハ避クベキモノデアリ、隨て餘リニ多クヲ公債財源ニ依存スルト云フコトハ無理デアリマシテ、其ノ無理ヲ敢テ致シマスレバ公債ノ不消化ヲ招イテ、通貨「インフレーション」ヲ惹起スルニ至リマスルコトハ是ハ観易キ道理デアリマス、ソレナラバトテ、又餘リニ多クヲ租稅ニ求メント致シマスル時ハ、經濟界ヲ萎縮沈滯セシメマシテ、租稅財源ヲ涸渴セシムルコトトナリ、却テ戰時財政ノ基礎ヲ危クスルニ至ルノデアリマス、ソコデ御同申上ゲタイノハ、一體政府ハ今日ノ我が財政狀態ニ於テ、大凡幾許ヲ公債財源ニ依リ、幾許ヲ租稅收入ニ依ルノヲ適當ト認メテ居ラルノデアルカ、最早是レ以上ハ公債財源ニ依リ難シトセラルノデアルカ、租稅ハモット増徵スルコトガ出來ルト御考ニナツテ居ルノデアルカ、ソレトモ公債ニ依ルノモ無理デアリ、租稅モ増徵ヲ困難ト詰メル外ナイト考ヘテ居ラルノデアルカ、是等ノ點ニ付テハツキリト御所見ヲ承リタイト存ジマス(拍手)

第二點、更ニ御同申上ゲタイノハ、政府ハ今回ノ増稅收入ノ標準ヲバ、何レノ點ニ置カレタコト云フ點デアリマス、是マドノ増稅ハ、林内閣ノ所謂結城増稅ニ致シマシテモ、近衛内閣ノ賀屋增稅ニ致シマシテモ、或ハ平沼内閣ノ渡邊増稅ニ致シマシテモ、大體其ノ年度ノ公債發行豫定額ノ拂ガ標準トセラレテ居ツタヤウニ見受ケルノデアリマス、或ハソレハ偶然ノ暗合デアルカモ分リマセヌガ、結果的ニ見ルト、大體左様ニ相成ツテ居ルノデアリマス、然ルニ今回ノ増稅額ハ十五年度分ダケデ六億圓ヲ超過

シ、ソレニ加フルニ租税ノ一種トモ見ルベ  
キ煙草及ビ「アルコール」賣渡價格引上ニ依  
ル專賣局益金ノ増加等モアリマシテ、十五  
年度ノ公債發行豫定額ノ利拂ヲ超ユルコト  
是ニ大ナルモノガアルノデアリマス、或ハ  
是ハ公債増發分ノ利拂ヲ目標ニハシテ居ル  
ノデアルガ、餘リ頻繁ニ稅制、稅率ヲ變更  
スル譯ニモ行カナイカラ、日本ノ現時ノ歲  
出豫算ノ趨向ヲ參酌致シテ、數年先ノ將來  
ヲモ見込シダモノデモアルノデアリマス  
カ、或ハ又現在ノ我ガ國民所得ニ標準ヲ置  
カレテ、此ノ程度ヲ以テ國民所得相當ト御  
認メニナツテモ居ラレルノデアリマセウ  
カ、此ノ際政府ハ今日ノ我ガ國民所得ヲ如  
何様ニ見テ居ラレルノデアルカ、ハツキリ  
ト御伺致シテ置キタイト存ジマス、本稅制  
案檢討ノ基礎トモナルベキモノデゴザイマ  
スルカラ、數字ヲ以テ明確ニ御示ガ願ヒタ  
イ（拍手）或ハ臨時軍事費即チ今回ノ支那事  
變費ニ對スル割合、比率デモ標準トセラレ  
タノデアリマセウカ、若シソレナラバドノ  
程度ノ割合ヲ適當ナリト御考ニナツテ居ル  
ノデアルカ、前回世界大戰ノ實例ニ徵シマ  
スルト、戰費ニ對スル租稅ノ割合ハ、英吉  
利ノ約二割ヲ最高ト致シマシテ、獨逸ガ六  
分、佛蘭西其ノ他ハソレ以下トナツテ居ル  
ノデアリマス、然ルニ我國ハ單ニ變費ニ  
對スル增稅割合ダケヲ申シマシテモ、昭和  
十二年コソ二分六厘ノ低率デアリマシタ  
ガ、十三年ニハ七分ヲ超シ、十四年ニハ一  
割三分四厘トナリ、本十五年ハ恐ラクハ二  
割ヲ超スデアラウト思ハレルノデアリマス、  
吾々國民ハ此ノ租稅ノ一點カラ見マシテ  
モ、他國ニ優レタル愛國ノ赤誠ヲ捧ゲテ居  
ル譯合デアリマスルガ、一體政府ハ何バ  
セントーラ相当トシ、何バ一セントレマ  
デ増稅收入ヲ高メ得ルト御考ニナツテ居ル  
ノデアルカ、此ノ點ヲ御伺致シタイ、世間  
デハ、今度ノ稅制ニ彈力性ガ附與シテアル  
ノハ、此ノ稅制ノ上ニ立ツテ來ル年モ來ル  
年モ益、增稅スル政府ノ方針デハナイカト、  
危惧ノ念ヲ抱イテ居ルノデアリマス、明確  
ナル政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト存ジマス、

税聞ク所ニ依リマスルト政府ノ一部ニハ、増  
稅ニ依ツテ國民ノ購買力ヲ奪ヘバ國ノ財政  
ハ健全トナリ、惡性「インフレーション」ヲ  
防ギ得ルト考ヘテ居ラレル方ガアルトノコ  
トデアリマスルガ、總理大臣、太藏大臣及  
ビ商工大臣ハ、此ノ點ニ付テ如何ニ御考ニ  
ナツテ居リマスルカ、申スマテモナク事變  
下ニ於キマシテハ、經濟界ノ活況コソ租稅  
增收唯一ノ根源デアリマシテ、經濟界ノ活  
況ナキ所ニ租稅收入ノ增加ハ全然期待スル  
コトが出來ナイノデアリマスルガ政府ハ左  
様ニハ御考ニナツテ居ラナイカドウカ、此  
ノ點ヲ御伺致シタイ

第三點、本稅制案ハ現下特ニ必要ヲ痛感  
セラレテ居リマスル生産擴充ヲ阻碍シ、所  
要物資ノ供給ヲ減退セシムルコトハアリマ  
セヌカ、此ノ點ヲ御伺致スモノデアリマス、  
申上グルマデモナク各種企業ニ對スル租稅  
負擔ヲ加重致シマスレバ、一方ニ生產ニ必  
要ナル資本ノ蓄積ヲ阻礙致シマスルシ、他  
方ニ利潤率ヘノ壓迫トナリマシテ、生產過  
程ヲ粗放化シ、社内分配ヲ増加サセマシテ、  
其ノ極、營勵能率ハ低下スルシ、生產「コ  
スト」ハ高マルシ、生產障碍トナルコトハ  
觀易キ道理デアルト考ヘルノデアリマス、  
斯クシテ生産ノ減少、對外競爭力ノ不振ト  
ナリ、供給力ノ増大ニ依ツテ圖ラントスル  
シト「ハ高マルシ、生產障碍トナルコトハ  
靈給ノ調整ヲ困難ナラシメ、延イテ物價對  
策ヲ破綻セシムテ、輸出貿易ノ伸張、輸入  
能力ノ増強ハ得デ期スペカラザルコトトナ  
ルト考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ  
政府ノ所信ハ如何デアリマセウカ、御承知  
ノ通リ各種ノ企業ハ法人稅ノミデモ實ニ百  
分ノ二十ト云フガ如キ高率デアリ、而モ  
此ノ稅金ハ經費ト看做サヌト云フ苛酷  
ニ近イ取扱ヲ受ケルコトニナツテ居ル  
ノデアリマスガ、之ニ付テハ只今小山君  
ニ對シテ藏相ノ御辯明ノ次第モアリマ  
シタケレドモ、少クトモ之ヲ以テ生  
擴充ニ惡影響ヲ及ボスモノニアラズト  
言フガ如キハ、強辯モ甚シキモノナリト言ハ  
ザルヲ得ナイト考ヘマス(拍手)既ニ現在ハ總  
動員法第十一條ノ發動ヲ見テ、配當制限等方

現實ニ行ハレテ居ルノデアリマスルカラ、會社ノ内ニ保留セラレテ居ル利益金ハ之ヲ生産擴充ニ使用スルカ、或ハ政府ノ指定スル公社債ヲ引受ケルカ、要スルニ國策ノ命ズル所ニ從ツテ其ノ保留利益ヲ使用スルヨリ外ナイノニ、ソレマデ取上げテシマツテ生産擴充ヲ不可能ナラシムルガ如キ増税案ハ、生産擴充方刻下喫緊ノ急務トセラレテ居ル情勢ニ鑑ミマシテ、果シテ安當ナリト言ヒ得ルデアリマセウカ、ソレトモ政府ハ、本稅制案ヲ以テ左マデ生産擴充ニ惡影響ハナリ御考トナツテ居ルカドウカ、此ノ點ヲ餘り輕ク御考ニナリマスト、由々シキ事態ヲ惹起スデアラウト考ヘマス、此ノ點多年日本ノ實業界ニ御雄飛ニナツタ「ペチラン」日本大臣藤原サンノ率直ナル御答辯ヲ願ヒタイト存ジマス。

第四點、次ニ本稅制改革ハ戰時諸政策、就中政府が當閣以來高調シテ居ル所謂低物價政策ニ背馳スルモノヤウニ考ヘマスルガ、政府ノ御所見ハ如何デアリマセウカ、私ハ政府現在ノ物價政策ヲ宜シシトハ考ヘテ居リマセヌ、否必ズヤ近ク修正改訂セラルベキモノデアルト考ヘテ居リマス、是マデノ政府當局ニヤウニ觀念的ナ低物價政策ニ因ハレテ居ソテハ、遠カラノ其ノ行詰リヲ來スベキハ火ヲ睹ルヨリモ明カデアリマス(拍手)否遠カラズデハナイ、既ニ石炭、木炭、セメント、肥料、飼料、銅料等幾多ノ物資ニ其ノ暴露シツツアル現狀デハゴザイマセヌカ、此ノ事ハ他ノ機会ニ詳カニ御尋ラスル積リデアリマスカラ、賣上稅ノ増徵、通行稅、建築稅等ノ如キ流通稅系統ノ增徵、各種消費稅系統ノ增稅ハ、結局ソレガ物價騰貴ノ原因ヲ成シ、政府ノ標榜スル低物價政策ニ背反スルモノレ御考ニナツテハ居ラヌカドウカ、或ハソレラモ若干ノ増稅ハ當然ナリトノ論モアルデ

アリマセウ、一ツノ理窟ガナイトハ申シマ  
セヌガ、酒、煙草ノ如キ嗜好品デスラ、國  
民日常ノ實際生活トハ密接不可分ノ關係ニ  
アリマスルノミナラズ、總テノ物資、總テ  
ノ物價ハオ互ニ關聯性ヲ持チ、又ハソレム  
ニ因果關係ヲ結バレテ居ルノデアリマシ  
テ、獨リ其ノ物ダケノ値上リニ止マラナイ  
コトハ多ク申スマデモナイコトト存ジマ  
ス、一隅ヲ擧ゲレバ他ノ三隅自ラ擧ガルモ  
ノ比々皆然リト申サナケレバナリマセヌ  
(拍手)加之前ニ申述ベタ通り、現在ノ企業  
經營ニ對スル租稅負擔ノ重課ハ勢ヒ生産費  
ヲ高メ、物價高ヲ招來セズニハ置カナイデ  
アラウト考ヘマスルガ、政府ノ御所見ハ如  
何デアリマセウ、或ハ政府ニ於テハ此ノ程  
度ノ増稅ナラバ、政府ハ適正價格ノ形成ヲ  
以テ對處シテ行クカラ左マデ物價ニ影響ス  
ル筈ハナイト申サレルカモ分リマセヌガ、  
ソレナラバ、適正價格トハ何デアルカ、吾  
吾國民ハ、物價トハ消費者方通貨ヲ以テ現  
實ニ買入レ得ル物ノ價格グト考ヘテ居ルノ  
デアリマスルガ、政府ハ需給關係ヲ棚ノ上  
ニ上ゲテ、單ニ生産費等カラ割出シタ價格  
ヲ適正價格デアルトシ、動モスレバ表ニ載  
セ、「リスト」ニ加ヘタ政府ノ公定價格ヲバ  
物價ナリト御考ニナツテ居ルノデアリマ  
セヌカ、私ハ敢テ御尋ラスル、吾々國民方  
今日公定價格デ買入レ得ル物資方處ニ下  
レダケアルト言フノデアルカ(拍手)吾々方  
今日要リモセヌ灰ヲ買ハナケレバ炭ヲ買フ  
コトガ出來ナイ、米ヲ賣ラナケレバ肥料ヲ  
賣ツテ吳レナイト云フ狀態ヲ何ト見テ居ラ  
レルノデアルカ、吾々ハ何時マデ此ノ表面  
バカリ、形式バカリノ物價政策ニ從ツテ行  
カナケレバナラヌノデアルカ(拍手)世間デ  
ハ、物價委員會等ニ實際行ハレモシナイ公  
定價格ヲ作ラセテ自ラ慰メテ居ルアノ不誠  
意ヲバ、餘リニモ高價ナ官僚的ノ遊戯ナ  
リト嘲笑シ、且ツ憤慨シテ居ルヤウニ聞イ  
テ居ル(拍手)彼ノ物價委員會ノ如キモ是マ  
デ爲シ來ツタ過誤ニ顧ミテ、根本的ニ組織  
ヲ變へ新シク出直サヌノガ宜シノデアル  
(拍手)今日ノ物價騰貴ハ、對外爲替ノ下落

輸入原材料ノ賄費等カラモ來テ居リ、殷賄業ノ好景氣、通貨ノ増發等カラモ來テ居ルガ、主トシテハ物ノ不足カラ來テ居ルノアル、此ノ需給ノ不圓滑ニ原因スル物價騰貴ヲバ、生産費ヤ手數料等カラ割出シタ  
適正價格ニ匡救セントシタ所デ、ソレガ何ノ效果ガアルデアリマ。セウカ(拍手)私ハ此ノ税制案ニシテモ、セメテ物價ヲ刺戟、衝動セ又程度ニ之ヲ修正シ、今日此ノ際ハ増産第一主義デ所要物資ノ生産擴充ニ一路邁進スペキモノデアルト考ヘマスルガ、政府ノ御所見ハ如何(拍手)

第五點、次ニ今度ノ税制案ニ依リマスルト、生産的ニ利用セル資本ノ所得ヨリモ、生産目的以外ノ投資、即チ利子所得ナドニ輕ク課稅シ、又財產ヲ運用シテ收入ヲ得レバ段々負擔ガ重クナルニ對シ、其ノ財產ヲ遊バセテ享樂用トシテ無収益ノ状態ニ置ケバ租稅ヲ免レ得ルコトニナツテ居ルガ如キハ、全ク資產ノ樂的使用ヲ禁ヌルモ同然デアツテ、思ハザルモ甚シキモノナリト考ヘマス(拍手)政府ハ近時書畫、骨董、寶石類ノ法外ノ値上リ等ヲ何ト見テ居ラレルノデアルカ、御所見ヲ承リタイト存ジマス

第六點、次ニ本税制案ハ負擔ノ均衡ヲ圖ルヲ目的トシテ居ルト云シテ只今モ縷御述ニナリマシタガ、果シテ本税制案ハ其ノ點ニ遺憾ナインノデアルカドウカ、事變下ニ於テハ事變ニ依ツテ受ケル影響ガ一様デアリマセヌ、一方ニ殷賄業ト稱セラル部門ガアツテ、法外ノ收入給料、「ボーナス」配當等ヲ得テ、此ノ世ノ春ヲ謳歌シテ居ル者ノアル反面ニハ、他方ニ原材料ノ入手難、統制ノ強壓、取扱商品ノ激減等ニ依リマシテ、或ハ轉失業ノ餘儀ナクセラレ、或ハ收入ノ減少ヲ來ス等、氣ノ毒ナ人々ガ決シテ少クナノアリマス、特ニ是マデノ統制經濟ニ於テハ、大資本家、大企業家ニ厚クシテ、中小業者ニ薄キ嫌ガ最モ多カツタノルアリマス、隨て租稅負擔ノ均衡公正ヲ得マスルコトハ、社會的ニ見テ極メテ重大ナル意義ヲ持ツテ居ルノデアリマス(拍手)然ルニ此ノ税制案ヲ見マスルト、分類所得稅

農業者ト農業者以外トノ課税ノ不均衡ハ、依然トシテ十分ニ是正サレテ居ル、果シテ是が公平ナリト言ヒ得ルデアリマセウカ、又百圓以上ノ勤勞所得、即チ極メテ僅少ノ收入シカナイン者ニマデ課税セラレテ居ル、果シテ是ガデアル、特ニ四百圓以上ノ事業所得、六百圓以上ノ勤勞所得、即チ極メテ僅少ノ收  
入シカナイン者ニマデ課税セラレテ居ル、年々數万圓ノ利子收入ヲ受ケテ居ル金持ニ對シテハ、源泉課税ト綜合課税トノ自由ナル選擇ヲ許シテ居ルガ、餘リニモ御都合主義ニ至  
公平ヲ缺イテ居ルコトハナイカ(拍手)是モ原案ニハ綜合課税トシテアツタモノヲ、金融業者ノ要請ニ動力サレテ之ヲ變更シ、爲  
一千五百万圓カラノ國庫減收ヲ招クニ至  
ツタト聞イテ居ル、何十万圓、何百万圓ノ  
公社債、預貯金ヲ持ツ人々ニ對シテ、厚キ  
コトスノ如クデアル、何故ニ少額所得者ニ  
對シテ今少シク親切ト同情ヲ寄セナインデ  
アルカ(拍手)此ノ稅制改革案ハ、平沼内閣ノ、其處ニ居ラレル石渡元藏相ノ草案ニ  
係ルモノヲ骨子トシテ居ル、大體ニ於テ良  
ク整ヒ、良ク出来テ居ツテ敬服ニ堪ヘナイン  
ガ、ドウモ高級官吏ナドニハ頗る都合ガ宜  
シイガ、下級官吏其ノ他ニ洵ニ思ヒヤリノ  
足ラヌ、點ガ多イノニアリマス(拍手)特ニ  
少額ノ事業所得者ナドニ對シマシテハ、  
少カラズ實情ガ無視セラレテ居リマスル  
ヤノ感ガ深イノニアリマス、而モ其ノ後  
ニ於テ、起案當時トハ四箇ノ事情ヤ物價  
情勢等ガ著シク異ソテ參ツテ居ルノデアリ  
マス、事業所得ニ四百圓、勤勞所得ニ六百  
圓ノ控除ハ認メテハアルガ、今日日常用品  
ノ値上リ、生活費ノ昂騰等ニ鑑ミルナラバ、  
是等ノ控除額ハ實情ヨリ餘リニモ遠ザ  
カリ過ギテ居リハ、セヌカ、四百圓、六百  
圓ト言ヘバ、一箇月僅々三十三圓ト五十圓  
トデアリマスルゾ、若シ石渡元藏相ノシテ  
之ヲ今日起案セシムルナラバ、少クトモ前  
者事業所得ニ六百圓、後者勤勞所得ニ八百  
圓ノ控除ハ盛ラレタコトデアラウト考ヘル  
ノデアリマス、如何ニモ租税ノ普遍化ハ喜

ウカ、御伺申シタイ  
第七點、次ニ相續稅ニ付テモ一言ダケ御尋申上ゲテ置キタイ、最近歐米ノ稅制ニ倣ツテ、相續稅重課ノ傾向ガアリ、多少ノ理由ヲ認ムルモノデアリマスガ、今度ノ稅制案ノ如クニ急進過激ナモノヲ見マスル、是ガ因シテ家族制度ヲ尊重シ、之ヲ基本トスル日本ノ國風ニ反スルヨコトハナイカドウカト云フ疑フ持タザルヲ得ナイゾアリマス、祖先ヲ敬ウテ其ノ祭祀ヲ絶タズ、何事モ家本位ニ行ク所ニ日本ノ世界ニ冠絶セル美風良俗ガ保タレテ居ルノデアリマス、然ルニ今度ノ稅法ニ依レバ、恐ラク相續ヲ二回モスレバ、三代目ニハ家ニ傳フベキ何物モ無クナツテシマフデアラウト考ヘル、私ハ斯様ナ急進的ナ歐米思想的ナ相續稅ノ重課ハ、日本の稅制ノ立場ヨリ見テ考慮ヲ要スペキモノノナリト考ヘルガ、政府ノ御所見ハ如何デアリマセウ、更ニ相續稅ニ物納制ヲ加味スルコトニ致シマセヌト、實際相續ノ大部分ヲ占メマスル不動產ノ如キハ、是ガ處分上ノ困難甚シク、強ヒテ之ヲ賣却セントスレバ、稅務署査定額ノ二分ノ一、三分ノ二ニモ足ラヌ場合ヲ生ジマスルシ、又流通性ヲ缺イテ居ル小會社ノ株式證券ノ、如キモノハ、全然換價ノ方法ガナイ場合ヲモ誤リガアルノデアリマス、年賦ノ制ヲ設ケテアルカラ云々ト言ハレルケレドモ、是ハ今少シク實情ニ即シテ、物納制ヲ採用セラルベ財產ヲ現金同様ニ考ヘテ居ル點ニ根本的ノ誤リガアルノデハナイカト考ヘル、政府ハ須ク實情ニ即シテ、物納制ヲ採用セラルベキモノデアルト考ヘルガ、左様ノ御意思ガナイカドウカ、此ノ點ヲ御伺致シマス  
其ノ他地方分與稅ノ制度ガ、地方自治ノ觀念ヨリシテ至當デアルカドウカ等ノ點ニ付キマシテモ御尋致シタイ點ガアルノデアリマスルガ、之ヲ委員會ニ譲リマシテ、最後ニ米内首相ニ御伺申上ゲテ置キタイコトガアルノデアリマス、政府ハ過日來屢々一品

一錢ト雖モ之ヲ尊重シテ苟モセザル旨ヲ御率ニナツテ居ル、固ヨリ左様ナクテハ相成ラヌノデアリマスガ、現在見受ケル所ノ官吏ノ氾濫、局課ノ増設、事務ノ濫滯、無能考ヲ願ヒタイノデアリマス、或ル人ハ、若シ政府ニシテ、政府ガ國民ニ要請セル戰時、國民ハ果シテ政府ノ言明ヲ其ノ儘ニ受取ルコトガ出来ルデアリマセウカ(拍手)篤ト御率ノ擴大等々、年々膨脹ヲ續ケテ殆ド止マル所ヲ知ラヌ財政計畫ヲ見セ付ケラレテハ、意識ノ十分ノ一デモ政府自ラ之ヲ持ツテ居ツキノ實行ニ努メナルバ、増稅案ノ如キハ恐ラク半減シテモ尙ホ餘リアルベシト云フコトヲ言ツテ居リマス(拍手)豫算ニシテカラガ、其ノ不要額ハ昭和十二年度二億四千万圓、十三年度三億四千万圓ノ巨額ニ達シ、十四年度モ恐ラクハソレ以上ニ上ルデアラウト思ハレマス、率直ニ申上ゲマスト、今日國民ノ大部分ハ租稅ノ非常ナル重壓ニ苦シンデ居ルノデアリマシテ、殆ド堪フベカラザルヲ堪ヘテ居ルト云フノガ僞ラザル實情デアルト思フノデアリマス、試ニ御考ヲ願ヒタイ、租稅收入ノ豫算ハ、昭和九年度八億四千三百萬圓、十一年度九億二千三百萬圓デアツタモノガ、事變勃發ノ十二年度ニハ十三億七千五百万圓ニ激増シ、爾來相次グ増稅ニ依リマシテ十三年度ニハ八億五千万圓、十四年度ニハ二十二億四千五百萬圓ト増加致シテ居リ、本十五年度ニハ此ノ大增稅案ニ依リマシテ一躍三十一億四千七百万圓ノ巨額ガ計上セラレテ居ルノデアリマス、勿論堪ヘ得テ餘リアルモノモ相當アリマセウケレドモ、納稅義務ヲ果スニ汲々タル者ノ少カラザルベキコトハ否ムコトノ出來ナイ事實デアルト存ジマス、私ハ政府ニ於テ此ノ增稅案ヲ提出シテ國民ニ協賛ヲ求メラル以上ハ、政府ニ於テモ何カ一大決意ト覺悟トヲ御持チニナツテ居ナケレバナラヌト考ヘル(拍手)即チ過日來屢々當議場デモ問題トナツタ官吏制度ノ根本的改革ヲ斷行セラルルハ勿論、暫ツテ行政整理ヲ斷行シ、全閣僚ノ一致協力ニ依ツテ行

政機構ヲ簡易ナモノニシ、能率のナモノニシ、合理的ニ冗務ト冗費トヲ節約セラレタ  
シト云フコトデアリマス(拍手)之ニ對スル  
總理大臣ノ御決意ト御覺悟ヲ御伺致シマ  
シテ私ハ質問ヲ終リマス(拍手)  
(國務大臣櫻内幸雄君登壇)  
○國務大臣(櫻内幸雄君) 小笠原君ノ私ニ  
對スル御質問ニ對シテ御答辯申上ダマス、  
今回ノ如キ大増稅案ヲ現在ノ重大ナル時局  
ニ於テ提案スルト云フコトニ付テハ、十分  
慎重ニ研究ヲシナケレバナラヌノデアル  
ガ、前内閣ニ於テ定タル所ノ本案ヲ其ノ  
儘踏襲シテ出スト云フ事柄ハ適當デナイト  
思フガ、ソレニ對シテ私ガ之ヲ修正スル考  
ガアルカナイカ、斯ウ云フ風ナ御質問デア  
ツタト思ヒマス、先刻來提案ノ理由ニ於テ  
モ申述べマシタ如ク、本案ハ多年ノ問題デ  
アリマシテ、各方面ノ權威者ヲ網羅シタル  
所ノ稅制調査會ニ於キマシテモ、實ニ二十九  
回ノ多キニ瓦ツテ調査會ヲ開イテ決定シ  
タモノデアリマシテ、私ト致シマシテハ今  
日ノ事態ニ於テ此ノ増稅案ハ適當ナルモノ  
トシテ提案ヲ致シタノデアリマスカラ、之  
ニ對シテ只今修正スルト云フガ如キハ毛頭  
持ツテ居リマセヌ、將來經濟界ノ事情ノ變  
化ニ依リマシテ修正ヲサレルガ如キコトガ  
アルヤモ存ジマセヌガ、今日現在ニ於テ此  
ノ改正案ハ適當ナルモノト考ヘテ居ルノデ  
アリマス

タノデアルカ、生産擴充ヲ妨ゲルモノデハ  
ナイカ、低物價政策ニ背馳スルモノデハナ  
イカト云フ御質疑アリマスカ、生産擴充  
ノ上ニ於テ此ノ程度ノ増稅ガ如何ナル影響  
ヲ及ボスカト云コトニ付キマシテハ、十  
分研究シナケレバナラヌコトアリマシテ、  
相當ノ考慮ヲ拂ツタノデアリマス、即チ此  
ノ度ノ増稅ハ主トシテ多額ノ利得ノアル影響  
ニ對シテ多クヲ課ケルコトニナツタノデア  
リマシテ、大體ニ於テ一割程度ノ収益ヲ收  
メル事業ニ對シテハ比較的負擔ガ少いノデ  
アリマス、即チ生産擴張ニ對シテ妨ゲトナ  
ラザルヤウニ注意ヲ致シタノデアリマスカ、  
殊ニ留保所得ニ關シテアリマスガ、留保  
所得ガ生産擴充ニ使ハレル場合等ニ於キマ  
シテハ、相當ナル減稅等モ考慮致シタノデ  
アリマス、隨ヒマシテ今回ノ增稅案ガ、我  
ガ生産擴充ヲ阻止スルガ如キ結果ハ萬ナイ  
ト考ヘテ居リマス

物價政策ニ背馳セザルヤ否ヤ、固ヨリ此  
ノ增稅ノ結果ト致シマシテ、增稅ニ依ツテ  
「コスト」ノ上ルモノノアルコトハ認メナケレ  
バナリマセヌ、併シナガラ此ノ物價政策ニ付  
キマシテハ十分ナル注意ヲ拂ヒマシテ、國  
民生活ノ上ニナクテナラヌト云フガ如キ物  
品ニ對シテハ、此ノ增稅ト云フモノヲ極メ  
テ輕微ニ致シテ居ルノデアリマス、隨テ國  
民生活ニ關シテ重大ナル關係ガナイト考ヘ  
マスノミナラズ、物價ノ昂騰ト云フモノヲ  
防ぐ上ニ於テハ、寧ロ一般ニ非常ナル利益  
ヲ儲ケテ、撒布セラレタル金ガ或ル程度吸  
收セラレテ、購買力ノ減少スルト云フ點ニ  
於テ、幾分カ低物價政策ニ貢獻スル點ガア  
ルデハナカラウカト思ツテ居ルノデアリマ  
ス

前後致シマシタガ、戰時財政ヲ確保スル  
上ニ於テ現在ノ増稅額ガ不十分デナイカ、  
又公債ニ依存シテ居ルガ、其ノ公債依存ト  
云フモノニ無理ガナイカ、<sup>當時財政ヲ確保</sup>ス  
ル上ニ於テ、其ノ幾分ヲ公債財源ニ俟チ、  
其ノ幾分ヲ增稅ニ俟タントスルノデアルカ、  
斯ウ云フ御質疑ガ一番最初ニアツタド思ヒ  
マスガ、現在ノ財政状態カラ申シマシテ、

若シ出來マスルナラバ出來ルダケ多クノ國民負擔ニ俟ツテ之ヲ支辨シテ行クコトガ一番宜イノデアリマス、歐洲大戰ノ例ヲ引キニナリマシタガ、歐洲大戰當時ニ於ケル英吉利ハ實ニ一割八分デアリマシタカヲ増稅ニ俟ツテ居リマス、亞米利加ハ二割三分ニ致スト云フコトハ容易デアリセヌノデ、日本ノ經濟界ニ影響ヲ及ボサザル程度ニ於テ併シナガラ日本ノ今日ノ財政經濟ノ事情カラ見マシテ、到底多クノ負擔ヲ稅ニ依ツテ外ナインデアリマス、唯公債ト今回ノ增稅ヲガドウ云フ關係ヲ持ツカ、今マデハ公債ヲ發行シタ利子ヲ目標ト致シテ居ルヤウデアリツカガ、今回ノ增稅ハ其ノ利子ドコロデハナイ、非常ニ巨額デアルガ、ドウ云フ目標ヲ持ツテ居ルノデアルカト云フ御尋デアリマス、是ハ今申上ゲル通り、若シ事變ノ見アリマセウ、併シナガラ今日ノ事變ハ、未だ前途此ノ程度ニ於テ此ノ事變ガ濟ムト云透シガ付キマスナラバ、或ハ發行シタル公債ノ利子ト、之ヲ償還スル所ノ金額ダケヲ増稅ニ俟ツト云フコトガ一番適當ナコトデアリマセウ、併シナガラ今日ノ事變ハ、未だ前途此ノ程度ニ於テ此ノ事變ガ濟ムト云フ確タル見透シガ付イテ居ナインデアリマス、隨ヒマシテ現在ノ日本ノ財政計畫ト致シマシテハ、出來ル限り國民ノ負擔ニ於テ、此ノ財政ト云フモノニ對シマシテハ前述ヲ見透シテ財政計畫ガ確立セラルト思多クトモ、公債財源ニ俟ツノ外ハ方法ハナシノデアリマス、即チ或ル適當ノ時期ニ於テ、此ノ財政ト云フモノニ對シマシテハ前ハ公債ノ利拂ヲ目標ト致シタモノデアリマセヌ、又公債ノ利拂と比其ノ償還ヲ目標利拂ハ增稅ニ俟ツト云フコトガ一番適當デ途ヲ見透シテ財政計畫ガ確立セラルト思ヒマスガ、今日ト致シマシテハ日本ノ經濟財政ヲ鞏固ニ致ス上カラ申シマスナラバ、アリマス、今回ノ增稅ハ其ノ利拂以上ニ達シテ居リマス、併シナガラ此ノ增稅ノ目標在ノ國力ガ是ダケノ負擔ハ爲シ得ルト云フマセヌ、又公債ノ利拂と比其ノ償還ヲ目標致シテ現在ノ八億万圓ト云フモノガ計上至サレタノデアリマセス、唯是ハ日本ノ現見地カラ決定致シタモノデアリマシテ、偶

然ニ一致シタ場合ガアルナラバ、ソレハ要スルニ偶然ノ適合アリマス、年々彈力性ヲ利用シテ増税スルノデハナイカト云フガ如キ事柄ハ、今日ハ絶対ニナイト申上ゲルノ外ナインデアリマス

生産擴充ニ對シテ阻礙ヲスルデハナイカト云フ御話デアリマシタ、是ハ先刻モ小山君ノ質問ニ對シテ申上ゲタ如ク、有ニユル臨時措置ノ點ニ於キマシテ、生産擴充ニ阻碍ヲ及ボサザルヤウニ致シテ居ルノデアリマス

低物價政策ニ背弛スルデハナイカト云フ問題ニ付キマシテハ、是ハ多分商工大臣ガ御答ニナルデアラウト思ヒマスカラ、私ハ省略致シマス

今回ノ増税ニ付テ寶石デアルトカ、骨董デアルトカ云フモノニ對シテ見逃シテ居ルノハ、是ハ即チ資產家階級ニ對シテ厚いニデハナイカ、此ノ點ニ付キマシテハ、現在ニ於テモ、ソレ等ノモノニ付キマシテ稅金ヲ課シテ居ル點ガゴザイマスガ、財產稅ヲ創設スルト云フコトニ付キマシテハ、幾多ノ難カシイ點ガアルノデアリマシテ、是ハ大ニイ考究ヲ致ス必要ガアルト思ヒマシテ、

今回ハ提案致サナカツタノデアリマス又今回ノ増税ガ大資產家ニ薄クシテ、小資本家即チ中小商工業者ニ對シテ少シ苛酷デハナイカ、即チ勤勞所得ニ對シテ六百圓ヲ基準トシ、又事業所得ニ對シテ四百圓ノ控除額ヲ決メタ、是ハ甚ダ苛酷デハナイカト云フ點デアリマスガ、先刻來申シマス通り、今日ノ事變ニ對シテハ總テ國民全體ガ其ノ負擔ニ任スルト云フ覺悟ヲ以テ進ンデ行キタノデアリマシテ、此ノ六百圓若クハ四百圓ト云フ點ニ付キマシテハ、或ハソレガ最小限度デアルヤウニ思ハマスケレドモ、一面カラ申セバ家族ノ控除率ト云フモノヲ廣く擴充致シタノデアリマス、斯ウ云フ點ニ於キマシテ此ノ點ハ緩和出來ルト考ヘルノデアリマス

次ニ相續稅ノ問題ニ付キマシテハ、先刻モ申上ゲマシタ通り所謂納稅ノ年限ノ上ニ於キマシテ相當ノ手心ヲ加ヘテ居リマス、

又極メテ短イ期間、即チ三年トカ五年トカ  
云フ期間ニ於テ再び相續ノ問題ガ起ツタ場  
合ニ於テハ、免稅若クハ減稅ノ方法ヲ講ジ  
テ居ルノデアリマス、物納ニ付キマシテハ  
是ハ大イニ議論ノアル所デアリマシテ、出  
來得レバ或ル程度物納ヲ認メルコトガ必要  
ト思ヒマスケレドモ、之ヲ實行致シマスコ  
トハ、技術上ニ於テモ手數ノ上ニ於テモ容  
易デアリマセヌノデ、今回ハ物納ト云フコ  
トハ認メナカツタ次第デアリマス(拍手)  
〔國務大臣藤原銀次郎君登壇〕

比較的國民生活ニ直接ノ影響ノナ直方面ニ  
税ヲ課シマシテ、サウシテ此ノ國民ノ消費  
ヲ節約セシメル、消費ヲ收縮セシメルト云  
フヤウナ影響ガアリマシテ、其ノ結果國民  
生活ニ必要ナル物ヲ物價ヲ騰貴ヲ防グト云  
フ作用ヲ爲スコトト存ジマス、ソレ故ニ此  
ノ稅法ノ改正ニ於キマシテ、多分大藏大臣  
カラ縷々御説明ガアツタ存ジマスガ、國民  
民生活ニ直接ノ關係ヲ及ボスヤウナ物價ニ對  
シテハ、稅ノ引上ヲ加減シテ居リマスルカラ  
ラ、旁以テ低物價政策ニ大イナル影響ガ  
ナイト信ジテ居リマス

